

10 11 28

01-43

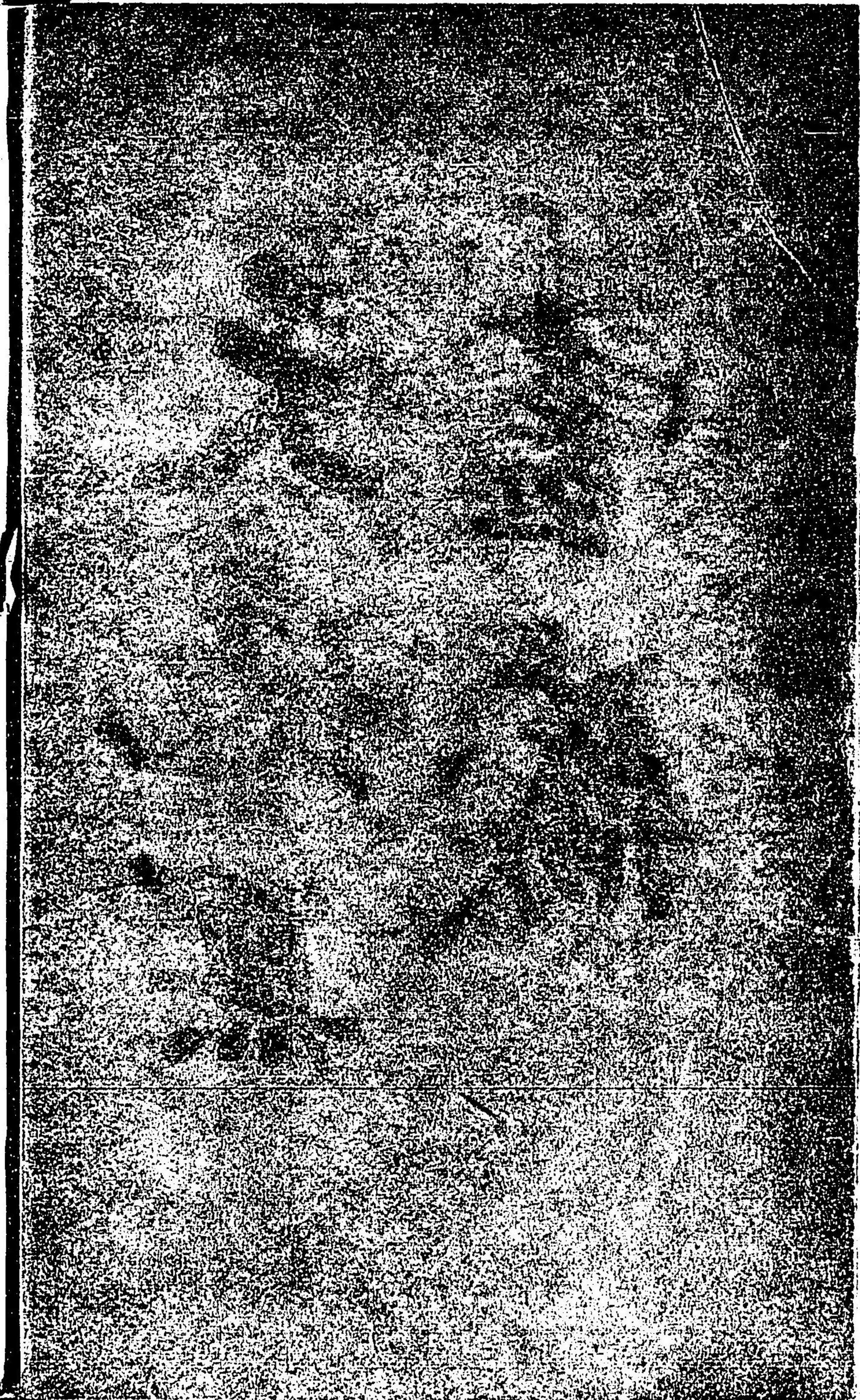
朽木通 朽木縣誌 鑑前編

正二位伯爵東久 交通禮題字
從二位子爵交野 時萬題詠
尾陽 舟橋 一也編輯

明治 37 11 丙交

兩毛文庫發行所

盡藏
天地無



顯函主文庫之首

竹直字禧



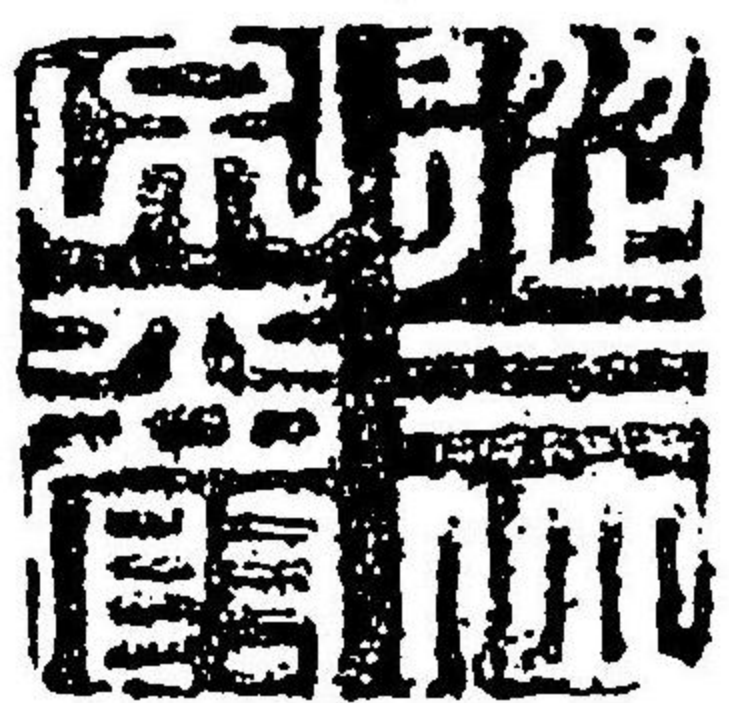
世の中ありぬ

人にもいふは

かたはらあり

ゆゑのた

從二心子爵特為



序

古に謂はずや關東八州は以て天下に敵を以足ると蓋し關東の地たる沃野渺々千里に連り鷄鳴狗吠百里に應じ加之地勢優雋にして天下の形勝を占むる事之を人身に譬ふれば恰も頸胸の樞を握つて其死命を制するに似たるを以てあり而して我下野の國は實に關東の頸部に位を八州の首腦此に宿り八州の生命此に存を見よや足利尊氏が八紘を隻手に從へて二百年兵馬の權を掌握するの初め據つて以て其雄圖を畫せるの地は此に在るを

下野國は沃野中の沃野也元と上野と共に毛野と總稱せり仁徳天皇の朝分ちて二とを國造本紀に曰く「難波高津朝御世毛野國分爲上下」と是也毛の義たる元と木を指せるものなる事彼の日本書紀に「伊和哆羅秀暮彌開能佐鳩廢志」とあるによりにて明かなれども一轉して又草木五穀の總稱となれり令の義解に曰く「謂土地之所生爲毛也」と毛野とは毛の繁茂せる原野の謂也名は實の賓たり二千年の昔既に此の名稱ありし所以は適々以て其如何に穀草の繁殖し良材の蒼鬱たるかを想ふべき也

下野は形勝中の形勝也曠古の偉人徳川家康幽魂永く天に歸せんとせむるに當り遺言して其の芳骨を埋めしめたる日光山は此にあり夫れ日光の地たる嶂嶺重疊巉崖聳立優に據つて以て八州に駕して天下を制馭せむるに足るを以て也其の山既に絶加ふるに水の冽を以て其の風光の明媚宇内に其の儔を見ざる處加之闔國の名匠を集め天下の富を傾けて作りおせる靈廟のあるあり輪奐の美金碧の燦を極め結構の壯麗世界に冠たるを見ずや

更に一下野を以て誇りとせむべきもの有り足利學校の存在是なり夫れ戦亂の世陰雲濛々天日を覆ひ血雨慘憎全國に濺ぎ子は父を害ひ臣は君を弑し彝倫地に墜ち道義日に廢れ孟子の所謂服は在衽にして言は侏儒せんとせむるの時、當り脉々たる一道の光明を濁世に照し將に絶ゆるなんとせむる文教を一縷の危きに繋ぎて陸離たる光彩歴史の幾頁を飾れるを見ずや

地勢既に優勝を占め田園亦豊饒なり加ふるに文教の中心の存在せるあり余が其の八州を睥睨して死命を制せといへるもの敢て好んで夸大の言を爲せし非ざるを知らん今余か非才淺學を顧みずして奮つて此著に從事せし所以のものは一

我が下野の地勢沿革を序述し政教文物を明かにし其の八州の首腦として天下を控制せむるに足る所以を闡明せんとせむるにあり渺たる此書希くは此の國の人士か之を過去の史上に鑒み之を現在の風潮に顧みて彼の古に恥ぢず此の山川に背かざらんの發憤を促すの一匙劑たるを得は余の本懐何物か之に若かんや

附言

本書の編纂に當りては務めて正確舛誤なからんを欲し材料を蒐むるに當りても涉獵旁索遺漏なからんを期したり今煩を避けて参考書目を列擧せず唯下野國誌と日光山志とに負ふ處極めて多きを言明す尙神社佛閣の縁起記録を見るに荒唐殆ど信じ難き俗説ありと雖も今に於て考証訂正しかたきもの多し已むを得ずして原文の儘に従ふ江湖博識の人士幸に高教を吝むあかれ

明治三十七年初冬

舟橋一也識

兩毛文庫 朽木通鑑 前編目次

朽木縣誌

◎總説

位置……地勢……經度……緯度……面積
廣袤……山嶽……河川……湖沼……原野

一頁

◎下野國歴史

- ◎上代……………五
- ◎院政時代……………七
- ◎鎌倉時代……………八
- ◎南北兩朝時代……………一
- ◎足利時代……………四
- ◎織田豊臣時代……………九
- ◎徳川幕府時代……………二
- ◎明治政府の下野……………三
- 縣廳郡市役所其他……………三

目次

- 道路……………二八
- 物産……………三〇

◎宇都宮市

- ◎概説……………三三
- ◎市名起原及沿革……………三四
- ◎舊領主……………三六
- 宇都宮家……………本多忠純の事蹟
- ◎市街沿革……………四六
- ◎明治政府の宇都宮市……………四六
- ◎名所古跡……………五四
- 宇都宮城址其他……………
- ◎古人小傳……………七〇
- 廣田執中……………大橋順藏其他
- ◎神社……………七七
- 國幣中社二荒神社其他……………
- ◎佛寺……………八〇

◎上都賀郡

●概説……………八九
●上都賀郡沿革……………九〇

◎日光山

●日光の名義……………九三
●日光山沿革……………九五
●徳川靈廟造營の事蹟……………九九
●別格官幣社東照宮……………一〇三
●境内建築物一般
○奉幣式……………一二〇
○寶物……………一二二
○日光責強飯……………一二七
○東照宮十三回忌手向の和歌……………一三六
●大猷院殿靈廟……………一三九
●境内建築物一般
●國幣神社二荒山神社……………一四二
●二荒山別宮其他……………一四三
●別院輪王寺……………一四七
●四本龍寺其他寺院堂宇……………一五五

●黒髪山……………一六二
●奇勝……………一六六
●瀑布……………一七四
●墓碑……………一七八
●黒髪山脉中の諸峰……………一八五
●白根山……………一八八
●河川……………一八九
●湖沼……………一九〇
●鑛泉……………一九一
●日光各地の名産……………一九三
●日光山八景の詩……………一九七
●鹿沼町……………二〇一
●概説……………鹿沼城址……………禁裡塚
●今市町……………二〇五
●概説……………二宮尊徳墓
●日光町……………二〇七
●足尾町……………二〇八
●概説……………足尾銅山

●刺澤村……………二二二
●飯田想左衛門城址……………藤房郷遺跡
●北犬飼村……………二二八
●北押原村……………二二〇
●古城址……………古戰場……………石山
●南押原村……………二二二
●西方村……………二二七
●古城址……………古戰場
●清洲村……………二二三
●眞名子村……………二二三
●永野村……………二二三
●龍ヶ谷城址……………百日塚
●粕尾村……………二二三
●古城址
●栗野村……………二二五
●栗野浪速城址
●南摩村……………二二六
●加蘇村……………二二七
●久我式部大輔城址

●東大蘆村……………二二九
●西大蘆村……………二三〇
●板荷村……………二三〇
●小來川村……………二三〇
●落合村……………二三二
◎下都賀郡
●概説……………二三三
●位置……………廣袤……………面積……………地勢……………河川
●道路……………區劃……………戸口……………民有ノ租地
●全免租地……………物産
●沿革……………二三五
●栃木町……………二三五
●概説……………沿革……………皆川城址……………太平山
●太平山神社……………神明宮
●壬生町……………二四三
●概説……………壬生城址……………壬生氏家系
●石橋町……………二四七
●概説

- 小山町……………二四八
- 概説……………小山城址……………小山氏家系
- 藤岡町……………二五四
- 概説……………藤岡城址
- 皆川村……………二五六
- 皆川城址……………皆川氏家系……………古戰場
- 東宮神社
- 吹上村……………二五九
- 吹上城址……………有馬氏家系……………伊吹山……………
- 標芽原
- 寺尾村……………二六一
- 部屋子城址……………梅澤古址……………芳姫の墓
- 志津村……………二六四
- 布袋岡城址
- 家中村……………二六五
- 平川城址……………細井城址……………古戰場
- 岩家塚
- 大宮村……………二六六
- 國府村……………二六七

- 國府址……………室の八嶋……………噉杜……………親鸞沼
- 稻葉村……………二七一
- 母衣掛松……………親抱きの松……………吉次の墓……………
- 高尾の車蹟……………石井伊左工門
- 南大飼村……………二七六
- 委村……………二七六
- 國分寺村……………二七七
- 國分寺址……………紫式部の墓
- 桑村……………二七八
- 絹村……………二七九
- 大谷村……………二七九
- 中久喜古城址
- 間々田村……………二八〇
- 千駄塚……………安房神社
- 野木村……………二八二
- 野木神社
- 生井村……………二八四
- 小谷古城址……………七書塚
- 寒川村……………二八四

- 古戰場
- 穂積村……………二八五
- 豊田村……………二八五
- 御城址
- 中村……………二八八
- 瑞穂村……………二八八
- 川連古城址……………高嶋御前……………諏訪神社
- 富山村……………二九三
- 富田中根古城址……………英子内親王の墓
- 静和村……………二九五
- 須藤居址……………五十畑古城址
- 岩舟村……………二九五
- 小野寺村……………二九六
- 小野寺城址……………村楡神社
- 三鴨村……………三〇〇
- 古城址……………古飛場……………奇勝
- 水代村……………三〇四
- 榎本城址
- 部屋村……………三〇六

- 前原の城址
- 赤麻村……………三〇六
- 大前古戰場……………源義家陣場……………大前神社
- 谷中村……………三〇八
- ◎ 河内郡
- 概説……………三〇九
- 位置……………廣袤……………面積……………地勢……………道路
- 區劃……………戸口……………民有々租地……………全免租地……………物産
- 沿革……………三一〇
- 上三川町……………三一〇
- 概説……………上三川城……………今泉家系
- 横川村……………三一四
- 平石村……………三一七
- 瑞穂野村……………三一七
- 本郷村……………三一八
- 吉田村……………三一九
- 薬師寺村……………三二〇

- 明治村……………三二三
- 多功城址……………三二五
- 雀宮村……………三二五
- 牛塚……………三二九
- 城山村……………三二九
- 國本村……………三三一
- 靜櫻……………和尙塚
- 富屋村……………三三二
- 大澤村……………三三三
- 豊岡村……………三三三
- 島山重慶城址……………倉ヶ崎城址
- 篠井村……………三三五
- 羽黒村……………三三六
- 絹嶋村……………三三八
- 古里村……………三三八
- 岡本信濃守城址……………義經之遺跡
- 將門之碑……………
- 田原村……………三四〇
- 豊郷村……………三四〇

- 委川村……………三四〇
- ◎芳賀郡
- 概説……………三四一
- 位置……………廣袤……………面積……………地勢……………山嶽……………河川……………區劃……………戸口……………民有々租地……………全免租地……………物産
- 沿革……………三四二
- 眞岡町……………三四三
- 概説……………芳賀城址……………芳賀氏家系……………古戰場……………縣社大前神社
- 茂木町……………三五〇
- 概説……………茂木城址……………細川氏家系……………荒祖神社
- 益子町……………三五五
- 益子城址……………益子氏世系……………清水冠者義高墓
- 久下田町……………三五九
- 首塚……………

- 中村……………三六一
- 八幡宮……………
- 長沼村……………三六四
- 長沼城址……………長沼氏家系……………八幡宮
- 大内村……………三六七
- 大野原……………
- 物部村……………三六八
- 古城址……………二宮尊徳之墓
- 山前村……………三六九
- 勝道上人出生地……………
- 田野村……………三七二
- 郷社八幡宮……………
- 七井村……………三七三
- 龜岡八幡宮……………
- 逆川村……………三七六
- 芳賀六郎信高城址及墳墓……………
- 中川村……………三七七
- 猫石……………
- 須藤村……………三七九

- 須藤城址……………
- 小貝村……………三八一
- 市羽村……………三八一
- 南高根澤村……………三八一
- 般若塚……………種姫之墓
- 祖母井村……………三八二
- 祖母井城址……………赤松則祐墓
- 水橋村……………三八五
- 古城址……………太閤塚……………郷社八幡宮
- 清原村……………三八七
- 古城址……………舍人親王の墳墓
- ◎那須郡
- 概説……………三八九
- 位置……………廣袤……………面積……………地勢……………山嶽……………河川……………區劃……………戸口……………民有々租地……………全免租地……………物産
- 沿革……………三九一
- 那須野原之事蹟……………三九三

- 那須噴火山……………四〇一
- 那須温泉……………四〇二
- 太田原町……………四〇四
 - 概説……………太田原城……………太田原氏家系……………
 - 招魂社……………
- 佐久山町……………四一三
 - 概説……………古城址……………福原氏家譜……………福原
 - 古蹟……………那須余一宗隆之墓……………
- 鳥山町……………四二四
 - 概説……………鳥山城址……………大久保家系……………鳥
 - 山の景……………
- 馬頭町……………四三二
 - 概説……………武茂城址……………穴居之遺跡……………
- 川西町……………四三五
 - 概説……………白旗山城址……………佐藤兄弟の碑……………
- 黒羽町……………四三七
 - 概説……………黒羽城址……………大関氏家系……………古
 - 館址……………招魂社……………
- 蘆野町……………四四六

- 親園村……………四四九
- 野崎村……………四四九
 - 澤村城址……………將軍塚……………
- 上江川村……………四五〇
- 下江川村……………四五〇
 - 川井城址……………
- 荒川村……………四五一
- 向田村……………四五二
- 境村……………四五二
 - 下境城址……………坂上齋蹟……………
- 七合村……………四五三
- 武茂村……………四五三
 - 八田業義邸址……………
- 大内村……………四五四
- 大山田村……………四五四
- 那珂村……………四五四
 - 神田城址……………御靈の宮……………
- 湯津上村……………四五七
 - 國造の碑……………

- 須賀川村……………四六一
 - 雲岩寺……………
- 兩郷村……………四七〇
 - 那須城址……………那須氏之家系……………
- 伊王野村……………四七七
 - 伊王野城址……………二岐城址……………堺の明神……………
- 鍋掛村……………四七九
 - 孝子如樵……………
- 金田村……………四七九
 - 小瀧城址……………藤ヶ館……………阿保親王の墓……………
 - …那須神社……………
- 東那須野村……………四八一
 - 黒磯驛……………黒磯神社……………孝子利右工門……………
- 狩野村……………四八三
- 西那須野村……………四八三
- 高林村……………四八三
- 那須村……………四八四
 - 殺生石之事蹟……………温泉神社……………放家僧……………

- ◎塩谷郡
- 概説……………五一九
 - 位置……………廣袤……………面積……………地勢……………道路
 - 區劃……………戸口……………民有々租地……………全免租
 - 地……………物産……………山嶽……………河川
 - 沿革……………五二〇
 - 矢板町……………五二二
 - 概説……………鹽谷山長興寺……………鹽谷城址……………
 - 鹽谷氏家系……………
 - 氏家町……………五二六
 - 概説……………氏家城址……………氏家氏系譜……………
 - 喜連川町……………五二八
 - 概説……………喜連川城址……………喜連川藩主……………
 - 足利氏家系……………鹽谷の里……………狐川の里……………
 - 泉村……………五三一
 - 箆根村……………五三一
 - 鳩ヶ森古城址……………
 - 塩原村……………五三四

- 有綱祠……………妙雲寺……………城址……………瀑布……………
- 勝地……………奇蹟……………鑛泉……………妙雲尼の墳墓……………
- 高尾碑……………
- 栗山村……………
- 鬼怒川……………鑛泉……………瀑布……………
- 三依村……………
- 藤原村……………
- 高徳城址……………柄倉古戰場……………瀑布……………
- 鑛泉……………
- 船生村……………
- 玉生村……………
- 大宮村……………
- 阿久津村……………
- 北高根澤村……………
- 權現山古城址……………
- 熱田村……………
- 片岡村……………

◎安蘇郡

- 概説……………舊城址……………
- 旗川村……………
- 妻鳥城址……………免鳥古戰場……………
- 植野村……………
- 植野城址……………彌田氏家系……………奥州塚……………
- 堺村……………
- 常盤村……………
- 阿土山城址……………佐野常世館址……………
- 氷室村……………
- 黄平原城址……………
- 野上村……………
- 舊城址……………
- 三好村……………
- 岩崎城址……………
- 新合村……………
- 舊城址……………佐野宗綱戦死の地……………
- 赤見村……………
- 舊城址……………古宅址……………赤見古戰場……………磯……………
- 山……………十三法塚……………赤見太郎の墓……………

- 概説……………
- 位置……………廣袤……………面積……………地勢……………道路……………
- 區劃……………戸口……………民有々租地……………全免租地……………物産……………
- 沿革……………
- 安蘇山及阿蘇の川原……………
- 佐野町……………
- 概説……………佐野城址……………佐野氏家系……………佐野公園……………郷社朝日森神社……………
- 堀米町……………
- 概説……………堀籠有元宅址……………彦狹王墳墓……………
- 大伏町……………
- 概説……………阿曾沼城址……………阿曾沼氏家系……………舊城址……………古戰場……………安蘇沼護良親王遺跡……………阿武塚の松……………
- 田沼町……………
- 概説……………唐澤山城址……………舊城址……………唐澤山神社……………
- 葛生町……………

◎足利郡

- 飛駒村……………
- 小野高吉城址……………根本山神社……………
- 概説……………
- 位置……………廣袤……………面積……………地勢……………道路……………
- 區劃……………戸口……………民有々租地……………民有免租地……………物産……………
- 沿革……………
- 足利町……………
- 足利城址……………足利氏家系……………足利學校……………小松内府墓……………鐵阿寺……………八雲神社……………
- 毛野村……………
- 小野寺城址……………海老塚……………
- 富田村……………
- 西場城址……………
- 吾妻村……………
- 龜ヶ井館址……………
- 北郷村……………

目次

足利義兼之墓……………長途路川の櫻

●三重村……………六二一

●山前村……………六二二

小此木宅址……………力士有土山……………郷社大原
神社

●三和村……………六二三

松田館址

●葉鹿村……………六二五

●小俣村……………六二五

小俣城址……………小俣古戦場

●菱村……………六二八

細川城址

●梁田村……………六二九

●久野村……………六二九

●筑波村……………六二九

●御厨村……………六二九

輻居驛

●山邊村……………六三〇

◎拾遺

●日光裏山……………三

目次終

兩毛 朽木通鑑前編 朽木縣誌

舟橋一也編

総説

我下野國は東山道の中央に位し東は常陸國に隣り西は上野國に接し南は下總武藏の二國に連り北は磐城岩代の二州に界す國內を分ちて宇都宮市上野郡下都賀郡河内郡芳賀郡那須郡鹽谷郡安蘇郡足利郡の一市八郡とす土地頗る高くして海面を抽くこと宇都宮市(測候所在在)にありて殆ど四百尺なりとす山脈は西上野國より來り上都賀鹽谷兩郡に入りて重疊蟠結せり其最も秀抜にして西北に聳ゆるもの黒髮山(又男體山と云ふ之に接して大真名子小真名子太郎の支峯あり)白根山積雪皚々其西方に連り又其山脈に接して南方に起るを庚申山と云ふ(頗る奇石怪岩に富み天造の奇勝と稱す)北方は乃雞頂男鹿の二峯群山の表に屹立し大佐飛小佐

飛の諸山其間に起伏す其他の連嶽州の北境を環り茶臼嶽朝日嶽に至り北岩代に入る東方は八溝山山嶺蜿蜒南走して鷲子山に連り佛頂雞足の二山又其南に並列し以て常陸の國境を畫す南方一面は田野曠豁遠く武藏下總に亘る河川は概ね源を北部の山間に發し南流して稻田に溉き或は水運に便し或は東海に潮す(鬼怒川中央を流れ那珂川東部を南下し渡良瀬川西より環り利根川に注ぐ其他は概ね支流に屬す)一水遠く北部の山間に發し大小の諸川を蒐め下都賀郡壬生町に至りて南流す之を思川と云ふ上都賀下都賀安蘇足利の四郡は其以西にあり地味膏腴桑麻稻麥適せざるなく宇都宮市及河内芳賀那須鹽谷の四郡は其以東にあり地味肥瘠相交る五穀或は適し或は適せず特に那須郡の如きは曠原最も多く所謂那須野ヶ原なるもの荒野眇茫殆ど際涯なし然れど

も近時之か開拓に従事するもの頗る多く今や將に舊觀を改めんとす國內氣候温和にして風雨寒暑暑宜しきを
得只山嶽に接する地方寒氣稍強きのみ故に土地平坦の
地方にありては田野大に開け農産物多からず若し夫
れ農事に堪へざる地方の如きは商工の業に従事し山間
僻地と雖も生活の程度他國に譲らず風俗は近時漸く
奢侈に流れ華美に趣くとの評あり然れども僻遠の村落
にありては常に淳朴を守り冠婚葬祭皆習慣を維持して
更めず言語粗野にして方言多し

◎經緯度

●經度 東經百三十九度五十三分（英國綠威を基本
點とす假に東京天守臺を基礎とすれば七分五十八秒に
當る）

●緯度 北緯三十六度三十四分（宇都宮測候所まで
の算出）

◎面積及廣袤

郡市面積廣袤

	東	西	南	北
宇都宮市	一、〇三	一、〇二	一、〇八	
河内郡	三六、四四	四、三〇	一〇、二四	
上都賀郡	六四、七五	八、一八	一〇、〇六	
下都賀郡	六三、二八	六、〇九	六、〇六	
芳賀郡	三九、〇三	六、二四	七、〇六	
那須郡	九三、七二	七、二七	一六、一八	
鹽谷郡	八四、一八	一二、三〇	一五、〇〇	
安蘇郡	二三、八一	四、〇〇	八、一八	
足利郡	一四、八八	三、〇〇	五、〇〇	
計	四二一、一二	一九、〇〇	二五、〇〇	

◎山嶽

國內著名の山嶽左の如し

- 黒髮山 男體山、日光山、二荒山、補陀洛山等の
名あり上都賀郡日光町大字日光の奥にあり同町字鉢石
より山頂まで六里あり直立八千九百九十五尺半腹に中宮
祠及中宮祠湖あり
- 白根山 同所の奥中宮祠の西北上野の國境にあり

- 二峯相對峙し前白根、奥白根と云ふ同所字湯元より登
る三里直立八千二百尺本州第一の高山なり積雪常に絶
へず夏日も尙雪々たるを見る山上に白根神社あり
- 太郎山 同所にあり黒髮山の支峯なり直立七千二
百五十尺
- 女貌山 同所にあり亦黒髮山の支峯なり直立七千
三百尺山頂田心姫命の小祠あり
- 赤蘆山 同所にあり亦黒髮山の支峯なり直立未詳
- 大眞名子山 同所にあり亦黒髮山の支峯なり直立
六千五百尺
- 小眞名子山 同所にあり亦黒髮山の支峯なり直立
未詳
- 庚申山 同所足尾町大字足尾の奥にあり直立四千
六百尺山中奇石怪岩多し
- 二子山 同所にあり直立三千九百五十尺
- 地蔵嶽 同郡粕尾村大字上粕尾にあり直立三千八
百九十尺同村より登程三里
- 茶臼嶽 又那須嶽と云ふ那須郡那須村大字湯元に
あり直立五千七百八十尺絶頂噴火坑二所あり山麓に湯

- 元、大丸、北ノ湯、三斗小屋等の鐵泉あり
- 男鹿嶽 同郡高林村にあり直立五千八百六十尺
- 鶏頂山 鹽谷郡藤原村にあり又高原山と云ふ直立
五千九百七十七尺登程二里十八町
- 大佐飛山 同郡箆根村にあり直立四千二百尺
- 氷室山 安蘇郡氷室村にあり直立四千七百尺
- 根本山 同郡飛駒村にあり直立四千七百尺
- 其他上都賀郡に石裂山（一名尾鑿山直立二千三百尺）
那須郡に鷲子山（直立九百九十尺）國見山（直立九百
尺）鹽谷郡に白笹山（登程四里直立未詳）箆根山（登
程二里三町直立未詳）河内郡に羽黒山（登程十八町
直立千四百九十七尺）多氣山（登程十町直立未詳）芳
賀郡に鷲足山（登程一里直立九百尺）佛頂山（登程一
里五町直立八百尺）下都賀郡に鞍懸山（登程十町直
立千五百尺）出流山（直立千二百三十尺）晃石山（直
立千三百八十四尺）大平山（直立千五百五十尺）岩舟山
（直立九百尺）安蘇郡に唐澤山足利郡に行道山（直立
千二百九十尺）等あり其他枚舉に遑あらず

◎河川

國內を流通する重なる河川は左の如し

◎那珂川 源を那須郡高林村男鹿ヶ嶽より發し東南に流れて箒川蛇尾川等沿道の十一流を合じ芳賀郡を貫通して常陸國に入り末流は那珂港に注ぎ東海に潮す國內流程二十七里餘之を當國第一の長流とす

◎鬼怒川 鹽谷郡栗山村大字川俣の山中鬼怒沼より發源して同郡藤原村に至り南に折れて河内郡を經過し行々大谷田川の二流を合せ下總に入り利根川に合す國內流程二十六里二十七町水勢激烈にして舟楫の便あること僅に數里最も風光に富めり

◎渡良瀬川 源を上野郡足尾町の山間より發し南流して上野國に入り勢多山田の二郡を経て再び當國に入り桐生松田の諸川を合せ足利郡の西部を貫通し下都賀郡の境を流れて同郡野木村に至り思川と合流し武州に入り利根川に注ぐ國內流程十八里十五町

◎思川 上流を小倉川黒川と稱し水源を上野郡日光町大字山窪に發し東南に流れ下都賀郡壬生町に至り

小倉川と會し思川となり行々十數流の細川を合せ南流して渡良瀬川と共に武州に入り利根川に注ぐ國內流程六里二十八町

其他小貝川、田川、釜川、大谷川、巴波川、湯西川、滑川、松川、大豆田川、木俣川、野上川、逆川、惠川等の細川小流所在に流通せり

◎沼湖

國內の重なる湖沼は左の如し

◎中宮湖 所謂中禪寺湖にして一名幸の湖と稱す上野郡日光町大字日光の山中にあり其周圍五里九町面積七百三十二町

◎赤麻沼 下野郡赤麻村大字赤麻にあり周圍四里十八町面積二百八十町

◎入の沼 鹽谷郡栗山村大字野門に在り周圍一里二十五町面積三百五十九町

◎越名沼 安蘇郡界村大字越名にあり周圍二十九町面積五十六町

其他上野郡に野端湖、西ノ湖、湯ノ湖、魔ノ湖、

夢ノ湖、狩籠湖、赤沼、荒湯湖、佛ノ湖、鹽谷郡に鬼怒沼等あり

◎原野

當國は所在に原野多し其重なるもの左の如し

◎那須野 古來より殺生石を以て有名なる那須野の曠原は那須郡西那須野村に在り東西一百町南北三百町反別二千六百五十九町餘平原にして水利の便あり

◎鹽谷野 鹽谷郡に在り東西一百町南北百十八町反別一千一百四十五町餘平原にして水利便ならず

◎大輪地原 同郡高林村に在る平原にして東西一百二町南北三十四町反別一千五百三十九町水利の便あり
◎大野原 芳賀郡大内、清原兩村に跨る平原にして東西九町南北二百十五町反別九百八十八町四反歩水利便ならず

其他河内郡は紙園原(反別百七町餘)白澤原(反別百七十四町)上都賀郡に戰場ヶ原(反別八百九十一町)野州原(反別六百九町)芳賀郡に久下田原(反別五百六十二町)等あり其他枚舉に遑めらす

◎下野國歴史

◎上代

人皇神武天皇東征して中原を平定し大和の橿原の宮に即位ありしより開化天皇に至る九代の間は天下靜謐にして近畿事なく無爲にして治まりしか遼遠の地猶未だ王化に浴せず東北の邊陲たる我下野の如きも土地未だ開けず深林原野荒蕪として相連り榛莽荆棘生ひ茂りて山澤には猛獸毒蛇を群をなし住民は所謂蝦夷と稱する兇暴野蠻の種族にして父子夫婦の別なく男女は皆被髮左衽文身跣足の醜體をなし鳥獸の如く山野を馳せ冬は穴居し夏は樹上に棲居す故に又土蜘蛛と稱す身軀長大常人に異なるを以て八東原の名あり狼性暴情にして恒に掠盜を業とし透へは山に匿れ林に潜み鳥獸を狩獵して其肉を食し其皮を衣とし水草を逐ふて所在に横行し一所に定住せず兩毛の地過半此蠻民にして僅に河流に沿ひたる豊饒の地に良民の部落點在せしのみなりき
崇神天皇即位十年九月九日甲午大彥命、武甕川別命、五十狹芹彥命、道主命の四人に印授を授けて將軍に任

し大彦命を北陸に武渟川別命を東海に五十狹芹彦命を西道に道主命を丹波に遣はし教を受けざるものを伐たしむ大彦、渟川の二將軍は各其方面を巡征して相津の地に相遇ふと云ふ相津は即ち今の會津にして武渟川命東海より諸國を巡りて此地に至るを以て見れば其本國を經過し不逞の夷狄を征討ありしこと言を俟たず翌年四月四日將軍諸國の戎夷を征服して復命し爾來異俗王化に服し海内安寧なり

四十八年春正月豊城入彦命をして東國を治めしむ是即ち上毛野君、下毛野君の始祖にして爾來子孫累世兩毛の國造たり景行天皇の朝に邊塞亦穩やかならず二十五年乙未武内宿禰を東北諸國に遣はし人民の消息を按察せしむ四十年庚戌皇子日本武尊をして東方十二道の醜夷を征討せしむ蓋し此時本國の蠻民北隅の地に奔竄して其跡を絶ち漸次我が大和民族繁殖して皇威を仰ぎ其土に安するに至れり五十五年春二月豊城入彦命の孫彦狹島王を以て東山道十五國總督に拜す春日穴作邑今の信濃國北佐久郡に至り病死す人民之を悲しむ竊かに王の尸を盗み上野國に葬れり翌年八月其子御諸別王に詔

して東國の都督に拜し父業を成さしむ王任に赴き政績あり是より子孫其國に留まり百姓を綏撫せり

仁德天皇の朝に毛野國を割て上毛野下毛野の二國とし初めて今の下野國に豊城入彦命四世の孫奈良別を封して國造と定め玉へり爾來其子孫下毛野君として一國を主宰し世襲ありし者の如きも史乘の微すへきものなきを以て其歴世の氏名事蹟等に就ては詳かならずして當時政廳の所在地も亦何れの地にありしか正史に明記せざれども同時代より遙かに末の文武帝時代の國府は和名抄に

下野(之毛豆介乃)國(國府在都賀郡二行程上三十四日下十七日)

と見ゆ今の下都賀郡國府村は即ち其古趾なりと云ふ總社國分寺の兩村ありて社寺の舊址今猶存せり蓋し上古は國府の地に必ず一國の鎮守たる總社を建立し國造其祭典を司れり又國分寺は聖武天皇の天平年間國毎に建立ありし勅願寺にして其は必ずや國府所在形勝の位置に建立ありしものならんか上古の事は斷定し難きを以て姑らく疑を存して記載し置く

是より先き毛野國未だ上下二國に分割されざる以前景行天皇の朝に那須國造を置かれたり國造本紀に

那須國造、總向日代朝御代、建沼河命孫大臣命定賜國造

と見ゆ建沼河命は崇神帝の朝に於ける四道將軍の一人なり東北を鎮撫して功あり故に其子孫を國造に封せられしなり蓋し那須國は即ち今の那須郡にして上古は今の下野國を下毛野國那須國として各國造を置かれしも孝德天皇の朝に至り那須國を下毛野國に合して郡となせり而して其那須國造の氏名も大臣命の外那須國造の碑(碑文は那須郡誌の部に詳かなり)に那須直草提の名あるのみにして同じく其他を知ること能はず

○院政時代の下野

前九年の役源賴義東下して所在の豪傑を鎮撫し尋て後三年の戦に賴義の男義家之を平定し東國武士の欽仰する所となり恩威並び行はれしを以て八幡公の名東北に振ひ豪傑皆其麾下に屬す且つ義家爲義等嘗て下野守たりし故を以て當國の名族河内郡の宇都宮氏(宗圓の子)都賀郡の小山氏(宗郷の後裔)亦源家に隸屬し就中宇都

宮氏は其緣故淺からざるを以て源義朝下野守に拜せし時壯年なるを以て宗圓の義子宗綱、宇都宮城にありて之を補佐し後義朝左馬頭に轉任し宗綱下野權守に任じ常野兩國の地一萬五千餘町を領し日光山別當たりき其他當國の豪族には那須郡に那須氏(姓は藤原氏天治二年資家の時當國那須郡に下向し那須權守と稱す爾來子孫相襲く)芳賀郡に益子氏(姓は紀氏權守正隆、康平六年當郡に來り益子城を築き居住す)都賀郡に小山氏の一族小野寺氏、安蘇郡に同佐野氏阿曾沼氏、足利郡に同足利氏あり那須氏の他は大概小山、宇都宮兩家の旗下に隸して各郡の地を分領せり

當代に於ける兵馬の全權は賴義々家の武巧に依り源家の掌握する處たりしか保元、平治の亂に爲義義朝一敗地に塗れしより久しく潛勢力を涵養したる平氏は風雲の機に乗して源家を壓倒し後白河天皇の朝に至りて中原の鹿は平民の手に落ち仁安二年清盛入道淨海太政大臣となり藤原氏の故智を襲ふて一族を朝臣に列し其領地は天下の過半に及び政權全く平氏に歸せり、茲に於て當國の豪族亦大勢に抗する能はず陰に源家の再興を

祈るも陽に平氏の幕下に屬せり故に時として一族源平二氏に分屬し骨肉相闘くの奇觀なきにあらす高倉天皇の治承四年夏五月源三位頼政以仁王の令旨を奉じて平氏征討の義旗を擧ぐるや當國の豪族小山政光の子下河邊庄司行義は頼政の軍に従ひ其同族たる足利又太郎忠綱は平氏に屬し宇治川の戦に先登して軍功あり以て骨肉相食み廉恥地を拂ふの狀を見るべし此役頼政一敗して宇治平等院扇の芝の露と消へ失せてより平氏の專横其極に達し舉世皆其肉を食はんとす

安徳天皇の治承四年秋八月流人源頼朝以仁王の令旨を奉じて兵を伊豆に起す尋て木曾義仲信濃に起りて遂に頼朝に應じ各地に潜伏せる源氏の黨與各道に蜂起す是に於て源家の恩威に浴したる當國の小山、宇都宮、那須等の豪族一門を率ひて皆頼朝に應じ獨足利忠綱のみ平氏に屬す小山氏の一族長沼宗政、佐野基綱、小野寺通綱等は源範頼の旗下に屬し那須宗隆(餘一郎と稱す)は源九郎義經の軍に加はり文治元年春二月八島の戦に軍功あり就中那須宗隆か同合戦に扇の的を射たる名譽は今猶人口に膾炙せり、是より先き養和元年閏二月頼

守護に任じ一族門葉は皆各郡に城郭を構へて概ね其宗家の旗下に屬せり乃ち宇都宮氏の一族には河内郡に横田、多功の兩氏、那須郡に武茂氏鹽谷郡に氏家鹽谷の兩氏あり又小山氏の同族には河内郡に藥師寺氏都賀郡に長沼皆川の兩氏安蘇郡に佐野、阿曾沼の兩氏あり其他都賀郡に小野寺氏足利郡に源姓足利氏那須郡に那須氏鹽谷郡に益子氏芳賀氏等の豪族ありて皆一郡或は數村を領有せり其興廢の事蹟は本書各郡城址の項に詳記せるを以て重複を避け茲に著るしき治亂盛衰の概要を記述す

後鳥羽帝文治五年八月小山兵衛尉朝政、同五郎宗政、同七郎朝光、阿曾沼次郎廣綱、小郎寺太郎道綱、宇都宮左衛門尉朝綱、同次郎業綱、佐野太郎基綱等源頼朝に従ひ奥州の藤原泰衡を討ち戦功あり此役宇都宮左衛門尉朝綱の郎徒紀權守正重(益子城主)芳賀次郎大夫高親(芳賀城主)の兩名軍功あり殊に頼朝の賞賛を蒙り各自旗一流を賜はる蓋し正重、高親は宇都宮家羽翼の臣にして世に是を紀清の兩黨と稱し勇名あり
建久三年九月從五位下野守小山左衛門尉朝政を常陸

朝の伯父志田三郎先生義廣(爲義の三男)一族の親を顧みず頼朝に叛き兵三萬を率ひて當國に入る足利忠綱之れに應じ共に大舉して鎌倉を襲はんとす時に小山朝政の父政光皇居警衛の爲め京師にありて留守の郎黨此だ少し故に朝政伴りて義廣に款を通じ其館に迎ふ義廣大に喜び軍を進めて野木社前に到る朝政奇計を設け急に之を襲ふ義廣狼狽爲す所を知らず死傷算なく敗兵四方に散亂す當時下河邊庄司行平弟四郎政義等下總古賀、高野渡を固め足利七郎有綱其子佐野太郎基綱、阿曾沼四郎廣綱、木村五郎信綱及大田權守行朝等武州小手差原、小堤の各所に陣し敗兵を追撃す其他八田知家、下妻四郎清氏、小野寺太郎道綱、宇都宮信房、鎌田七郎爲成等皆朝政に應ず義廣遂に大敗して逃亡し足利忠綱亦西海に走り亂全く平定し藤姓足利氏此に滅亡す朝廷乃ち頼政以下の軍功を賞せり

◎鎌倉時代の下野

鎌倉時代に於ける豪族には前代より河内郡に宇都宮氏都賀郡に小山氏の兩閥族ありて子孫累世相交代して其

國村山下庄の地頭職に補任す是去る壽永二年志田先生義廣征討の功に依りてなり

全五年五月宇都宮左衛門尉朝綱法印公田百餘町を畧取する旨下野國司行房の上奏に依り朝綱は土佐國、孫彌四郎頼綱は豊後國、同五郎朝業は周防國に配流せらる尋て赦免を得て本國に歸り家督を頼綱に譲る

土御門帝建仁三年六月二十三日將軍源頼家八田朝家を下野國に遣して河野法橋全成を殺さしむ全成は頼朝の弟にして義經の同母兄なり幼名今若と稱す即ち頼家の叔父なり初め叛を謀りて常陸に放たれ尋て當國に於て誅せられたり

元久二年八月七日宇都宮彌三郎頼綱叛を謀り鎌倉を襲はんとするの風説あり將軍實朝、小山左衛門尉朝政をして其眞僞を糾さしむ頼綱乃ち書を幕府に致して異志なきを陳し髮を剃りて其罪を謝す同時に剃髮する家臣六十餘名ありき

順徳天皇建保元年九月十九日故畠山重忠の子僧重慶日光山に潜伏して浮浪の徒を嘯集し不軌を謀る將軍實朝長沼五郎宗政を遣はし之を討たしむ宗政即ち當國に下

向し重慶を誅し同二十一日首を鎌倉に献す
後深草天皇寶治元年六月五日宇都宮美作守前司時綱同
五郎同子息掃部助等三浦泰村の叛徒に興し鎌倉法華堂
に於て自殺す

後宇多天皇弘安四年閏七月宇都宮貞綱、鎌倉執權北條
時宗の命を承け中國の兵に將とし備後に至る會々元寇
十萬の兵大風に船艦を破壊せられ少貳景資等の擊破す
る所となりて敗走す然れども貞綱敢て師を返さず西海
に止まりて益武備を修む時に年僅かに十六時人其軍事
に老巧なるを稱す

後醍醐天皇元享三年二月四日皆川亦四郎宗常(都賀郡
皆川城主にして長沼氏の一族なり)鎌倉の執權北條高
時に背きて自殺し家名斷絶せしが嘉吉年間同姓長沼越
前守秀行の末孫淡路守秀宗皆川氏の故地に移住し再び
皆川と稱し子孫繁せり

後醍醐天皇英武の姿を以て武臣の專横を憤り夙に王政
復古の壮志を抱き玉ふと茲に年あり時に鎌倉の執權北
條高時暴戻にして政を失し天下の人心漸く離反し諸國
の武士亂を思ふの兆あり天皇此風雲の機に乘し一舉し

て鎌倉の覇府を倒さんと欲し元弘元年秋八月二十七日

車駕笠置山に行幸し錦旗を翻して諸國勤王の士を招集
し海内鳴然たり高時坂東諸州の兵を徴して出陣せしむ
當時下野の豪族宇都宮小山兩氏の外足利郡足利の城主
足利高氏あり足利氏は其先源義家に出づ義家の子義國
事を以て關東に誦せられ上野國に居り二子を生む義重
(新田の祖)義康と云ふ義康當國足利郡を領す因て氏と
す累世源氏の旗下に屬し屢々戰功あり平氏の盛なるに
當りて家聲甚微なりしも源賴朝征夷大將軍たるに及び
義康の三子義兼其一族たるを以て賴朝の親近する所と
なり從四位下上總介に叙任し北條時政の女を娶り義氏
を生む爾來數世北條氏と婚し稍威力あり細川、畠山、
仁木、岩松、桃井、吉良、今川、斯波、石橋、澁川、
石堂、一色等皆其一族たり義康八世の孫高氏治部大輔
に任じ弟直義兵部少輔に任す高氏自ら門地を負ふて人
の下風に立つを欲せず機を見て家名を起さんとするの
志あり元弘の亂起るに及び初北條氏の催促に應じて笠
置山を陥れ國に歸るや尋て後醍醐天皇隱岐を脱して伯
者に歸り玉ひ諸道の官軍並ひ起るに當り高時再び高氏

の出陣を促すと再三高氏大に怒り初めて勤王の志を抱
く即ち直義以下宗族三十二人兵三千を率ゐて西上し密

使を伯耆に遣して天皇に降を請ひ遂に三年五月六波羅
を陥落し功を以て從四位下左兵衛督に叙任し直義も亦
正五位下に叙し左馬頭に任せらる是より足利氏の勢威
當國に冠たり尋て北條高時新田義貞の爲に誅に伏し海
内靜寧に歸せり天皇高氏か名家の末葉たるを以て之を
寵し從三位參議に進め御諱の一字を賜ふて名を尊氏と
改む爾來新田氏と戰功を争ふて隙あり蓋し南北兩朝の
亂實に此に胚胎す

初め北條氏の關東に兵を徴するや當國の諸豪皆之に應
じ宇都宮公綱、小山朝秀等賊將大佛貞直金澤貞冬の旗
下に屬し西上す公綱由來勇名あり紀清兩黨五百騎を以
て攝州天王寺に陣し楠廷尉をして宇都宮は坂東一の弓
矢取なり紀清の兩黨は戰場に向て命を捨つるを塵芥よ
りも猶輕くすと稱贊せしめたるは此時なりとす爾來北
條氏亡び尊氏叛して南北兩朝の戰亂起るや宇都宮氏は
朝に南軍に加はり夕に北朝に興し反復常なかりしも小
山氏は毅然として終始一の如く南朝に屬せり故に宇都

宮小山兩氏の間相和せず國內私闘小戰絶ゆるとなかり

◎南北兩朝時代の下野

笠置山頭錦旗一度秋風に翻るや河内に楠氏、上野に新
田氏當國に足利氏等勤王の義兵を擧げて之に應じ忽ち
にして北條高時誅に伏し建武中興の大業全く成り政權
再び皇室に復せり而して中興の制度は文武の調和を主
とし新決所を置きて五畿八道を分治し大事は天皇記錄
所に親臨して裁斷し又武者所を置きて新田氏の族を其
頭人とす又地方は前代と同じく國司、守護、地頭を置
き國司は公卿之に應じ守護地頭は武人を以て之に補す
斯の如く中興の制度は表面完備せりと雖も皇威に誇
る公卿は軍功ある武人を輕蔑して文武の調和を缺き而
かも其兵權は依然武門武士の掌中にある賞罰亦其當を
失じ女禍盛に行はれて政令一定せず政權は公卿僧侶の
長袖者流に歸じ妓女俳倡の徒連りに采邑を賜はり有功
の武人は却て恩賞に與らざるものあり故に民心は北條
氏の故政を追慕して武門政治を希望し武人は公卿僧侶

の跋扈を憤慨し戦亂の起るを待望するに至れり

此時に方りて新田足利の二族隙あり蓋し天皇准后の言を用ひ勳功新田氏に如かざる尊氏を寵賞して中興の首功とし玉ひ義貞正成等之に亞ぐ此に於て新田氏頗る不平なり尊氏直義共に姦猾、士心を收攬して其聲望特に高きを以て密かに異圖を狭み大塔宮の英武を忌み之を讒して鎌倉に幽閉し遂に建武二年高時の子時行叛するや之を征するを名とし關東に赴き鎌倉に幕府を開きて自ら征夷大將軍東國管領と稱し義貞を誅せんと請ふ天皇激怒義貞に詔して尊氏を討たしめ玉ふ是より天下の武人交々二家の旗下に屬し戦亂絶ゆる時なく延元元年十二月天皇吉野に行幸あり同二年尊氏光明天皇を擁立し是より吉野京都相並びて海内に君臨し南北兩朝と稱せしが後龜山天皇の元中九年閏十月に至り始めて南北一統に歸せり其間凡る五十有七年干戈已む時なく宇内騷然たり

此時に於ける當國も亦小山宇都宮の二豪族を首め所在の土豪各其好む所の新田足利兩家の旗下に隸し離合散集常なく朝に南朝に降り夕に北朝に與し大戰小園相次

て起り國內恰も亂麻の如し今此間に於ける治亂興廢の蹟を釋ねて其重なる事蹟を記述せん

後醍醐天皇建武二年乙亥秋七月北條高時の子相模次郎時行(幼名龜壽)信濃に起り五萬餘餘を率ゐて鎌倉を攻めんとす小山判官秀朝、澁川義秀、岩松恒家等と之を武藏國に要し防戦利なくして同月十三日秀朝府中に於て戦死す

同年冬の十月足利尊氏鎌倉に據りて叛す宇都宮公綱、新田義貞の旗下に屬し參河國鷲坂に戦ひ軍功あり同十二月千葉貞胤と共に脇屋義助に従ひ手越河原に戦ふて足利氏の軍を破り尋て宇都宮より來會せる一族を合し義貞の軍に加はり箱根の役に戦死あり

延元元年尊氏大舉西上す義貞之を大渡に禦ぐ宇都宮公綱亦之に従ふ此役官軍利あらず京師陥落するや公綱大友泰氏と共に尊氏に降る是より先き當國にありし紀清兩黨五百餘騎鎮守府將軍北畠顯家の上洛するに會し西上せしか其主公綱賊軍に降ると聞き江州志那濱より顯家の軍に分れて京師に入り公綱の軍に合し神樂岡に城郭を構へ官軍を拒ぐ衆寡敵せず城遂に陥り公綱、尊氏

と共に西奔せしが攝州港川に至りて復官軍に降り義貞に從ひ各所に轉戦し後ち尊氏西國より東上し伴はり降を請ふに及び公綱風聲に扈從して京師に入りしが尊氏の禁錮する所となり髮を剃りて服を變じ逃れて宇都宮に還る

同二年(北朝光明天皇の御宇)公綱兵五百を率ゐ吉野の行宮に詣る天皇之を慰勞し詔して髮を蓄へしめ正四位左近衛少將に叙任し昇殿を聽す尋て國に還る

同年秋八月源顯家宗良親王を奉じて西上するや宇都宮公綱紀清兩黨千餘騎を提げて之に會し足利義詮を鎌倉に攻めて之に克ち義詮を走らす是より先き公綱部將芳賀入道禪可、公綱の男氏綱(幼名加賀壽丸)を將として賊軍に黨し宇都宮に籠城し顯家の軍を拒くと三日にして城陥り官軍に降りしが數日の後ち氏綱と共に又賊軍に投せり

同三年春正月宇都宮公綱顯家と共に進んで青野原に陣し上杉憲顯と戦ひ大に之を破り遂に西上す二月顯家、桃井直常等と奈良及び四天王寺に戦ひ大敗して河内に走るや公綱宇都宮に還り又髮を削りて名を理運と改め

正服庵と號す

村上天皇正平六年(北朝觀應二年)十一月足利尊氏南朝に降り勅を奉して弟直義を鎌倉に討つや宇都宮公綱其一族郎等たる氏家、周綱、同下総守、同三河守、同備中守、同遠江守、芳賀貞經、同肥後守、益子出雲守、藥師寺入道元可、舍弟義夏、同義春、同助義及佐野の一族等合せて千五百餘騎を率ゐ當國天明宿(今の佐野町なり)に出陣し上州を経て桃井直常を敗り駿州陸陀山に到り尊氏の軍に合し大に直義を敗る尊氏其功を賞し上野、信濃兩國の守護に補し一族郎等亦口宣位記を賜はると各差あり

同年芳賀佐兵衛尉入道禪可(本名高名、宇都宮家の被官にして所謂清黨の旗頭なり)陸陀山合戦の軍功に依り越後の守護職に補せられ從五位下に叙せらる

同七年(北朝文和元年)二月由良信阿、兒嶋高德南帝の密使を奉して東國に赴き新田義宗、脇屋義治等をして尊氏を討たしむるや宇都宮公綱、小山義政之に應じ兵を擧げて關東を征奪し大舉して西上せんと約せしむ王師男山の役に大敗すと聞き遂に國に留まる

同十九年(北朝貞治三年)足利氏上杉民部大輔憲顯を越後の守護職に補す前守護芳賀入道禪可之を拒み憲顯と戦ふと數月遂に大敗して僅かに身を當國に逃る其後憲顯鎌倉の執事たるに及び禪可益憤慨し其子伊賀守、駿河守及甥岡本信濃守等を遣し管領基氏と武藏野に戦ひ大敗して國に還るや宇都宮氏爲に和を乞ひ事已むを得たり

後龜山天皇建徳元年(北朝應安三年)五月宇都宮下野守氏綱(公綱の男)北朝の命を奉じて紀州の官軍征討の爲め同國に出陣す官軍の兵威盛んにして毎戦利あらず粉川寺に於て病死す

天授六年(北朝康暦三年)庚申五月小山下野守義政南朝に屬し義兵を擧げ當國裳原に於て宇都宮左馬頭基綱と戦ひ基綱病死す

同七年(即弘和元年)にして北朝の永徳元年なり辛酉鎌倉管領足利氏満小山氏を征討の爲め武藏の府中に出陣し七月廿四日上杉憲方をして小山城を攻めしむ義政力竭さて終に降を乞ひ髪を削りて永賢と法號す時に九月十九日なり(後義政復足利氏に叛して氏満に攻められ

永徳二年四月自殺す)

元中三年(北朝至徳三年)丙寅六月廿六日小山悪四郎隆政(義政の子幼名若犬丸)下總國古河に蜂起す管領足利氏満大軍を發して之を攻む初め足利氏の軍利あらず上杉憲孝(憲方の子)來援するに會し小山氏遂に大敗し常陸に走る

同四年(北朝嘉慶元年)小隆政、常陸宍戸男体の城(男体城は宍戸の西方愛宕山の北に城址あり)に據り四隣を奪取す十一月二十四日管領氏満、上杉朝宗入道補助をして之を攻めしむ同五年七月城陥り隆政奥州に走る(後應永二年新田氏の遺子を奉じて其黨田村庄司則義小田五郎藤綱等と兵を陸奥に起し上杉朝宗と戦ひ敗走し同四年正月十五日隆政同國會津に到り遂に力竭きて自殺し小山氏の正統茲に斷絶せり)

●足利時代の下野

姦雄足利尊氏北朝の王命を狭むで鷗島の非望を逞ふせしより名門貴族干戈の境に落魄し百姓其職に安んせざると七十年後龜山天皇の元中九年に至り南北兩朝初め

て一統に歸し後小松天皇の應永元年三世義満相國に任じ四世義持征夷大將軍となり天下稍や靜謐にして足利氏全盛の時代となれり

當時代に於ける政治は京都に征夷大將軍あり三管領評定衆等ありて之を補佐し鎌倉に關東管領西國に九州探題を置き諸國に守護地頭を置くこと鎌倉時代と同じ然れども鎌倉の頃は全國の土地は總て朝廷の御領にして所謂尺寸の地王土にあらざるなく國司は朝廷より任じ守護は幕府より補し其官制も異なりしが故に未だ純然たる封建の組織をなさざりしが足利時代に至ては將軍無限の權威を有して全國を擧げて其有となし守護地頭は將軍之を任命し別に國司を置かず皇室朝廷の御料は皆幕府より献納し天皇は空しく九五の位に座し玉ふのみ是に於て始めて真正なる封建政治の組織成りて將軍の權威無比世俗呼で公方とするに至れり

斯の如く室町將軍は旭日登天の武威ありしも尊氏が大義名分を蔑視し血を以て得たる天下は血を以て終るは數の免れざる處にして其十三代二百五十年間の歴史は宛然戦争の日記にして内に應仁の亂あり外に八道の群

雄干才を弄して將軍の威令行はれず遂に元龜天皇の戰國時代となり世は擧て暗黒界裡に沒了し去れり

當時關東の豪族の管領の治下に屬す初め尊氏其次男左衛門督基氏を東國の管領に補し鎌倉にありて關東奥羽の諸侯伯を統御せしむ爾來子孫相襲で威權漸く加はり其旗下に千葉、小山、宇都宮、結城、里見、小田、佐竹、那須の豪族あり之を關東八家と號し上杉氏を執事となし宛然京都の三管領四職に擬し自ら公方と稱し山内、扇谷の兩上杉を管領と稱し恰かも南北兩朝の分れしが如く東西に二將軍あるか如き奇觀ありき爾來京都鎌倉は兄弟相闘き兩上杉氏は威を競ふて私闘已む時なく世は漸く戰國時代に入りて北條氏は相州に佐竹、小田の兩氏は常陸に上杉氏は越後に南部、伊達、相馬、芦名、最上の諸氏は奥羽諸州に割據し大は小を合せ強は弱を壓し天下紛々として亂麻の如く群雄所在に干戈を弄せり當國も亦此時代の潮流に洩る、能はず宇都宮氏を首め佐野、長沼、那須等の諸豪各一隅に武威を張りて大戦小闘絶ゆることなく其盛衰興亡宛然走馬燈の如し左に其一班を記述せん

後小松天皇應永二十九年十月常陸國住人小栗滿堂叛し
宇都宮持綱と共に小栗城に據る鎌倉管領足利持氏其將
上杉重方及小山持政を遣はし之を討たしむ明年五月持
氏自ら將とし下總結城に至る同八月小栗城陥落し滿堂
持綱等出奔す鹽谷教綱追撃して之を斬殺す

後花園天皇文安二年足利成氏(幼名永壽)關東管領とな
り享徳元年成氏上杉憲忠を殺し古河城に走る是より総
野兩國相亂れ當國の宇都宮、小山兩氏は千葉、結城の
諸豪と共に成氏を助け其羽翼となりて山内、扇谷の兩
上杉に抗し爾來兵結て解けさると十餘年なりき

後柏原天皇永正十七年八月十一日奥州白川城主結城壽
永、岩下常陸と共に千五百騎を率ゐ常國那須郡へ來攻
す那須資房其子政資と三百餘騎に將とし淨法寺繩つる
し原に迎へ戦ひ之を撃退す是より先き那須資親男子な
し依て結城義永の次男資永を養ひ其女婿とす其後資久
(山田次郎と稱す)生る、及び實子をして家を嗣がし
めんと欲し密かに資永を殺さんとす資永之を覺り資久
を奪ふて刺殺し已も亦自刃す時に永正十三年八月三日
なり茲に於て那須氏の正統斷絶せしを以て其一族烏山

本長道等三百餘騎を從へ居城烏山より五月女坂に出で
、防戦す此役尙綱戰死し宇都宮勢大敗して退軍せり爾
來兩家の間相和せず互に反目す同十八年四月宇都宮尙
綱の子彌三郎廣綱(後に從四位待從下野守に叙任す)當
年僅かに三歳の幼兒なるを以て芳賀十郎高綱を將とし
故尙綱復讐の爲め千五百餘騎を率ゐ五月女坂に出陣す
那須高資乃大關高増を遣はし宇都宮勢を撃退せしむ高
綱大敗し僅かに身を以て免かる

弘治元年越後の上杉謙信北條氏康を伐て上杉氏の舊業
を復せんと欲し檄を關東諸將に移し之を招く當國及び
常陸の諸豪多く之に應ず

正親町天皇永祿二年己未正月北條氏康、全相模守氏政
をして三萬餘騎に將とし朽本城主佐野昌綱を攻めしむ
時に上杉謙信上州平井城にあり之を聞き自ら八千餘人
を率ゐて來援し伐て之を退く是年上杉謙信關東管領に
任す

同年夏宇都宮、佐竹等より書を謙信に送り常陸の小田
氏治北條氏に款を通するを以て之を征せんとを請ふ謙
信乃ち平井城より當國に出陣し諸將と共に八千餘騎を

の城主那須資房をして家を襲かしむ故に此役は結城氏
か其子の復讐を爲さんが爲めに來襲せしなり

大永元年十一月十四日岩下常陸、結城義永等先年敗軍
の恥辱を雪がんと宇都宮俊綱の後援を得て五千餘の大
軍を率ゐて來襲し那須氏の支城河合城を攻めて之を拔
く

大永六年十二月六日宇都宮忠綱其妹婿結城政朝と當國
河内郡猿山に戦ふ之より先忠綱の叔父芳賀興綱曾て忠
綱を恨み常に機會を窺ひしが之を聞て大に喜ひ真岡城
より紀清兩黨を率ゐ直ちに宇都宮城を襲ひて之を奪取
せり既にして忠綱政朝の爲に大敗し本城に入らんとせ
しも興綱之を拒み入城する能はざるを以て鹿沼の城主
壬生綱雄に倚りて漸く免る、を復たり興綱即ち結城政
朝の援助を得て宇都宮氏の家督を嗣ぎ忠綱に少許の
領地を興へて隱居せしめたり

後奈良天皇天文十五年五月十三日宇都宮尙綱、足利晴
氏(古河公方)の命を奉し那須高資を征討の爲め二千餘
騎を率ゐて鹽谷郡孤川(今の喜連川)五月女坂に出陣す
高資之を聞き大田原資清、大關高増、伊王野資信、千

率ゐ常陸眞壁郡山王堂に到り小田氏と戦ふ氏治城を捨
て、奔る

同三年庚申三月葦名盛氏、結城義親と相謀り三千餘騎
を率ゐて那須、白川の境上小田倉原へ出陣し那須氏の
領地を奪取せんとす那須資胤、資經千七百餘騎の兵に
將とし逆撃して之を破る

同四年正月上杉謙信小田原を攻む宇都宮氏以下諸將其
旗下に屬して出陣す

同五年三月謙信當國に入り小山秀綱を攻めて之を降し
尋て結城重朝と和し四月佐野宗綱を伐つ是より先き宗
綱の父昌綱は無二の上杉方なりしか昌綱死後嫡子宗綱
幼年なるを以て其叔父天徳寺了伯之を輔佐し謙信と隙
あり遂に北條氏に属す茲に於て謙信其反復を怒り來攻
す城兵防戦力竭き出で、降る謙信乃ち本庄繁長を城代
として據守せしめ厩橋へ凱旋す

同六年十一月北條氏政、武田信玄と力を協せ上杉氏の
厩橋城を攻めんと欲し武田氏は上州より北條氏は野州
より各軍を進む時に佐野天徳寺了伯款を北條氏に通し
其甥小太郎宗綱と共に唐澤山の要害に籠城し氏政の出

陣を促かす氏政乃武州松山より進軍し枋本城を圍ひ上杉氏の城代本庄繁長驍勇能く防戦すと雖も衆寡敵せず遂に城を捨て厩橋に走り宗綱、了伯乃代りて枋本城に入る翌七年正月上杉謙信再び枋本城を攻めて之を陥れ天徳寺了伯の反復を責めて之を追放す了伯京都へ出奔す

同七年四月北條氏政二萬餘騎を率ゐる小山高朝、全秀綱を祇園城に攻めて之を陥れ大戸氏照をして之を守らしめ更に佐野城を攻む城兵能く防ぎ抜く能はず同七月遂に小田原に退軍せり其後小山高朝父子佐竹氏の援兵を請ひ北條氏の城代大石氏照を攻め祇園城を回復して入城す

同九年八月佐竹義重那須氏の内訌に乗じ其將東政義及宇都宮廣綱に三千餘騎を附し那須資胤の烏山城を攻めしむ資胤即ち千二百騎に將とし城西治部内山に逆撃して大に之を破り政義を擒にす爾來那須、宇都宮、佐竹三氏の間干戈已む時なく一族相反目して數戰鬪あり同年九月北條氏政皆川城を襲ふ城主皆川俊宗、廣照父子撃て之を卻く

要するに當時の關東諸國は相州の北條氏と北越の上杉氏との馬蹄に蹂躪せられ當國の豪族宇都宮、小山兩氏を首め皆其麾下に屬し戰國騷亂の常として其離合集散一定せず朝に上杉氏に降り夕に北條氏に屬し君臣相戰ひ一族相争ひ一起一倒常ならず紛々として亂麻の如く蝸牛角上の小戦に離離たる時足利氏は既に覇權を失ふて尾州の織田氏頭角を現はし世運は駸々乎として織豊二氏の時代に遷れり

◎元龜天正年間に於ける下野

其身斯波氏の一被官たりし織田信長風雲の機に投じて今川義元を尾州桶狭間に斃せし以來兵勢漸やく振ひ近畿を征畧して遂に天正元年足利氏を比州に滅ぼし天下に覇たるに及び八道の群雄を鎮壓して大業將に成らんとするに當り其臣明智光秀の爲に弑せられて千仞の功空しく一簣の爲に水泡に歸し四海再び亂れんとする時猿面短軀の英雄、虎狼を叱咤して海内を掃清し撥亂反正の功を全ふして世は泰平を謳歌する豊臣時代に移れり

同十年二月佐竹義重其將長倉義當、武茂左馬介、河合甲斐守、助川周防守等を遣はし那須氏の烏山城を攻めしむ那須資胤城東の大河井山麓に逆撃して之を破る是より先き那須七騎（那須七騎の大關高増、太田原晴清、福原資孝、千本義貴、芦野盛泰、伊王野資信、那須資晴等なり）の一人黒羽城主大關高僧、資胤と隙あり密かに佐竹家に内通し去る永祿六年より戰鬪絶へざりしが同十一年に至りて調和し内訌漸く平定に歸せり

元龜三年閏正月北條氏政、秩父氏邦、太田氏房等をして小山秀綱の祇園城を攻めしむ秀綱城を出て、之を防ぎ互に勝敗あり尋て北條勢軍を收めて多功城を攻む多功房與城に據りて固守し宇都宮の軍を得て之を撃退す

同年四月足利郡小俣の城主澁川義勝北條氏の旗下に屬し小田原に在り其虛に乗じて上杉氏の麾下上州の膳備中守宗次及伊勢崎の城主荻田備後守等來り襲ふ義勝の城代石井入道尊空城を出て、肉薄し大ひに之を破り膳宗次を殺す

以上は當國に於ける足利時代の重なる歴史の片影なり

斯の如き織田豊臣二氏の過渡時代に於ける所謂元龜、天正戰國當時の下野は奈何、依然足利時代の餘波に漂流して國內小英雄の戰鬪に忙殺せられ中原の鹿何人の掌中に歸するやを知らざるが如し時に常陸の佐竹義重は小田天庵を驅逐して版圖漸く大に兵威四隣を壓して當國の宇都宮氏先つ其麾下に隸し佐野小山の諸族亦往昔の勢力なく數々北條佐竹兩氏の侵畧を被つて氣息奄々僅かに一縷の命脈を維げるのみ今其一盛一衰の現象を史籍に徴して左に抄録す

正親町天皇天正三年乙亥三月二十五日宇都宮廣綱其一族壬生義雄以下二千五百餘騎を率ゐる那須氏を伐んが爲め薄葉原へ出陣す那須資時も亦其旗下の將士を引率して同地へ出で、相戦ふ此役宇都宮氏大敗し廣綱僅かに身を以て免かれ其領地喜連川以西塩谷郡泉、山田等の諸邑擧げて那須氏の侵略する處となれり

同六年戊寅七月北條氏政皆川城を攻めんか爲め小田原を發し都賀郡大平山に出陣し皆川城と小戦あり

同七年八月佐竹義重皆川城を攻む皆川氏撃て之を退く

同九年辛巳八月北條氏政其部將北條氏邦、氏房を遣は

して佐野城を攻めしむ城主佐野宗綱、佐竹義重の後援を請ふて之を撃退す、
 同十一年癸未正月元日佐野宗綱、上州館林の城主長尾顯長を安蘇郡彦間の敷葉坂に戦ひ戦死す時に年二十八同十二年乙酉四月北條氏直常國へ出陣し皆川廣照を攻む廣照乃ち佐竹義重の援兵を請ひ對陣殆んど百日餘七月二十九日に至りて媾和し北條氏退軍す爾來皆川氏は北條氏の麾下に属せり是より先き宇都宮氏の幕下たる壬生鹿沼の兩城主壬生義雄宇都宮に叛し款を小田原に通じたるを以て北條氏大に喜び此機に乗じて一舉野州を奪せんと欲し出戰せるなり

後陽成天皇天正十四年冬十二月豊臣秀吉太政大臣に任じ天下の政權を掌握して旭日東天に昇るが如く勢威海内を壓して群雄雌伏し八道漸く靜寧に歸せんとす獨り當國の豪族は互に軋伏して戰鬪已む時なく國內依然亂麻の如し當時本國唯一の名族たりし宇都宮氏は勢力漸次衰微に傾き殊に國綱若年なるを以て一族相和せず紀清兩黨と稱し由來同家の股肱たりし紀黨の益子氏は北條氏に屬して誅せられ清黨の芳賀高經及び壬生義雄等

も亦北條氏に款を通じ常に内訌已ます同十七年五月宇都宮氏と年來の讐敵たる那須資景の其機に乗じ多氣城を襲ふ城主戸祭備中守及同紀伊守、赤垣信濃守、同周防守等舊戰之を退く時に日光山の社僧神主等亦從來の縁故を顧みず宇都宮氏に反して北條氏に屬し八月朔日金ヶ崎城を圍む撃て之を破る九月下旬北條氏邦八千餘を率ゐ多氣城を攻む力戰して之を退く是に於て北條氏直大舉して宇都宮氏を攻めんとす國綱乃ち質を小田原に送りて相和し漸く事なきを得たり
 同十八年三月朔日豊臣秀吉王命を奉じて越後駿河以西西四十五箇國數十萬の兵を率ゐて北條氏政、氏直を討つ當國の宇都宮國綱は名代として多功繼芳賀高武等を相州笠懸山の秀吉の本營に遣はし石田三成の旗下に属して武州忍、岩槻等の攻城野戰に武功あり其他那須資晴、佐野政綱(初名房綱、剃髮して天徳寺了伯と號し還俗の後政綱と改む)等亦豊臣氏に属す而して小山政種、壬生義雄、皆川廣照の北條氏に属し小田原に出陣す
 同年七月北條氏小田原城を致して降り下野の諸將士北

條氏に属したるものゝ悉く其城地を沒収せらるる
 文祿元年正月宇都宮國綱七千五百餘に將とし豊公征韓の役に従ひ戦功あり同四年歸陣す
 慶長二年十月宇都宮國綱罪あり國除せられ其一族郎從の領地舉て沒収せらるる是に於て宇都宮氏の家名斷絶せり
 同三年三月蒲生秀行會津より宇都宮に移封す
 同五年七月徳川家康上杉景勝を征討の爲常國小山に出陣す會々石田三成秀頼の命を用ひて兵を關西に起すと聞き結城秀康を宇都宮城に據らしめて上杉氏に備へしめ後願の念を絶ちて西上す

◎徳川幕府時代の下野

徳川時代に於ける當國は大小諸藩の領地錯雜し又其領主の更迭増封等頻繁なりしを以て詳録の煩を避け單に年次を追ふて城主の姓名を列記す
 宇都宮藩 (七萬七千八百石)
 慶長八年 奥平大膳大夫家昌
 元和五年 本多上野介正純

同 八年	奥平美作守忠昌
寛文八年	松平下総守忠弘
天和二年	本多下野守忠泰
貞享二年	奥平美作守昌章
元祿十年	阿部對馬守正邦
正徳元年	戸田山城守忠貞
寛延二年	松平主殿守忠祇
安政三年	戸田因幡守忠寛
壬生藩 (三萬石)	
慶長拾壹年	阿部豊後守忠秋
寛永拾六年	三浦豊岐守正次
元祿四年	松平右京大夫輝貞
同 八年	加藤越中守明英
正徳二年	鳥居伊賀守忠英
鳥山藩	
元和元年	松平石見守重綱
寛永四年	堀田美作守親良
寛文拾二年	板倉内膳正重矩
延寶九年	那須遠江守資祇

享貞二年
元祿拾五年
享保拾年

永井伊賀守尙富
稻垣對馬守重富
大久保佐渡守常春
(三萬石)

黒羽藩
慶長五年

大關美作守高増
(一萬八千石)

大田原藩

慶長五年

大田原備後守晴清
(一萬四千四百石)

佐野藩

慶長元年

堀田備後守正高
(二萬六千石)

足利藩

寛永二年

戸田大炊頭忠利
(二萬千石)

吹上藩

天保拾二年

有馬兵庫頭氏郁
(一萬石)

喜連川藩

天正拾八年

喜連川左兵衛督國朝
(五千石)

茂木藩

元和三年

細川支蕃頭興元
(一萬六千三百石)

以上の外幕府の直轄、旗下の采邑諸藩の領地及日光の神領等各郡に散在せり

徳川氏十五代二百六十餘年、泰平榮華の夢一朝黒船渡來の鐘曉に覺めて尊王攘夷の聲四方に振起し世は封建の亂れに亂れてさしも基礎堅固なりし徳川幕府も勤王倒幕の輿論に敵し難く遂に慶應三年十月十五代の將軍徳川慶喜大政を奉還して明治の聖代とてころなりぬ

◎明治政府の下野

後鳥羽天皇の文治年間に源頼朝覇府を鎌倉に開き郡縣の治を變更して始めて封建政治の基礎を固めしより天下の政權武門の掌裏に歸し皇威入荒に普及せず紫宸殿前の櫻橋色失せて年々歳々花徒らに開落し萬乘の至尊

も九重雲深き所に虚器を擁し玉ふと殆ど七百年機運漸く熟して封建武斷の政体變じて茲に再び王政復古の聖世となり鎖國の弊習を打破して海外文明諸國と交通し文物典章燦然として百事開明の域に進み海内靜寧萬歳を祝せり

明治戊辰奥羽征討の際は當國の諸藩舉げて王師に従ひ各戦功ありき爾來沿革の大畧を叙すれば明治元年六月始めて眞岡縣知事を置き舊幕府眞岡代官支配地八萬石を管轄す同二年二月縣知事を廢し日光縣を置き舊知縣事の管地及日光神領、同靈屋領其他社寺領(七十七社二百十寺)及舊幕府旗下の士四百三十六名の采邑並に濱松、嚴原、高德三藩の奉還地一橋、山内、喜連川三藩の奉還地の本州に在るもの總てを管す同四年十一月日光縣を廢し栃木、宇都宮兩縣を置き本國を二分して其一半即ち都賀、寒川、安蘇、足利、梁田五郡二十縣知事の奉還地及上野國の新田、山田、邑樂三郡九縣知事の奉還地は栃木縣の所管となり他の一半乃ち河内、芳賀、塩谷、那須四郡十二縣知事の奉還地は宇都宮縣の所管となす同六年六月宇都宮縣を廢し栃木縣に合併

同	九年	上野國の三郡を群馬縣に屬し是に於て下野全	國栃木縣の管轄となり以て今日に至れり左に明治元年より同三十七年に至る本縣長官の更迭を列記す
同	明治元年六月	眞岡縣知事	鍋嶋 幹
同	二年二月	日光縣權知事	全
同	四年十一月	栃木縣知事	全
同	十三年十月	宇都宮縣參事	小幡 高政
同	十六年十月	栃木縣令	藤川 爲親
同	十八年一月	全	三島 通庸
同	十九年七月	全	樺山 資雄
同	年十二月	栃木縣知事	全
同	二十七年一月	折田	平内
同	三十年四月	全	佐藤 暢
同	三十一年四月	全	江木 千之
同	三十一年八月	全	千頭 清臣
同	三十一年十一月	全	萩野 左門
同	三十二年一月	全	溝部 惟幾
同	三十六年二月	全	菅井 誠美
同	年十一月	全	伯仁 武

◎縣廳及郡市所

朽木縣廳所在地
 宇都宮市役所全
 河内郡役所全
 上郡賀郡役所全

下郡賀郡役所全
 芳賀郡役所全
 那須郡役所全
 鹽谷郡役所全
 安蘇郡役所全
 足利郡役所全

下郡賀郡朽木町
 芳賀郡真岡町
 那須郡大田原町
 鹽谷郡矢板町
 安蘇郡佐野町
 足利郡足利町

◎町村數及現住戶口

明治三十六年度

市郡	町數	村校	現在戶數	現住人口		均人口	一方里平均
				男	女		
宇都宮市	1	1	77,033	16,950	16,355	433	3,384
河内郡	1	1	21,633	45,895	45,030	783	2,454
上都賀郡	4	7	10,983	60,536	51,166	1,673	1,811
下都賀郡	5	3	27,403	92,917	93,356	680	472
芳賀郡	4	3	14,500	53,594	51,433	733	1,638
那須郡	7	6	12,703	62,653	62,553	708	1,363
鹽谷郡	3	3	8,883	32,996	33,333	733	760
安蘇郡	1	1	13,173	40,079	41,083	626	760
足利郡	1	1	13,688	41,998	43,679	626	5,752
計	30	25	135,403	455,368	450,826	626	2,107

◎官有地

●第一種

皇宮附屬地
 別格官幣社
 國幣社
 縣社
 鄉社
 村社無格社
 計

壹萬五千九百八十一町八反步
 六町六反步
 五町四反步
 九町九反步
 十三町一反步
 三千七百三十九町一反步
 二萬〇〇十五町九反步

●第三種

田
 畑
 宅地
 山林
 原野
 池沼
 溜池
 河原
 荒蕪地
 公蕪地
 雜地
 破地
 計

六千四百五十三町四反步
 二萬五千八百六十二坪
 二町四反步
 八町步
 六反步
 二十五萬四千五百九十五町步
 四萬八千四百八十四町步
 一百五十九町六反步
 四百十五町一反步
 七千八十四町八反步
 一千一百七十七町步

●第二種

大藏省用地
 陸軍省用地
 司法省用地
 遞信省用地
 縣用地
 計

八町四反步
 六千四百二十五町二反步
 十一町三反步
 二反步
 八町三反步
 一萬五千八百六十二坪

●第四種

田
 畑
 宅地
 山林
 原野
 池沼
 溜池
 河原
 荒蕪地
 公蕪地
 雜地
 破地
 計

一千七百三十一町四反步
 一千一百四十二町五反步
 三十萬八千五百町六反步

師範學校敷地 新舊 四町八反步 四千五百二十八坪

中學校敷地附屬地 新 十四町八反步 二萬六千七百三十六坪

高等女學校敷地 新 三町七反步 三千二百四十一坪

農學校敷地 新 八町七反步 二萬六千一百四十五坪

工業學校敷地 新 一千七百八十四坪

病院敷地 六反步

寺院地 四百九十七町七反步

計 五百三十町二反步 六萬四千四百三十四坪

內敷地 新 十七町二反步 三萬二千九百十四坪

舊 十七町二反步 三萬二千九百十四坪

◎御料土地

宅地 合計 三ヶ所 段別 三段步

田 合計 三十四ヶ所 段別 五町二反步

畑 合計 二十二ヶ所 段別 二町步

雜種地 合計 四十二ヶ所 段別 七百廿五町四反步

計 一百一ヶ所 七百三十二町九反步

◎民有々地租

田 五萬四千三十町四反步 地價金一千七百七十三萬二千五百八十九圓

畑 平均一反に付地價金三十三圓八十二錢 五萬七千六十一町七反步 地價金五百九十四萬七千三百三十五圓

平均一反に付地價金十圓四十二錢

市街宅地 四百八十五町三反步 地價金三十一萬三千五十七圓

平均一反に付地價金六十四圓五十一錢

郡村宅地 一萬五千五百八十四町八反步 地價金二百五十一萬六千一百五十四圓

平均一反に付地價金二十一圓七十二錢

山林 十七萬八千八百六十二町五反步 地價金八十四萬七千八百三十二圓

平均一反に付地價金四十七錢

原野 一萬七千五百五十一町四反步

池沼 地價金三萬一千九百三十二圓 平均一反に付地價金十八錢 三百六十町六反步

牧場 地價金二千十七圓 平均一反に付地價金二十八錢 八千四百七町五反步

地價金五千九百一圓 平均一反に付地價金七錢

鐵泉地 地價金一百二十圓 平均一反に付地價金三圓五十七錢一厘 二百二十一町四反步

雜種地 地價金二百十二圓 平均一反に付地價金十錢 三十二萬八千五百六十五町八反步

計 地價金二千七百三十九萬六千一百四十一圓 平均一反に付八圓三十四錢

學校敷地 六十六町七反步

道路 一町四反步

鄉村社地 二十六町一反步

井 一町一反步

墳墓 五百五十一町九反步

公園地 一町八反步

用惡水路 五町九反步

郡市役所敷地 四反步

町村役場敷地 六反步

溜池 二十町三反步

堤塘 二町五反步

保安林 一千六百六十一町六反步

鐵道用地 二百八十三町九反步

隔離病舍敷地 一町八反步

病院敷地 七反步

計 五千五百六十二町步

八千一百八十五町三反步

◎被害免租地

◎民有免租地

◎被害免租地

郡村宅地	八十七町三反歩
原 地 價	二萬三千六百六十九圓
市街宅地	一反歩
原 地 價	二十九圓
池 沼	百五十九町六反歩
原 地 價	金百八十三圓
山 林	二百三十五町七反歩
原 地 價	金四千二百四十二圓
田	一千四百四町八反歩
原 地 價	金四十一萬二千七百九十九圓
畑	一千八百二十二町歩
原 地 價	金十五萬六千六百二十三圓
原 野	一千三百七十八町四反歩
原 地 價	金三千九百四十五圓
雜 種 地	十町歩
原 地 價	金四圓
計	五千九十七町八反歩
	六十萬九百九十三圓

◎道 路

國內の重なる道路を舉げば左の如し

●陸羽街道 下總國古河より來る一路國の中央を貫通して磐城國白河に到る之れ古への奥州街道にして即ち國道なり其經過の驛次は野木、間々田、小山、羽川、小金井、雀ノ宮、守都宮、上阿久津、氏家、矢板、三島、東小屋、高久、小島等にして國內里程三十里二十二町

●日光街道 日光に通ずる道路に四線あり宇都宮より徳次郎、大澤、今市を経て日光に到る日光東街道此道程九里七町十四間小山より飯塚、壬生、楡木、奈佐原、鹿沼、文狹、板橋、今市に到り日光に入る日光西街道此道程十五里八町三十五間大田原より矢板、幸岡、玉生、船生、大渡、今市を過ぎ日光に通ずる日光北街道此道程十一里三十一町楡木より金崎、合戦場、栃木、富田、和泉、犬伏、佐野、梁田、福居の各驛を経て上野國に入る之を舊例幣使街道とす國內道程十二里三十三町三間

●水戸街道 水戸街道に二線あり一は栃木より起り小山を経て下總國結城に通ず國內道程三里二十六町余之を水戸南街道と稱し一は宇都宮より石井、鎗山、赤羽、七井、下大羽、小貫を過ぎ同國笠間に到る國內道程十里三町三十九間之を水戸北街道と稱す

●會津街道 會津街道亦二路あり東西に分つ其東街道は三島、關谷、下蘆原を経て岩代國若松に到る國內道程十三里九町一間其西街道は今市より發し大桑、高德、大原、藤原、高原、五十里、上三依、横川の諸驛を經過して全國若松に到る國內道程十三里十四町四十八間

其他佐野より寺岡を経て足利に到る足利南街道、栃木より田沼を経て足利に到る足利北街道、佐野より上州館林に通ずる館林東街道、足利より梁田を経て館林に到る同西街道、真岡より鳥山に通ずる鳥山東街道、宇都宮より同地に到る同南街道、喜連川より同地に通ずる同北街道、又宇都宮を起點として諸方に通ずる道路には栃木、鹿沼、真岡、太田原、茂木の五街道あり又結城より通ずる關街道、栃木より野木

に到る野木、栗野の二街道、雀ノ宮より起る結城街道日光より足尾を経て上州に到る足尾街道、小山より通ずる和泉街道、佐野を起點とせる爲生、田沼、古河の三街道、足利より發する桐生、太田の兩街道、和泉より通ずる藤岡街道、鳥山より發する大子街道太田原より起る白河街道等の數十線あり皆假定縣道にして交通に便なり

●鐵道 日本鐵道會社の東北幹線は下總國より來り長蛇蜿蜒國道に添ふて間々田、小山、小金井、石橋、雀宮、宇都宮、岡本、寶積寺、氏家、片岡、矢板、野崎、西那須野、東那須野、黒磯、黒田原、豊原に各停車場を置き北走して磐城國に入り、日光支線鐵道は宇都宮より分岐し鶴田、鹿沼、文狹、今市を経て日光に達し、水戸支線は小山より分れて東を指し直ちに下總に入る、兩毛線は小山より分れて西走し栃木、富山、岩舟、佐野、富田、足利、山前、小俣の各驛を経て上州前橋に通し高崎に到りて中仙道に接続す、佐野鐵道は爲生町より多田、田沼、吉水、佐野を経て越名に達す

●人車鐵道 宇都宮市宇原より起り河内郡城山村大字荒針に到る宇都宮人車鐵道、又同所より同郡岡本大字新里に通ずる野州人車鐵道、及下都賀郡岩舟村大字岩舟より同郡三嶋村大字高取に到る岩舟人車鐵道、同郡栃木町大字園部より同郡吹上を経て寺尾村梅澤尻内に達する鍋山人車鐵道、及塩谷郡喜連川町より同郡氏家町に通ずる喜連川人車鐵道等あり

●馬車鐵道 足尾馬車鐵道は上都賀郡日光町より起り細尾、足尾町、栃木平、渡良瀬、本山、小瀧等の各地に停車場を設置せり

◎物産

國內土地肥瘠相半はし西半部は地味概ね背腹にして農業耕耘に適し東半部は稍や礫確の地多きも近時開拓して漸次佳州良田に變更し亦舊時の觀なきを以て國內到る所米麥桑麻に富み工業も日を追ふて進歩せるか故に製絲織物等の産出も夥多にして就中著名なる足尾銅山ありて銅の採掘高は全國に冠たり、最近の調査に據れば、一年の産出額農産物價額計壹千五百八拾壹萬壹千

五百二十二圓、工産物價額計一千三百九十六萬一千四百圓合計二千九百七十七萬二千九百二十二圓なり是等は年々我下野國より産出せられつゝあるなり今其主要なるものを擧ぐれば左の如し、

- 米 國中概ね産出せざる所なきも殊に下都賀、河内、芳賀、那須の四郡最も多し、全國の作付反別合計六萬二千四百四十九町八反歩、産額合計八十三萬〇五百二十二石、
- 麥 全國至る所産せざる地なし作付反別合計五萬六千八百四十六町七反歩、産額合計七十五萬四千七百〇三石、
- 大小豆 各郡より産出す作付反別大豆一萬一千〇六十五町八反歩、小豆三千四百八十五町三反歩、産額大豆七萬〇八百八十六石、小豆二萬一千七百四十六石
- 大麻 著名なる産物にして上都賀、下都賀、河内の三郡最も多く重に京地に輸送す全國の作付反別四千〇五十三町歩産額五十六萬二千一百三十三貫目
- 干瓢 亦著名なる産物にして河内郡最も多し全國の作付反別九百六拾四町七反歩産額拾九萬四千七百拾

五貫目

- 但し明治三十一年度は産額未府有の額にして一年の産額四拾一萬六千四百五拾五貫目と算せらる
- 葉煙草 那須、芳賀の二郡最も多し全國の作付反別合計二千四百七十七町九反歩、産額六十九萬八千九百八十七貫目
- 茶 宇都宮市及下都賀郡最も多し一年の産額五萬二千五百四十貫目、
- 葉藍 河内、下都賀の二郡最も多し全國の作付反別平年八百二十七町八反歩、産額二十五萬九千四百四十二貫目、
- 繭 各郡に産すれども下都賀郡最も多し全國の平年飼養戸數三萬五千一百十四戸、掃立枚數四萬九千七百六十枚、産額四萬三千二百〇三石、
- 蠶絲 宇都宮市、及芳賀、那須の二郡最も多く産出す製造所三十一箇所、自宅製造二千三百四十七戸、産額合計一萬七千七百五十六貫目、價額合計九十三萬八千八百九十三圓、
- 綿絲 下野紡績株式會社の製造に係るもの一年の

産額二千七十七萬一千六百八十八貫目、

●織物 足利、安蘇の二郡最も多く産出す一年の産額數量三百三十六萬九千九百二十反、六十八萬三千二百三本、千二百四匹、五十八萬四千九百十九碼、合計價額六百十四萬六千六百八十一圓、

其他雜穀、紙、漆汁、石灰、牛、馬、石材、木材、薪炭、金、銀銅等の産額頗る多く就中銅は上都賀郡足尾より産出する事夥しく一年の産額四百有餘萬圓に達し遠く海外に輸出せり



宇都宮市

◎概説

本市は國の中央に位し東經百三十九度五十三分北緯三十六度三十四分に當る極東宿郷極西原極南西原極北戸祭をす周圍四九町十一間面積方壹里三町あり四周は即ち河内郡なり市街地は海面を抽くあと殆と四百尺東西南の三面は廣豁にして田圃を以て圍包せられ唯北方一帶は八幡山雷神山戸祭山等の小丘起伏せり二荒山は市街の中央に屹立し田川は市街の東部を遶りて流れ其支流なる釜川は數派の溝渠に分流し市街を縦横に貫通して下流は田川に入る陸羽街道は下都賀郡より來りて當市を經過し東

北に折れて鹽谷郡に入る日光南街道は當市より起り徳次郎大澤今市を經て日光に通し水戸北街道亦當市より石井七井を過ぎ笠間に到る其他當市より壬生を經て栃木に通する栃木街道等あり鐵道は日本鐵道奥州線の樞要なる地にして停車場は市街の東端にあり日光線此所より分岐し蛇影縱横煤烟天を焦らし笛聲晝夜絶えず其他大谷新里に達する人車鐵道あり四通八達人烟稠密下野一の都會たり最近の調査によれば戸數七千百三十二戸人口參萬五千二百四十一人を有せり市役所は旭町一丁目位置き全市を管轄す市内を六十三町に分つ曰く

- 馬場町
- 曲師町
- 鐵砲町
- 杉原町
- 江野町
- 池上町
- 傳馬町
- 尾上町

宇都宮市

泉町	小傳馬町	壽町	本郷町
清住町	新石町	材木町	境町
挽路町	茂登町	蓬萊町	大黒町
歌橋町	熱木町	南新町	伊賀町
西大寛町	大寛町	小幡町	松峰町
河原町	一條町	二條町	三條町
四條町	花房町	日野町	劍宮町
今小路町	下河原町	元石町	石町
中河原町	押切町	大町	相生町
千手町	小田町	扇町	清水町
宮島町	大工町	上河原町	小門町
寺町	新宿町	小袋町	博勞町
川向町	西原	築瀬	宿郷
今泉	塙田	戸祭	

●市名起本及沿革

◎市名起本 宇都宮創開の年代に就ては古記録の微證すへきものなきを以て詳かにし難し按に當市古へは池邊郷と稱せしこと地名抄に見ゆ中古鎌倉時代には小田橋の驛とも云へり此事東鑑文治五年の條に見ゆ而して宇都宮は元當地曰ヶ峰に鎮座ある二荒神社の別號にして地名にあらす何時しか轉して地名となり康平年中宇都宮宗圓此地に城を築きし以來奥州街道要衝の驛次として其名世に著はれ池邊小田橋の舊名を稱するものなく宇都宮は二荒神社の別號たることを知らざるもの稀なるに至れり要するに當市は八百四十餘年前の康平年間ありては僅かに奥州街道の一驛として微々たる小市街なりしか宇都宮氏基礎を此地に定め漸次勢力を得ると共に地も亦繁榮に赴き幾多星霜を経るに従ふて人烟稠密となり以て現今の如き盛なる一都會となれり

市名の起源たる二荒山神社を宇都宮と稱したる原因に就ては確乎たる定説なし諸書に徵するに數説あり曰く

二荒山神社は白ヶ峰の絶頂に鎮座あるを以て「堆き宮」と稱したるに因ると曰く境内に古松老杉鬱蒼として繁茂せるを形容し「辭の宮」と稱せしを字音相同しきを以て宇都宮の文字に改めたり又一説あり河内郡中の大社なりしか故に河郡の二字を畧し「内の宮」と唱へしを傳訛したるなりと或は云ふ往古崇神天皇の御宇豊城入彦命東國治定の爲め兩毛の地に下向ありて今の雀の宮邊に薨去ありしを以て同地に葬り奉りしか其後當地に改葬し二荒神社と齋き祀れり故に雀宮は元と命の尊靈を鎮め奉りしを以て「しづめの宮」と稱せしを後世雀宮と訛傳せるものにして宇都宮は即ち命の尊骸を遷祀し奉りたる宮なるを以て「うつしの宮」と稱し來りしを後ちしの字を省きて宇都宮と呼ひしなりと尙一異説あり曰く當社の日光山なる二荒山神社の御分靈にして即ち前説の如く「うつしの宮」の畧語なりと或は曰く宇都宮は珍の宮と云ふ意なりうつは則ち古語の賞賛の詞にして古事紀等は宇都幣宇都御子杯あるは同一の意なり此神社は當地景勝の丘上に宮柱太しく鎮座し玉ふを稱揚したる美辭より轉して地名となりたるなりと

宇都宮市

如上の諸説紛々として底止する所を知らず其起源に就ては孰れか是なるか須らく記して識者の考定を竣つ

◎管轄の沿革及領主 宇都宮市上古の政治的沿革は史籍の微すへきものなきを以て之を知るに由なきも僅に歴史の片影を認め得へきは宇都宮宗圓當國に下向し此地に城郭を構はしより以降の事蹟のみ宗圓は藤原氏の未流正四位左中將藤原兼房の男にして夙に佛門に入り石山の城主たり人皇七十代後冷泉天皇の天喜四年陸奥の俘囚安倍頼時亂を起す鎮守府將軍源頼義を遣はし之を征討せしむ當時頼義賊徒調伏祈禱の爲め宗圓を同伴し多氣山不動に祈請せしめ功ありしを以て下野國守護職兼日光山別當に補せらる時に康平六年二月なり爾來子孫累世相襲き鎌倉南北兩朝足利織田の各時代を経て豊臣氏に至るまで當地の領主たり時に一盛一衰ありと雖も關東八家の一として武威遠近に振ひ世系二十二代五百五十餘年の星霜を閱したる名家なりか從四位侍從下野守國綱の時豊太閤の旨に忤き領地を沒収して追放せられ家名斷絶す之れ實に慶長二年十月十三日なり夫より淺野彈正少弼長吉城代として當地を司配せ

し以來領主の交代頻繁にして以て維新前に至る左に其領主及其畧歴を列記す

◎宇都宮家之畧歴

第一代 宇都宮宗圓

後冷泉院御宇天喜二年八月源賴義奥州之逆賊安倍賴時征討之時調伏祈禱之爲下野下向尋康平六年癸卯年二月補下野國守護職築宇都宮以居住、石山座主、宇都宮、八田、小田、氏家、塩谷、横田、上三川、多功、武茂等之祖天永二年辛卯年十月十八日卒年七十九母源高雅之女

第二代 宗綱

從五位上八田下総權守號座主三郎實兼仲男法名圓寂母益子權守紀正隆之女兼領下野常陸兩國之内凡一万五千餘町宇都宮務並日光山別當職應保二年壬午年八月二十日卒年七十七

第三代 朝綱

從五位上左衛門尉檢校後三郎鳥羽院武者所後白河院上北面元久元甲子年八月六日卒年七十七

第四代 業綱

建久三壬子年二月廿四日卒年二十七

第五代 賴綱

掃部助檢校彌三郎、法名實信房蓮生、母新院藏人長盛女、正元元己未年十一月十二日卒年八十八

第六代 泰綱

正五位下野守修理亮檢校彌四郎兼領美濃國應文二年辛酉年十一月朔日卒年五十九

第七代 景綱

下野守從五位上兼尾張守四郎左衛門尉檢校引付兼母名越遠江守平朝時女、永仁六戊戌年五月朔日卒年六十四

第八代 貞綱

下野守從五位上兼三河守備後權守檢校引付兼、母秋田城介藤原義景女、法名蓮昇號興禪寺、正和五年丙辰年七月二十五日卒年五十一
建治四年蒙古大兵寇鎮西七月貞綱承北條時宗命、將中國兵、至備後、開蒙古破而不班帥、益修武備、時年十六也

第九代 公綱

正四位左少將內昇殿左馬權頭備後守治部大輔初名高綱、母赤橋武藏守平長時女、法名理蓮號正眼庵延文元年丙申十一月廿五日卒年五十五、南北朝戰時、與楠正成對陣攝州住吉天王寺、猶亦河内千刃破城數日爲戰

第十代 氏綱

從四位侍從下野守兼伊豫守、母千葉介平宗胤女、法名元山禪綱號南齡庵、應安三年庚戌七月五日卒年四十五

第十一代 基綱

正四位左馬頭下野守、母足利尾張守源高經女、康曆二年庚申五月十六日、於當國愛原、與小山義政盟會之刻、依義政謀計討死、于時年三十一、法名天山昌壽號方松庵

第十二代 滿綱

正四位左少將下野守、母細川右京亮源賴光妹、應永十四年丁亥十月三日於鎌倉病卒、年三十二

第十三代 持綱

第十四代 等綱

從四位侍從右馬頭常陸介兼肥前守、一族鹽谷一家謀叛塩谷郡幸岡遊獵之刻、舉兵而討持綱、于時應永三十年癸卯八月九日生年二十八、法名松山茂景號靜光院

第十五代 明綱

從四位下野守兵部大輔、寬正四年癸未十月十三日卒年二十一

第十六代 正綱

從四位侍從左馬頭下野守、芳賀右兵衛尉成高男、始武茂家督號武茂太郎、宇都宮明綱依早世也、宇都宮家督、文明九年丁酉九月朔承古河公方成氏命上州川曲出陣之刻、依病卒年三十一法名繼巖長胤號能延寺

第十七代 成綱

正四位左少將右馬頭下野守彌三郎、永正十三年丙子十一月八日卒年四十八法名長潤禪久號慈光寺第十八代 忠綱

從四位侍從左馬頭下野守、大永七年七月十六日卒年三十一

大永六年丙戌十二月六日結城朝政と河内郡猿山に戦ひ軍破れて鹿沼に逃る此時忠綱の叔父芳賀彌四郎與綱忠綱を惡み紀清兩黨を率ゐて宇都宮城を奪ひ押して家督す是に於てか忠綱僅かに地を得て生涯を送る

第十九代 興綱

從四位侍從下野守彌四郎、前下野守正綱二男也、天文五年丙辛八月十六日卒年六十一

天文八年己亥八月軍勢を引具して芳賀右兵衛尉高經を芳賀郡竹下飛山城に攻め終に之を亡ぼす

第二十代 尙綱

從四位侍從下野守左衛門尉、初名俊綱天文十八年己酉九月二十七日於塩谷郡狐川五月女坂討死于時年三十七、法名悅山長喜

驅催して宇都宮を攻め先陣は城の外廓まで入り入りたるか、此方の防戦必死なるより終に北條勢敗走して再び窺はざりき
天正二年甲戌十月九日甲州武田勝頼、大軍にて押寄せ來り都賀郡金崎驛に陣を構へたり宇都宮勢斯くと知りて其夜敵の前後を圍み、攻め立れば、脆くも敗走して上州へ引退きたり

第二十二代 國綱

從四位侍從下野守稱羽紫、母佐竹右京大夫源義昭女、慶長十二年丁未十一月二十二日於武州石濱依病卒年四十、應淨安號大昌院、葬總泉寺、有石塔、天正十二年甲申四月十七日北條氏直大軍を率ゐて下野に發向す、宇都宮勢佐野鯉名の沼に於て戦へ互に勝敗あり同年六月上旬國綱自ら出陣し同七月下旬まで凡百十日の對陣にして雌雄決せず終に北條勢引退す、同年十二月十五日再び氏直大舉して來り攻む壬生皆川悉く降りて敵の嚮導をなし宇都宮城に馳せ向ひ敵將松田六郎左衛門尉定勝間諜を放つて火を宇都宮城下に致す、折ふじ風烈して明

天文十八年己酉九月飛山城主芳賀高經の男高照、那須七騎を誦らひて三百餘騎宇都宮城に馳せ向ふ此は高照父の仇を報んとしてなり、宇都宮尙綱斯くと聞き二千餘騎を從へて押寄せたり、兩軍殆んど狐川五月女坂に衝突し、尙綱は那須騎伊王野か家臣鮎ヶ瀬彌五郎實光と云ふもの、放つ矢に中りて討死す

第二十一代 廣綱

從四位侍從下野守、天正四年丙子八月七日卒年三十三、法名以天長清

永祿元年戊午五月越後上杉入道謙信與州會津芦名左京大夫盛氏か勤めに依つて下野に發向し、小山高朝を攻め壬生綱雄を陥れ、宇都宮城を傾げんとす廣綱屈せず一族を會して防戦す、上杉敗北して上州へ引上く、多功石見守此舉に乗して上州白井に押詰め、是非の勝負を決せんと挑む、此時武州岩槻太田義資入道三樂の仲裁に依て和睦に及びたり時に永祿元年六月朔日也
元龜三年壬申正月相州北條氏政、武藏相模の勢を

神の社殿は更なり城下の過半を焼き拂へたり敵軍其舉に乗じて頻りに攻め立るも城兵容易に弛まずして防戦しければ遂に敵を打ち退けたりとぞ
天正十八年庚寅豊臣秀吉小田原の北條征伐として出陣せられたる時宇都宮勢比類なき軍功を顯はしければ小田原没落後本領十八萬七千六百十三石安堵の教書を賜はり從四位侍從に補せられ羽柴の稱號を下さる國綱の面目と云ふべし

文祿元年壬辰正月豊臣秀吉朝鮮征伐の催促に依て國綱は同年三月朔日芳賀左兵衛尉高武を始めとして一族郎黨七千五百人を率ゐ釜山浦に上陸し夫より諸所に轉戦して軍功あり同四年乙未四月歸陣す其頃しも國綱三十歳に及ぶと雖も家督を繼ぐべき男子なし是に依て秀吉兼て淺野彈正の二男長重を養子に致すへき旨を降す當時大坂詰の家老北條勝時入道松庵今泉但馬守高光等と相談して御請に及びける然るに國綱の舍弟芳賀高武是を聞きて所謂れなき北條今泉等か執持哉と大に憤り石田三成に就て秀吉へ言上し夫より北條か非義を責め四條破

に引出して斬罪に處したり又今泉高光は己か在所河内郡上三川の城に歸りてありけるに慶長二年乙酉五月二日の夜芳賀高武之を襲ふて打滅ほしぬ同年秀吉再び朝鮮征伐の企てありける時淺野彈正は關東の諸侯は内高多き事小田原征伐の時窺ひ知りたり今異國を攻めんには内高を糺して其分に應じ軍役然るへしと勸む故に秀吉諾して則淺野に命じて之を糺さしめたり淺野彈正は他を差置きて先づ宇都宮の領内に繩を入れて改めけるに三十九萬石餘ありける是を以て同年十月十三日宇都宮一族郎黨悉く闕所となり國綱追放せらる是皆淺野養子の事遺恨挿まれて敢果なき滅亡をうなしたるなれ城下の寺院慈心院、成高寺、東勝寺、粉河寺、池上坊、尼寺新院等の住僧年來の因捨難く國綱の供奉して上京し浮田中納言秀家を頼みて秀吉へ愁訴せしも終に許容の沙汰なく剩さへ供奉の寺院も残らず破却せられぬ嗚呼命なる哉宗圓始めて城を築きてより二十二代下野守國綱まで下野の守護職として系統連綿凡五百五十年相續せし名家も一朝奸

黠者の手に羅り統を絶ち城を廢さしむるに至る悲ひ哉

然れば國綱は流牢の身となりて漂泊し同十二年丁未十一月二十二日武州石濱に於て病死す于時年四十同所惣泉寺に葬る國綱石濱にありし時男彌三郎義綱を擧ぐ長して水戸家に仕ひ其子高綱下野守從五位下に任じ水戸家の老臣たり

◎宇都宮氏没落後之在城者

淺野彈正少弼長吉

國綱没落後即ち慶長二年十月より同三年の春まで城代として在城

浦生飛彈守秀行

奥州會津若松にありて百二十萬石を領せしに故ありて没收せられ慶長三年三月新地十八萬石にて宇都宮に入部慶長六年八月會津へ所替となる

大河内金兵衛

慶長六年八月より同八年八月まで城代として在城

奥平大膳大夫家昌

慶長八年八月上野小幡より入部慶長十三年十月十九日卒す年三十八法號道尊、(拾萬石)

奥平美作守忠昌

家昌の男也、元和五年十月一萬石加増して下総古

河へ所替(拾萬石)

本多上野介正純

元和五年未十月下総佐倉より入部、同八年戊三月

奥州出羽へ所替

元和八年十月本多氏罪ありて城地を没却せられ出羽に謫せらる是れ即ち世に著名なる宇都宮鈞天井と稱する事蹟にして稗史小説に敷衍し久しく人口に膾炙するも概ね荒唐不稽の空中樓閣にして信を置くに足らず故に其真相を詳記せんと欲し古書舊記を搜索するも完全なる資料を得る能はず異説區々にして深く考究すれば層一層疑惑を惹起し望洋の感を増すのみ蓋し徳川氏殊更に本多家滅亡の原因を澆滅し秘密の裏に沒了し去りしにあらざるか今諸書を涉獵して得たる斷簡零墨を左に列擧し併せて編者の考案を附記すへし

宇都宮史料卷之三に本多上野介正純元和五年己未十

月駿州府中より入部同八年壬戌十月出羽國由利郡仙北へ流罪没落云々

同書に元和五年根來同心百人公府より本多上野介正純へ賜はり宇都宮城主となし姦民の備せらる然るに彼百人の輩公邊の威を荷ひ上を犯し非禮の事のみ多かりけり上野介大に憤ると雖も叛逆の企深かりければ密事の漏れんことを恐れ彼等の追討の咎ありけるか動もすれば百人徒黨を結ひ容易に政道に及ば、如何様の騷亂可致哉も計り難し依て人數を分散せさせ召捕るへき間計を以て太鼓門の外に三日月形の堀を新に掘るへき由申付るに彼等申様土民の業我々の當る所にあらす殊に一切手馴さる様御容赦に預るへしとて一同不取合又々手術を替へ左あらは領地田方檢見として廻村致すへしとて僅かばかりの供人にて東西に分散させ追々捕手の人數差遣はし召捕直ちに竹林村へ引行彼等か罪科一々讀聞かせて斷罪に行ひ鳥首にかけたり是法を犯すの罪に報ゆと云ふ云々又同書に元和八年壬戌四月秀忠公御社參先達て御目附衆所々見聞の所御風呂所の裏板怪敷儀有之御入城

無之密々夜通之御神參有之御馬にて江戸へ御歸城御下乗被成候處御馬斃れ御小納戸も倒候由其後十月山形へ御仕置者可參と陸奥守殿(仙臺侯)御相談にて驛場毎に二百騎三百騎隠し置き御城は奥平美作守殿被相越山崎左近を以て今小路御門まで被差遣御城可被相渡旨被申入たり御城には上野介殿子息出羽守殿家老岡野九郎右衛門佛左近始一同籠城の評議有之候處其時蓮池御門角櫓とて三階の櫓あり佛左近此櫓より見渡せば北は竹林原へ奥州勢大軍にて野陣あり東は水戸佐竹南西は上州勢鹿沼より詰掛け中々小勢にて籠城は相成間敷の旨左近櫓より下出羽守並九郎右衛門へ申し今小路にて山崎左近へ御城請取渡相渡(下略)

日本外史曰元和八年壬戌是歲正純奉使赴山形、以其増壘榎殺部屬、收封被放、其子弟前後皆死、獨叔父正重之後存焉

國史覽要に云元和八年冬本多正純罪あり封を奪ふて之を出羽に放つ初め正純秀忠の寵任を受けて威權太だ熾也然れ共輕躁にして偏頗多し大久保忠隣の罪を得

能はず依て宇都宮十五萬石を沒收し出羽の由利に配流する公命を傳へ臺所料として五萬五千石(野史に五萬石とあり)を賜はりしか正純固辭して受けず明年食邑一千石を賜はり寛永元年四月遷りて横手に居り十四年三月謫所に死す年七十三法名高源院鐵勢常心と號す是れ表面に顯れたる事實の稍や詳細なるものなるも裏面の原因に至りては依然として黑暗の中にあり依て如上皮相の事實を綜合し來りて其真相を考案するに本多正純は佐藤守正信の長子にして小字千徳九後ち彌八郎と稱す十九歳の頃より徳川家康の左右に近侍し寵遇日に渾く遂に執事となり從五位下に叙せられ上野介と稱す安藤駿府に遷るに及び執政となり三萬二千石を領す時に父正信江戸にありて同じく執政たり故に權威日に強大なり家康薨して後正純江戸に赴き二代將軍秀忠に事へ父正信に襲きて執政となり野州宇都宮十五萬石を食み内外の政事を掌握し威勢旭日の東天に昇るか如く毀譽の聲朝野に滿つ蓋し本多氏は正信匹夫より起りて家康の帷幄に侍し國家の機密に參し遂に知謀を以て開國功臣の首位に居り已は江府の執政子正純は駿府の執

宇都宮市

る天野康景の出亡する皆其讒に係る關ヶ原の役に父正信を斬て將軍の過を解かんことを請ふ平生之を以て自ら誇る安藤直次人に語て曰く正純大倫を傷て得色あり必ず終りを令せず既にして正純邑を増す人直次を詰る直次曰く未たし秀忠立つに及て宇都宮十五萬石を食む人復た直次を詰る直次曰く禍近きに在り是に至て不軌を圖て卒に敗る果して其言の如し以上の外典籍の記する所大同小異にして其罪蹟の詳細を知る能はず當時の記録を按するに「元和八年出羽最上の城主最上源五郎義俊の家内に証あり將軍使を遣はし最上の地は東國の要なるを以て本領を沒收し更に六萬石を賜ひ義俊成長の後舊封を還附すへしとありしに家臣等服せず出家して高野山に遁んと強請す將軍怒りて悉く其領地を沒收し家臣を刑す全七月本多正純命を奉して赴きて最上城を受取りしに永井直勝尋て至り直ちに入城せしを以て正純本城を直勝に引渡す時に伊丹康勝高木正次使を奉して來り正純の罪狀十ヶ條を尋問す正純之に答ふる處頗る明白なり是に於て康勝更に懷中より三ヶ條の書を出して尋問するや正純遂に答ふる

事たり權威滿朝を壓して内外の諸侯其鼻息を窺ひ門庭に趨走す然れども正信聰敏にして忌刻已れ文勳より身を起し赫々の軍功なきを以て天下侯伯の指彈する處たるを知り嘗て家康か封邑を増かせんとする毎に固辭して受けず僅かに二萬餘石を食めり

常山紀談に云ふ家康正信に三萬石を與へんとせしとき臣は元應師にて候をかやうに取立られ候へは只今の祿分に過ぎたり必ず天の冥加に盡き申すへしと固辭せしか其後子の上野介に我ながらん後汝に祿をまし賜はりなは三萬石は吾に賜はりたれば辭すべからず夫より増し賜はりなは必ず固辭すへし祿の身に過ぎたるは禍なりと遺言せられしか正純父の教に背き終に國亡ひたり云々

如斯正信は慎重の態度を取りしを以て侯伯側目の間に身を處して安全なりしか其子正純は君寵を恃みて專横の行爲多く父の遺訓を顧みずして高祿を賜はり遂に侯伯の怨府となり寸隙あれハ讒誣之に乗せんとするを知らず其宇都宮城主となるや恣に壘壁を増築し城濠を堀り部族を殺したりてふ小過失を擧げ異圖ありと稱し將

四三

軍秀忠に讒し遂に城地を沒收せられ家名斷絶せり要するに此事變は俗説に傳ふるか如き大事件にあらずして畢竟文武兩派の軋轢に基因し武功少き正純か文勳に誇りて武功出身の侯伯を蔑視したるに起因せる政權争奪の活劇にして正純の驕傲より招きたる過失なり頼寛實録といへる書に

藤堂和泉守高虎か讒言も有之藤堂は上野介に意趣は無之候得共佐渡守と不和にて本多の家を憎みて讒訴申すと見へ申候之に至て其事慥に不知して大逆罪もある様に無實の罪を負半す事千歳の遺恨にて候云々と見たり當時藤堂高虎は戰功を以て徳川氏に重望あり正純を是等武斷派の惡む所となり終に小過失の爲に滅亡せしは憫むへし故に將軍も亦其大罪なきを知り配流の後食邑五萬石を賜ふの命ありしも正純固辭して受けす後更に食邑一千石を給殺せりと以て其尋常一様の犯罪者と異なりしを知るへし若し夫れ世に傳ふか如き釣天井を設けて將軍を壓殺せんとするが如き逆謀ありとせば豈如斯恩恵を加ふる理あらむや以て本多家滅亡の原因は文武兩派争權の結果なること明瞭なり

因に記す稗史小説に喋々たる宇都宮釣天井の三代將軍徳川家光の時なりとす然れども本多正純の配流は元和八年壬戌十月にして家光の入朝將軍の宣下ありしは元和九年癸亥七月にして本多家の滅亡は二代將軍秀忠の時なり而して釣天井の變は家光日光社參の際なりと云ふは非なり果して此事ありとせば秀忠社參の時とす秀忠の元和八年壬戌四月日光に社參し同年十月本多氏は國除せられたり而して家光の始て日光廟に謁せしは寛永二年なり當時宇都宮城主は奥平美作守忠昌にして本多氏の滅亡を去る二年餘の後なり以て俗間に傳ふる所の誤りなるを知るへし然れども此小説の起因せる楔子とも見るべきは前記宇都宮史料にある「秀忠公日光御社參先達御目附衆所々見分の所御風呂所の裏板怪敷儀有之る云々」を奇貨とし敷演描造せるものなるへし

奥平美作守忠昌

元和八年下総古河より入部五千石加増せられ拾壹萬五千石を領す家臣山崎左近領地を檢せしに水帳より超ゆると三千石依て情を具す將軍之を許して

拾壹萬八千石を賜ふ

奥平大膳亮昌綱

忠昌の所領を繼ぎしか寛文八年中八月故ありて所を沒收せられ新地九萬石にて羽州山形へ所替となる

松平下総守忠弘

寛文八年申八月羽州山形より入部天和二年戊十月奥州白河へ所替(十五萬石)

本多下野守忠泰

天和二年戊十月白河より入部貞享二年九月本地十二萬石にて大和國郡山城へ所替

奥平美作守昌章

美作守即ち熊太郎は忠泰の男也、本知行を領し元祿十年八月まで在城同年同月九萬石にて丹後宮津へ所替

阿部對邦守正邦

元祿十年丑八月拾萬石にて丹後宮津より入部正徳元年卯三月備後福山へ所替

戸田山城守忠眞

初め能登守と稱し後山城守となる正徳元年三月三日越後高田より入部

忠余

越前守と稱す忠眞の男也、享保十年六月城主となる

忠盈

能登守と稱す忠余の男也、初め忠辰と云ふ延享四年城主となる寛延二年巳二月肥前島原へ所替

松平主殿頭忠祇

寛延二年巳二月肥前嶋原より入部安永三年島原へ歸る

戸田因幡守忠寛

安政三年入部寛政十三年正月晦日卒

忠翰

寛政十年六月家督忠寛の男也

忠延

日向守

忠温

山城守

忠明

因幡守

忠恕

越前守

忠友

現代（華族に列せらる）

明治二年六月藩知事の管轄に属し同四年六月十四日廢藩置縣の令に依り宇都宮縣となり同六年六月十五日同縣を廢し更に朽木縣の管下に屬し以て今日に至れり

◎市街沿革

常市は古へより河内郡に屬し其中央に位す往古池邊郷若くは小田橋驛と稱したる時代の形勢は審かならざれども蓋寂寥たる奥州街道の一驛たりしならん而して宇都宮町として世に知られたるは其地奥羽街道の中樞に位し四通八達の要衝に當るを以て年を遂ふて人烟稠密となり城主宇都宮氏の武威遠近に振ふと共に地域漸次擴張し市街と亦星霜を積むに従て増加し徳川氏の慶長年間既に三十三ヶ町の市坊を有し東照公を日光山に改葬し天下の美觀を極めたる社

殿を建造し歴代の將軍例年社參をなし従て衆庶の往來頻繁を加ふると共に當地は其咽喉に在るを以て自然發達進歩し市街繁盛に赴き維新後の五十七ヶ町となりしか明治十七年三月縣衙を朽木町より此地に移し二十九年四月河内郡より獨立して宇都宮市となりし以來區域益膨脹して現今は六十四ヶ町の大市街となれり

◎明治政府の宇都宮市

徳川の源清き幕府衰世の頃將軍家日光社參の行列に大紋の袖を連ねし過去の宇都宮は知らず奥州大名の參勤交代に伊達道具の金紋先箱將奴か毛鎗振りたる昔の宇都宮は知す王政維新後の宇都宮は從來の面目を一新して層一層の繁榮の域に進み鐵路は市街の東南端を過りて蛇影縱横に走り旅客席集堵の如し田川釜川の二流街衢の間を疎通し市街整然として區域正しく道路平坦砥の如し停車場より一路西進田川に架したる木造の鈎橋宮の橋を渡れば所謂常市の幹街にして大工町通馬場町通とす而して二荒山神社廣馬場を境界とし東西に區劃

して大工町通を下町馬場町通を上町と稱す其両町の風俗習慣及商業上にも差異あり下町は大賈豪商連櫛櫛比し専ら問屋卸賣を主として廣く地方に沽客を求め上町は日用の器具華奢の贅澤品を主とし紳士豪商の需用に供す故に一は地方的にして一は都會的なり兩々相待て當市の經濟を發達せしむ若し夫れ感情の衝突なく競争宜しきを待は將來益々進歩の動機たらんか馬場町通を西に進み新石町より北に折れて材木町換路町茂登町蓬萊町大黒町歌橋町熱木町等の數町ありて之を本通の終點とす以上の十數町は市内唯一の街衢にして富家豪商軒を接し百貨輻湊販賑を極む此幹街より支坊八方に通じ六十四街區劃殆ど基盤の如し就中熱鬧なるは二荒神社の鳥居前廣馬場とす仰けは高き二荒山より北一町の

大夏高樓を新築し以て市街の壯觀を増せり憶起す昔時の池邊郷小田橋驛今の偉なし時世の變移亦妙なる哉

◎公 衙

●朽木縣廳 故三嶋通庸本縣に令尹たりし時五層樓の新築廳舎と二里山頭に竣めたりき時に明治十七年十月也同廿一年一月八日祝融の災ありて烏有に歸し同二十三年三月再築す現今の縣廳舎即ち是也
●宇都宮地方裁判所、同區裁判所 小幡町にあり區裁判所は宇都宮市、河内郡横川村、平石村、瑞穂野村、雀宮村、姿川村、城山村、國本村、富屋村、豊郷村を管轄す
●宇都宮市役所 旭町一丁目にあり
●宇都宮市戸籍役場 市役所内にあり
●宇都宮警察署 江野町にあり
●河内郡役所 江野町にあり
●宇都宮聯隊區司令部 中河原町にあり街路を隔て市役所と隣る管轄は朽木縣下一圓茨城縣の内猿島、眞

壁、結城、

●宇都宮稅務管理局

中河原町にあり

●宇都宮郵便電信局

縣廳前通に在り師範學校附屬小學校と對せり

●朽木縣監獄署

世俗高屋敷と稱す其地區市街地より高きを以てなり敷地坪數壹萬六百七十七坪八合五勺五才

●朽木縣看守教習所

一條町にあり其傍に看守寄宿舎あり

●朽木縣巡查教習所

縣廳前通(郵便電信局に隣る)

●宇都宮稅務署

江野町にあり(河内郡役所構内)

●御料局宇都宮事務所

埴田に設置せらる

●小林區署

二條町にあり宇都宮市河内芳賀二郡を管轄す

●朽木縣神職取締所

宇都宮公園内招魂祠畔にあり

●朽木縣會議事堂

朽木縣廳構内にあり明治十七年時の縣令三島通庸の建築に係る

●旭日館

是は宇都宮市に於ける公會堂と爲す中河原町旭臺にあり輪奐敢て飾らす實用を尊ひたるもの庭園の風致洒々として見るへし

◎試驗場

●朽木縣農事試驗場

日本鐵道株式會社宇都宮停車場の東川向町にあり農事に關する總ての試驗場たり農事試驗の現況を觀覽せんと欲せば同場事務所に刺を通し觀覽の旨趣を陳述すへし職員は一々懇切に説明を與へて場内各試驗の實況を知らしむ

◎測候所

●宇都宮測候所

戸祭町にあり朽木縣に於ける氣象臺なり氣象區は第四區(全國の區分)に屬せり

◎學校

●朽木縣尋常師範學校

縣廳前にあり附屬小學校及

ひ幼稚園等あり

●朽木縣尋常中學校

瀧の原にあり構内廣く結構之れに叶ふ

●朽木縣高等女學校

宇都宮高等小學校、同尋常西、東兩校 高等小學校は曲師町東校は新宿町西校は三條町にあり

●私立尋常中學作新館

埴田にあり

●圓山臺

三條町にあり孔孟の道を誦ゆ

●鹿兒島私立尋常小學校

上河原町にあり

◎教育會

●下野私立教育會 朽木縣尋常師範學校内に事務所を置き機關雜誌を發刊す毎月一回也何人も雖も入會するを得

●下野私立教育會河内支會

河内郡役所内に在り

●教育諮問會

朽木縣廳内にあり

●私立宇都宮教育會

宇都宮高等尋常小學校内に設

◎鐵道

●日本鐵道株式會社奥州線 市の東を過ぎる宇都宮停車場より搭乘せば右は帝都左は仙臺、青森に達すへし宇都宮上野間六十五哩六十六銖宇都宮白川間六十五哩二銖

●日本鐵道株式會社日光線 鹿沼今市を経て日光に達す二十五哩

◎道路

●東京及隣縣 東京に至るは陸羽國道也又茨城、埼玉、群馬、千葉に至るは縣道也里程左に

東京	二八、〇八、四五、〇
茨城縣	一六、二五、〇二、三
埼玉縣	二二、〇三、五六、五
群馬縣	四六、一一、二六、五
千葉縣	二六、一六、五七、五
所管本縣及分營	三四、〇四、三五、四

東京第一師團
第二旅團佐倉
歩兵十五聯隊高崎
第一師團工兵管東京
府下北豊島郡袋村
郡役所
里 町 間尺
二八、一一、〇〇、〇
三三、二二、〇〇、〇
二七、〇〇、〇〇、〇
二六、二一、〇〇、〇

河内郡役所
上都賀郡役所
芳賀郡役所
下都賀郡役所
鹽谷郡役所
那須郡役所
安蘇郡役所
足利郡役所
郵便電信局
宇都宮郵便電信局
足利郵便電信局
佐野郵便電信局
栃木郵便電信局
二、一三、三
一五、二一、一七、四
一一、一一、一二、五
六、三四、一三、三

里拾五町三拾九間三尺
●朽木街道 宇都宮より河内郡西川田、安塚、壬生を経て朽木に至る路線六里三拾四町三間三尺舊例幣使街道に接続す
●真岡街道 宇都宮より河内郡桑嶋芳賀郡下籠谷を経て真岡に至る路線(關街道に接続す)五里拾五町貳拾五間
●太田原街道 宇都宮より河内郡白澤、鹽谷郡上阿久津、氏家、喜連川、那須郡佐久山を経て太田原に至る路線(白河街道に接続す)拾里三拾五町四拾六間壹尺
●茂木街道 宇都宮より芳賀郡道場宿、祖母ヶ井、上根、市塙を経て茂木に至る路線(烏山東街道に接続)八里拾町拾三間
●鹿沼街道 宇都宮より上都賀郡鹿沼町に至る路線三里拾三町貳拾三間三尺日光西街道に接続

◎船 車
解魚船及小廻船六隻、遊船十二隻

宇都宮市

大田原郵便電信局 一〇、三五、二五、五
日光郵便電信局 九、〇七、一五、二
真岡郵便電信局 五、一五、二五、〇
小山鐵道電信取扱所 七、二〇、三七、一
矢板鐵道電信取扱所 八、二〇、三三、二
西那須野鐵道電信取扱所 一一、〇七、二一、一
黒磯鐵道電信取扱所 一四、二七、一八、五
鹿沼鐵道電信取扱所 三、一三、一三、三
●所管裁判所
宇都宮地方、區裁判所 五、二二、四
宇都宮地方裁判所支部 六、三四、一三、三

●日光東街道 宇都宮より河内郡徳次郎、大澤、今市を経て日光に至る(日光より足尾を経て上野國に達する線路に接続す)九里七町拾五町二尺
●水戸北街道 宇都宮より河内郡石井芳賀郡鑑山、赤羽、七井、大羽、小貫を経て茨城縣笠間に至る路線拾里貳拾壹町四拾壹間貳尺
●烏山南街道 宇都宮より芳賀郡道場宿、上高根澤、八ッ木、給部、那須郡竹内を経て烏山に至る路線八

●車 馬車三十五輛、人力車三百四十四輛、免稅車二百三十六輛、其他車千四百三十九輛也

◎橋 梁

●幸橋 田川に架せらる陸羽國道の橋梁たり巖に上河原橋の稱ありしか明治十四年 天皇東奥御巡幸ありたる際此橋を渡御せらる幸橋の名是に起因すと
●宮の橋 同しく田川に架す宇都宮停車場より本街に出る途中にある吊橋也
●押切橋 同しく田川に架す押切町に接しあるよりして此名稱あり此橋の畔に遊船あり夏候納涼の地とす又七月七日の朝俗に「ねむたながし」と稱し老若男女田川に船を浮べ花火など弄ひて最も賑はし
●都橋 釜川に架す西馬場より池上町通に至る幹街にあり

◎銀行及會社

●株式會社宇都宮銀行 鐵砲町にあり明治二十九年七月の創立に係る資本金三十萬圓也

●株式會社下野銀行 大工町にあり明治二十四年十二月の創立にして資本金三十万圓也

●安田銀行宇都宮支店 寺町にあり

●宇都宮養蠶株式會社 花房町に設置せらるる明治二十三年一月の創立にして養蠶を以て社業と爲す資本金二千餘圓也

●宇都宮製絲株式會社 中河原町に在り明治二十年二月の創立にして生絲製造所たり資本金八萬圓也

●合名會社渡邊製鉛所 中河原町にあり鉛丹を製造す

●生命、火災、保險會社代理店

共濟生命保險會社 寺町安田銀行に在り

帝國生命保險會社 傳馬町手塚五郎平方にあり

明治火災生命保險會社 千手町相場直三郎方にあり

明教保險會社 寺町手塚藤平方にあり

東京火災保險會社 傳馬町手塚五郎平方にあり

海員生命保險會社 川向町間瀬定重方にあり

酒家生命保險會社 宮嶋町馬場俵八方にあり

●栃木縣農工銀行 大町に在り明治三十一年五月の創立にして資本金六拾萬圓也

●宇都宮鐵道運輸株式會社 西町にあり資本金貳萬圓也

●宇都宮商業會議所 旭日館内に設けらる

●宇都宮米穀株式商品取引所 明治二十七年三月の創立にして曾て一府六縣聯合共進會を開かれたる當時の陳列場本館を以て假所に充つ資本金三萬二千圓也

●宇都宮家禽株式會社 中河原町に事務所及飼禽場を設く明治三十年の創立にして資本金壹萬圓

●宇都宮石材株式會社 西原にあり資本金壹萬圓

●宇都宮小麥粉販賣合資會社 川向町にあり資本金一萬圓

◎新聞社

●下野新聞株式會社 池上町にあり日刊新聞發行

●民報社 塙田町にあり下野日々新聞を發行す

●野州日報 宮嶋町にあり(日刊)

●新下野報 大町にあり(日刊)

其他一二の月刊雜誌ありて其本領を抱負し筆端果實を兼備し社會の各方面に衆多讀者を有して社運隆々たり

◎病院

●縣立宇都宮病院 江野町にあり明治五年の創立

●彌敷院 江野町縣立病院内にあり

其他神野病院(池上町)田野邊眼科醫院(西塙田町)中里醫院(一條町)宇都宮共立病院(馬場町)絹川胃腸專門醫院(大工町)中山病院(曲師町)等あり

◎市場

市場は古へより上河原町にありしを奥州の侯伯通行の際諸事差支ありて當時の奉行山崎左近之を町奉行菅沼文右衛門に命し寛永十一年十一月新宿町に移轉せしむ而して市場は之を上市下市の二つに分ち上市は新宿治兵衛屋敷東の方より木綿店紙店等順次店を開き下市は一番に門口の店油物賣二番に樹店等順次店を開きて各店の順序を定めたり初市は勘左衛門屋敷と定められ若

し店開きの場所等狹隘を告げたるときは市場より西の方へ順次店開きを爲すなり店は一軒に付五尺間と規定し互に場所争等を爲すへからざる旨を堅く訓示せられしに木綿賣貳百四拾人中拾人即ち塙田村嘉右衛門、同村治郎左衛門、同村重左衛門宮嶋町宗兵衛日野町嘉左衛門、今小路町又兵衛、大町庄右衛門、粉河寺前源右衛門、日光街道内記、熱木町仁左衛門等は市場の場割に就き地主と見解を異にして同盟罷市を企て終に訴訟となり寛文十一年十二月八日より同二十三日まで木綿賣の市人登人も出てさりければ斯くと聞きたる小間物賣、麻賣、肴賣、八百屋等まで悉く出てす市場落賣を以て雀羅を設けん有様なり奉行所にては非常心に心を痛まし又嘉右衛門等拾人は身を犠牲に供し幾多商人の利を謀らんと欲したる決心なれば容易に氣焰の収まるべくも見へす三度まで裁判の事あり漸くにして事落着し嘉右衛門等拾人市場の取締となりて其全權を左右するに至れり而して初市は元の如く上河原町に開くと定めぬ今猶上河原に開く初市は之より始まりたるなりと云ふ

●挽路町市場 宇都宮上町の者は下町の市場繁昌し

其利益多きを見て之に倣ひ慶長四年の春浦生飛彈守に請ふて同年の秋より開始し毎月二七の日を以て市を開きしかど意の如くならず本多上野介正純在城の時中絶せし事ありといふ現今は麻干瓢の市場ありて八月より十二月に至る其間五十の日を以て開市す

●上河原の初市 今より三十年前までは新宿町市場は櫛市と唱ひ毎年正月九日大町市場は正月十日上河原町市場は正月十一日と開市の日割順定まりて新宿、大町は只名のみ就中上河原市繁昌せしか今は唯上河原市のみ毎年一月十一日初市を開く是う宇都宮舊時の商業熾なりし其係を残したるものなり

●蕪生糸市場 挽路町にあり一六の日を以て開市す商品ハ蕪生糸なり
●麻市場 挽路町にあり開市は三八の日にして商品は麻なり

●魚市 大町榎屋扇町堺屋の二個所に於て毎日開市す商品は仙臺及東京より輸入す
●青物市場 宿郷町に一個所西原に一個所毎日開市

や二十二代國綱に至り慶長二年十月十三日豊臣秀吉の爲に一族郎黨の領地悉く没却せられ開城す夫より淺野彈正少弼長吉城代として當城に入りし以來領主の更迭頻繁にして安永三年戸田因幡守忠寛當城主に封せられしより子孫相襲て居城し越前守忠恕に至りて時勢一變世は王政維新となりぬ戊辰の役忠恕王師に與し賊中に孤立して籠城せしか守備未だ成らざるに賊軍來襲し城遂に兵燹に罹り一旦賊手に落ちしか後ち回復するを得たり明治元年二月忠恕病死し養子忠友家を嗣きしか全四年藩籍を奉還し城廢せり左に宇都宮氏及戸田氏の略系を附記す

◎宇都宮氏系譜

大織冠藤原鎌足公嫡流攝政兼家公二男

道兼 正二位關白右大臣贈大政大臣母攝津守中正女號粟田又町尻共云長徳元年乙未五月八日薨在職僅七日世曰七日關白也于時四十歳

兼隆 從二位中納言左衛門督母春宮亮藤原遠慶女天喜元年癸巳十月薨年六十九

宇都宮市

せらる

◎名所古跡

◎宇都宮城址 市の東南端にあり明治戊辰の役兵火に罹りて城樓灰燼に委し今は僅かに外濠斷礎を存し其本城の舊址は公樂園と稱し市民行樂の公園たり抑當城は康平年中石山座主宗圓法師の築きたる所にして(一説に安和年間藤原秀卿安倍賴時に命じて繩張をなさしめ築きたるなりとの傳説あり)子孫累世此に居住す宗圓は大織冠鎌足公の嫡流攝政兼家の次男道兼の孫兼房の長子なり後冷泉院の御宇源賴義奥州の逆賊安倍頼時征討の時調伏祈禱の爲め當國に下向す于時天喜四年なり次て康平六年下野守護職に補せられ始て當城を築く爾來子孫相襲くこと二十二代下野守國綱の慶長二年に至るまで約五百五十年系統連綿として當國の守護職に任し八田、小田、氏家、鹽谷、横田、上三川、多功、武茂等の一族四方に繁茂し世々文武の名家として關東八家の隨一たり斯る名家も時運の然らしむる所に

兼房 正四位右中將讚岐守中宮亮母左大辨源扶義之女延久元年己酉六月十六日卒年八十六歌人也

宗圓 石山座主宇都宮、八田、小田、氏家、鹽谷、横田、上三川、多功、武茂等之祖天永二年辛卯十月十八日寂年七十九母源高雅之女

兼仲 從四位左少將相 宗房 備後守從五位下 摸守母同上應徳 二年乙丑五月廿日卒四十九 長男而兼仲之孫也

信房 大和守藏人所衆故號宇都宮所

宗綱 從五位上八田下野權守號座主三郎實兼仲之男 法名圓寂益子權守紀正隆之女兼領下野常陸兩國之内凡一万五千餘町宇都宮之社務并日光山別當職應保二年壬午八月廿日寂年七十

朝綱 從五位上左衛門尉檢校彌三郎鳥羽院之武者所 後白河院上北面法名寂心號重阿彌陀佛母常陸大椽平棟幹之女元久元年甲子八月六日寂年八十三

知家 筑後守從五位下八田右衛門尉小田茂木田中等之祖

賴綱 次郎兵衛尉母醍醐局法名清山順蓮建久三年壬

公賴 氏家五郎兵衛尉氏家中里高須一ノ瀬等之祖別

家政 山鹿左衛門尉實高階忠業之男朝綱爲猶子住筑

賴綱 掃部出檢校彌三郎法名信房蓮生母新院藏人

朝葉 鹽谷五郎兵衛尉鹽谷笠間幸岡玉生等之祖系在

時綱 上條美作守三郎左衛門尉母稻毛三郎平重成之女

賴綱 橫田備中守四郎左衛門尉母梶原平三景時之女

秦綱 正五位下野守修理亮檢校彌四郎兼領美作國

宗綱 西十一月朔日卒年五十九于時在京歌人也

廣綱 三郎兵衛尉彌三郎早世

景綱 平野守從五位上兼尾張守四郎左衛門尉檢校

經綱 尾張守七郎左衛門尉歌人也

貞綱 下野守從五位上兼三河守檢校守檢校引附衆

定朝 池上法印初名三鶴九一本作三觀非也池上法

秦宗 武茂前陸介從五位下五郎左衛門尉武茂西方大

高久 芳賀五郎左衛門尉芳賀家督

高貞 芳賀伊賀守兵衛助初名公貞母芳賀伊賀守清原

公綱 正四位左少將內昇殿左馬權頭備後守治部大輔

定景 池上法印定朝之附弟

氏綱 從四位侍從下野守兼伊豫守母千葉介平宗胤之

基綱 正四位左少將左馬頭下野守母足利尾張守源高

滿綱 正四位左少將下野守母細川右京亮源賴元之妹

持綱 從四位侍從右馬頭常陸介兼肥前守實同姓武茂

字都宮市

右京大夫源滿範之女此時一族鹽谷一家謀叛鹽

等綱 從四位侍從下野守母宇都宮滿綱之嫡女父持綱

明綱 從四位下野守兵部大輔母小山左馬助藤原持

正綱 從四位侍從在馬頭下野守太師九母守都督持綱

成綱 正四位少將右馬頭下野守彌三郎母佐竹掃部助

源義親之女永正十三年丙子十一月八日卒年四

興綱 芳賀左兵衛尉彌四郎繼家督任下野守
兼綱 武茂右兵衛尉彌五郎別在系
孝綱 鹽屋伯耆守彌六郎別在系

忠綱 從四位侍從左馬頭下野守母那須播磨守藤原資親之女大永七年丁亥七月十六日卒年三十一法名密山長雲

興綱 從四位侍從下野守彌四郎前上野守正綱之二男母上杉兵部少輔藤原顯實之女天文五年丙申八月十六日卒年六十一法名流月長順

尙綱 從四位侍從下野守左衛門尉初名俊綱母小田左衛門督藤原成治之女天文十八年己酉九月二十七日於鹽谷郡孤川五月女坂討死年三十七法名悅山長喜

廣綱 從四位侍從下野守母結城左衛門督藤原政朝之女天正四年丙子八月七日卒年三十二法名以天長清子時嫡子國綱依幼稚天正八年迄四年之間稱在世云々

國綱 從四位侍從下野守稱羽柴母佐竹右京大夫源義昭之女慶長十二年丁未十一月二十二日於武州石濱依病卒年四十心應淨安號大昌院葬總泉寺中有石塔

朝勝 七郎始結城晴朝猶子後爲佐竹家之客號宇都宮帶刀
高武 十郎芳賀家督左兵衛尉

義綱 彌三郎母佐竹常陸介源義重之女實其弟東中務大輔義久之女慶長三年生寛文四年甲辰四月二日於常陸國卒年六十七法名花林元心號正眞院

隆綱 下野守從五位下彌三郎母遠藤但馬守平慶隆之女

千安丸 母水戸中納言源頼房卿之女勤仕水戸家知行三千石

因に記す宇都宮氏は有聲に著名なる歌人藤原兼房の嫡流として其子孫歷世歌人渺からず今其歌集に見ゆる國風數首を左に抄録す
金葉集冬 藤原兼房朝臣

あらし山雪降り積る高根より
さねてろ出る夜半の月かな
千歳集雜

あはれとも誰かは我を思ひけん

光忠 庄右衛門

忠次 三郎九郎

清光 金左衛門

尊次 土佐守

忠能 因幡守

忠昌 越前守 山城守

忠利 長門守 從四位侍從大炊頭

喬知 秋元但馬守從四位侍從

忠眞 山城守從四位侍從

忠章 土佐守

忠余 越前守 同姓山城守忠眞

隆抵 九鬼丹後守

忠胤 土佐守

忠余 越前守實同姓山城守忠章之長子

忠久 彦六

あゝ世にたにも問人もなし
頼綱 入道蓮生

萩の音もさうあらしの夕暮に
枕のちりをはらふあきかせ
藤原泰綱

新和歌集
里人のころも手さむき若菜つむ
あしたの原に雪はふりつゝ
藤原景綱

新千歳戀
うつゝとてなにも面影の残るらん
見し夜は夢の契りなりしを
藤原經綱

新和歌集
露の身の消ぬにし跡のわかれには
ぬるゝ袂をかたみなりける
藤原公綱

全
明石かた浦のまつ風れどさねて
有明のうらに千鳥鳴くなり

◎戸田家系譜

藤原康光 戸田彈正少弼、參州田原

忠久	彦六 早世
喬求	越中守 秋元但馬守 養子
能登守	伊賀守
忠盈	因幡守
忠寬	庄右衛門 木下大和守 俊泰 養子
忠寬	因幡守 實越前守 忠余之四男 忠盈弟
忠瀨	越前守
忠舜	主計
忠延	日向守
忠直	樺之助 岡部泰之助 養子
忠溫	山城守
忠孝	鐸之助
忠溫	山城守 從四位侍從
忠明	因幡守
忠文	大炊頭
忠恕	越前守 從四位下 實舍弟
忠友	正四位 勳四等子爵

◎宇都宮公園

二荒神社より廣馬場招魂祠境内に至るまでの地を公園と稱す地域甚だ廣からざれども二荒山神社境内は市街の中央に崛起せる高丘なるを以て頂上は最も眺望に富み遠く宮嶽千秋の白玲瓏たる半面を青天の際涯に望み東の筑波山の翠色蛾眉の如く宛然佳人と相對するの觀あり近く市街の全景眉宇の間に落ちて恰も走馬燈を看るの觀あり時に一抹の黒烟半空を霞めて東南に疾驅するは鐵輪なり黒髮の諸峯の雲煙縹渺の間に起伏して各景致を添ふ園内は老櫻古松和參差し春花秋月の侯市民行樂の仙境として衣香扇影絡繹たり

招魂祠畔亦是れ公園の一部にして旭日に匂ふ山櫻數株國士の丹心を表して懷舊の情に堪らざらしむ此に鐘樓あり市民に時を報し無情の鐘聲却て有情の才子佳人を泣かしむ知らず鯨吼一聲双愛の別離に斷腸の人日夜幾何

二荒祠畔疎松老櫻の樹下一碑あり之れ野州の偉人蒲生君平の墓碑なり碑文に曰く

贈正四位蒲生秀實碑

陸軍大將大勳位參軍熾仁親王篁額
 王室中興之二年十二月 詔宇都宮藩曰、故蒲生秀實以草莽一介儒生、慨綱紀之頽廢、憤名分之錯亂、知時不可專力撰述、崇尊 朝廷裨補世教、聞其風興起者、接踵而出、其旌表里門錄子孫、知藩事戶田友、既拜 命退謂曰、我藩曩請幕府修復 列聖山陵、實繼秀實之志者、秀實爾足裏糧、跋涉海內參鑑古今、以著山陵志天下傳稱、我藩遂奉命葺修陵工事、今又有此 恩典、是不獨秀實之榮、而我藩與有光榮、焉衆皆感泣謝恩、後七年 聖駕東巡駐蹕宇都宮、特旨賜祭資於其家、又五年 詔贈正四位、有志者肯議、欲傳其事來諸子撰文、按秀實字君藏、別字君平、通稱伊三郎、下野宇都宮人、藤原朝臣秀卿之苗裔、會津參議氏郷之庶流也、少以氣自豪、讀書不治章句、知其先世出於名族、乃大力學、慨然有經濟之志、每謂吾不逢大化大寶之世、又不值天慶天正之亂、大綱冠淡海二子之相業、與秀卿氏郷之將零、非所企及、然在其位者行其道、不在其位者行其言、稽古效今、

宇都宮市

修曠世之隆典補王化之萬一、吾亦可庶幾矣、著今書一卷、文化丁卯歲、北屏擾邊物議驟然、乃著不恤諱五篇獻諸當路、言頗剴切、有司詰其涉不敬、殆陷重辟、學士林某救解之僅得免、是時昇平二百年、海內恬熙、士世故常概無遺議、而秀實慷慨自奮、爲天下言所難言、雖由是獲禍不顧也、秀實又撰職官志、欲以次編神祇氏族諸志與山陵伊爲九志、貧甚不能自營、致授以給資、研讀數年未及悉成而歿、實文化十年七月五日也、享年四十有六、葬於江戶谷中臨行寺兆域秀實晚娶紅葉山俗官多氏女無子、其喪也親哭曰、斯人作山陵志者、葬祭之禮可不慎重乎、其友水戶藩備員藤田一正表其墓、會津安誌其碣、行軍系世備見三氏之文、余特叙其大節、卑仁入義士之徒知優詔同日、水戶源義公、烈公及高山正之亦有贈位旌表之典、正之與秀實同時亦以志節著世、世人視二子之言行爲異衆、並稱曰奇人、夫奇者正之反也、二子志在乎正名分辨大義以明先王之遺、其言至正、至太、窮天地亙古今而不可易、二子者可謂純然正人君子、而寧謂之奇耶、唯然故能鼓動天地之正氣、發揚振作遂開中興之基、

六

、以布衣之賤與邦君諸侯同受香賞豈偶然乎哉、吾聞秀實臨終自撰墓銘曰、敬吾君以禮、撫吾民以德、禦戎狄以義、精靈在天地、俟其人以授斯三寶、嗚呼如之人也千古不死矣

明治二十二年歲次己丑夏六月

元老院議官兼文科大學教授 重野 安釋撰文
從四位勳五等文學博士
元老院議官從四位勳四等 巖 谷 修 書

◎公樂園

園は即ち舊宇都宮城址にして今は市民行樂の遊園となる園内老松喬々として千古の翠を滴らし周囲の堤塘芝生滑かにして甍の如く眺望すれば黒髮筑波の二峯左右に聳立し田川の清流素絹を曳くに似たり又是市塵萬斛の俗腸を洗ふに足る園中に明治二十五年の秋東毛の野に特別大演習の際 天皇陛下群臣を召して立食を賜はりたる玉座の遺跡に建碑せる紀念碑及小松宮殿下御手栽松等あり其他二十七八年日清戰役の戦利品陳列場演武場等あり又舊城館晴明亭の兩酒舖ありて花朝月夕雅

客の曳杖を待つ輪奐美ならずと雖も清美愛すへじ園の中央に舊藩主戸田忠恕公の碑あり公は勤王の志深く幕府の末造に當りて其名高かりき碑石は高一丈五尺幅一丈あり其碑文左の如し

戸田忠恕公碑

元師陸軍大將大勳位 彰仁親王篆額
賜菊花章頸飾功二級

德川幕府末造失御夷之道、大藩諸侯起尊王攘夷之論而德川舊勳諸侯、知有幕府不知有 王室、知之自戸田公始、公諱忠恕、戸田氏、幼名綏之助、以弘化四年生、纘祖忠次、爲德川氏二十四名將之一、五世孫忠貞、事有德公爲老中、封宇都宮食七万八千石、十一世孫忠温又任老中。公爲其第七男、以元忠明無子嗣立、叙從五位下任越前守、文久二年、松平慶永爲幕府總裁、政令一新、使列侯直言時務、公與宗臣戸田忠至、及縣信緝、廣田執中等、胥謀建議曰、方今外夷跋扈不知底止、禦之之術有強兵、強兵在振士氣振士氣莫若反始報本起忠孝之心、而自鎌倉幕府執政七百年、中今皇陵荒廢或不知所在、幕府闕典莫大焉

宜修理之以明反始報本之道、海内臣民忠孝之心自此起矣、士氣自此振矣、兵自此強、尙此議而行、忠恕與一藩士民請任其事、幕府嘉納奏之朝廷蒙允可、公感奮奉命、授意忠至督工事、屬富蒙川村富之、馬籠惟長辨財用、忠至深體公意、畿内及丹後諸侯、躬親探檢徵書史問古老必確其禮、此歲九月起工神武陵先成、朝廷下 詔嘉之叙公從四位下、忠至從五位下任大和守、凡閱五寒暑、慶應元年十二月、一百餘山陵皆既修理、置陵戶修祭供復王典之舊、明年正月詔四海、忠恕夙重忠孝修復先陵、上成皇家追遠之孝下贊幕府奉上之誠、朕不勝欣喜、因贈先祖忠次從四位下、賜公御劍忠至御馬、億兆聞之感泣莫不起忠孝之心者矣、先是水戸亡徒嘯集各地唱尊攘、幕府命公勦之、公以其名正依違未俄進擊、幕府疑其黨之譴公退隱、削封二万石移柵倉而未往、曾大將軍入朝、朝廷諭旨使復舊封、蓋以修陵之功償其罪也三年王政復古、詔公入朝未發伏見變起、王師東下令公復聽藩政、時德川氏逆賊出沒近郊、遂來襲宇都宮、事發忽卒守備未整、乃火城避賊鋒、既而王師來集、與藩

宇都宮市

兵戮力擊之遂復城、此役公冒炮火、暴露原野俄罹瘋不起、實明治元年五月二十二日也、年僅二十有二、朝廷哀悼贈侍從及從四位上、東北亂平錄功加一萬石、詔曰孤立賊中克决方向、以盡藩屏之任其功可嘉賞、後立祠宇都宮、祀公及戰死此役者焉、室戸田氏同宗光則女無子、公退隱支族忠友入立、至此請朝廷、仍以忠友承先祀三十年特旨贈公從三位、舊臣及受恩者欲建碑不朽公功、朝廷聞之又贈金若干助之、於是益感激促建立、遂來徵余銘、余曰、公之建白修陵、余舊君板倉勝靜在老職實納之、故及其竣功亦蒙狩衣之賞、余因知其事深復公以勳舊諸侯、率先勤勞王事贊幕府奉上之誠也、他日德川氏之獲罪朝廷蒙寬典之恩者、安知非知公與有力乎哉銘曰

嗟公修陵 廢典惟舉 不獨爲朝 幕職惟補

爰勒豐碑 于厥舊鄉 偉勳赫燦 永照無疆

北仰晃山 天半岩竒 神乎有知 欣慰何若

明治三十一年四月

東宮侍講正五位勳四等 三嶋 毅撰
勅選議員正四位勳三等 金井之恭書

六三

●明石志賀之助の碑 園内小丘の上に相撲横綱の祖明石志賀之助の碑あり表面に「白下開山横綱力士明石志賀之助之碑」と大書彫刻し裏面に左の銘あり

明石志賀之助者、宇都宮藩士山内主膳男、寛永元年大關也、徳川三代將軍家光公、賞其惟芳命賜日下開山横綱力士之號、是爲相撲横綱之元祖

明治三十三年十月 十二代横綱力士

神幕久五郎土師道高建之

●八幡山 市街の北隅に聳立せる岡耕にして雷神社戸祭の二山に連亘し元と茶臼山と稱せしを山中に八幡社殿あるを以て此名を附す山高からざるも眺望絶佳にして満山老杉古松鬱蒼として繁茂し山下は田野遠く開けて寸馬豆人煙瀟の裡に往來し遠山は濃紫近峯は深緑五彩眼底に映して一幅畫圖の觀あり是れ市人散策の處にして納涼觀月に妙なり又山頂に茶亭あり野酒山菜時に微酔を買ふに足れり

●樋爪五郎秀衡石塔 上河原町三峯神祠と稱せし五輪の石塔二基あり秀衡は東鑑に文治五年源頼朝與所の秀衡追討の時宇都宮大明神に祈禱して樋爪太郎傳

法師の一族を生捕り社職の生贄になす由見わたる即ち其者なるへし大系圖に俊衡の舍弟秀衡末子忠衡あり武家評林には忠衡を宇都宮社職を記せり又宇都宮家の臣下に濱野彈正武季と云ふ者ありき之れ亦秀衡の子孫なりと云ふ

●浦生君平表旌碑 南新町所謂東京街道の路傍に在り碑面に「表旌忠節浦生君平里」の九字を刻す明治十二年十二月宇都宮藩知事戸田忠友之を奉行し藩文學教授戸田誠の書する所なり

●浦生君平墓 清住町桂林寺境内にあり即ち君が祖塋の地たり墓は廊舎飾然居士「覺應貞樹大姉」と記されたる墓面の側面右の方に「文山義章居士浦生君平」と勒せられたるものあり君が墓標と爲す福田又右衛門氏の建する所なりと云ふ

君平名は秀實字は君藏伊三郎と稱す宇都宮の人也本福田氏の子後に自ら氏を浦生と改む浦生は近江の望族也其先は藤原秀綱より出づ參議氏卿に至り豊臣秀吉は從ひ會津を領す豊臣大は顯る氏卿庶子あり帶刀と稱す浦生氏其を宇都宮に律すに及んで帶刀秩祿三千石を食ひ

邑の豪族福田某(河内郡絹嶋村大字關白にあり)の女を納て妾とす會々浦生氏再ひ封を會津に従ざる帶刀も亦之に従ふ時に妾身あり因て之を外家に留めしむ幾もなく男を生む初め約す若し男子なれば之を會津に遣れと妾の父母之を寵愛して遠く會津に遣るに忍ひず伴て帶刀に告るに女子と稱し其家に鞠はる因て其姓を昌して

宇都宮編戸の民となる帶刀の玄孫を正榮と曰ふ實に君平の父也正榮五子あり君平は其末子也君平幼にして穎語人の羈約を受けす一日祖母の其家系を語るを聞き慨然として憤を發し誓て祖先の名譽を興起せんと欲す自ら氏を浦生に復し是より遊戯を廢し節を折て書を読み

劍を學ひ長して當世を慷慨痛論し愛國の念勃如として一世を鼓舞せんとす時の人君平を目するに狂妄を以てす故に志士高山彦九郎林子平と并ひ立ちて天下の三奇人と稱せらる文化十年癸酉七月五日病を以て江戸の寓居に歿す享年四十有六谷中龍興山臨江寺の域内に葬る

明治五年正四位を贈らる

●鐵塔婆 宇都宮下野守貞綱の母儀十三回忌に建立したるもの元東勝寺境内にありしを慶長二年宇都宮氏

没落の折共に破敗の刻清嚴寺の境内に移したりと云ふ三輪塔婆にて高さ一丈八寸六分巾一尺厚さ二寸重疊二百斤彌陀、觀音、勢至の三尊佛を鑄付其下に四句の偈及び碑文あり即ち左の如し

八葉白蓮一肘間、炳現阿字素光色、禪智俱入金剛縛
召入如來寂靜智、

碑文
夫母者四恩之先也、孝者百行之源也、因茲當十三之忌景、營卒都婆之治鑄彌陀之種子三尊之聖容等、祈先妣之菩提、則仰諸佛之照覽、早出六趣之苦域、速生九品之淨基、乃至法界平等利益、敬白、正和元年壬子八月日孝子、

貞綱の母は秋田城介義景の女也貞綱をして豪雄無双の武者たらしめしは賢母の教宜しきに依らすんはあらず殊に佛門に歸依して興禪寺を建立し斯の鉄塔婆を鑄るなど最と珍らしき事ならずや

●高久齋崖碑 齋崖は文化文政時代に於ける畫人にして初め谷文晁に畫を學ひ次て池大雅堂の門に入り刻苦其効を積み夫より進んで明清諸家の眞蹟を師とし技

術益々秀て識見漸く高く渡邊華山、立原杏所、椿椿山等と角逐して譲らざりしを以て當時有名の畫伯たるを知るへき也。鶴崖は縣下那須郡杉渡戸の人名は徵字は子遠、如樵、石巢、疎林、鶴崖は其號也。父は眇たる商賈。鶴崖幼より牙籌を好まず墨池に親しみ終に畫人となる。性熱實豪俠人に交る城壁を措かず一見舊知の如し寛政八年丙辰を以て生れ天保十四年四月八日没す年四十八。

此碑や鹿沼街道觀專寺境内にあり碑は當寺住職默雷の建つる所默雷文雅の心厚く殊に畫を好み鶴崖の門に入り術大に進む安政二年の鶴崖崖か生前の知遇を思ひ追慕措く能はず紀念の意を寓せしなりと云ふ。

●駕鸞塚 大町にあり昔蝕したる六角の石塔に六地藏を彫付て建たり其傍に細き流れあり求食川と呼ふ今は町内にて保存の方法を立て其の名のみ斗りならずして跡を永く傳へんとは實に心深き事と云ふ可し其由來を聽くに「鎌倉時代以前の頃にやありけん此邊に獵師ありて或時求食沼に駕鸞の雄鳥を射とめたりけるに首を射切りて軀のみ得たり明るあした同所にて雌鳥を射

止めけるに其羽かひの下に昨日の雄鳥の首を挿ぎ抱きてありさしも情知らぬ男なれと是を見て發心し此所に埋みてしるしの石塔を建立したりと」と云ふ一語に過ぎし是と同じき因縁談は安蘇沼にもあり同じく駕鸞塚といへり。

●小嶋強介墓 八幡社頭にあり明治二十三年庚寅一月手塚藤平の建つる所なり藤平は強介の義弟なり、強介諱は矯豪毅卓拔幕末に當りて深く志士と交はり當時間部詮勝閣老の職を罷むに及んで安藤對馬守信睦幕府の權柄を握り故伊井氏の遺骸を煽し朝旨を拒み奸邪を親昵す之に加ふるに廢帝の故典を案し及び椋に國家の大典を更む強介憤懣に堪へず竊かに同志を謀り大橋順藏等と共に爲す所あらんとせり事遂に顯はれ江戸の獄に繋かれ空しく鐵窓の下に逝く時に文久二年壬戌六月二十五日也行年二十有六(故人小傳の部參照)。

●岡田眞吾墓 清住町桂林寺境内にあり「故權大解部岡田裕墓」と勒せらるる宇都宮の人也君姓は岡田名は裕字伯柔拂雲と號す後梅陵と改む眞吾は其通稱也父を淳卿と曰ひ庸齊と號す宇都宮の人也代々醫を以て宇都

宮藩候に仕ふ母は藩士川上與助の女君文政五年壬辰正月を以て生れ明治五年十月廿四日疾を以て歿す享年五十一

世人の君を視るや一儒生を以てするもの多し而して君か慷慨奇節の士たるを知るもの稀也君や幕末に衝りて大に時世を慨論し攘夷惑問を著して有司に建言し次て大橋順藏等と同志の建言を幕府に致したりしかは捕はれて獄に繋かれ糺問頗る酷也文久二年春皇妹和宮殿下幕府に入興の事あるや君や斬を宥し中退放を宣告せられ江戸の藩邸より宇都宮へ還送して川上祐藏の邸に幽閉せらる此時既に秩祿親魯居宅沒收事茲に出でたるなるも君敢て念とせず幽窓の下に歲月を送る殆んど二年會々水藩佐幕黨跋扈し勤王攘夷派と相軋轢の時藤田小四郎事を筑波山に擧げ日光に來る其途次小四郎君か幽閉を叩て謀る所あり君痛憤熱淚大義を論し名分を説き以て其舉を贊す小四郎幽を破て俱に軍に従はん事を勸む君曰く禁を侵すは志士の愧つる所幽の解くるも將に近きにあらむ假すに時日を以てせよと小四郎諾して去る既にして小四郎等事破れ翌年二月三日武田耕雲齋竹

内延秀等二十四人と共に越前執賀に刑せらるる君之を聞きて悲痛慟哭食を絶つ事三日慶應二年丙寅十一月二十九日 天皇崩す孝明天皇と諡す同三年正月十一日孝明天皇を京都泉湧寺に葬る朝廷大赦を行はせらるる君此時漸く幽を解かる同年十月徳川將軍政權を返上するや大政古に復すると雖も物情恟然人心安からず天下の危急一髮の間にあり君滿腔の赤誠を吐露し書を京師に上る再三大に當路の見る所となり朝廷の召す所となりて大和総督府の參謀に任せらる後東京鎮守府に職を奉す明治元年十二月其職を去りて同二年十一月宇都宮藩大參事となり藩政を治む同四年廢藩置縣の命下るや君其職を解かる同年九月司法省九等出仕を拜命し同十月司法省權大解部に任せられ宇都宮裁判所に奉職す

君か愛國の情溢て建言書となり攘夷惑問となり時に鐵窓の下に呻吟し時に幽居の裡に歔歔し大橋順藏等と相謀りて事を擧げ妖雲を拂はんと爲せしも幕吏の探偵嚴密なると同する志士寥々なると或は同志者の反間に罹りて遂に意を果すと能はざりしは君か最も憾とする所たり然りと雖も天運の循環時世の推移は漸く大政復古

となり維新の大業成りて明治の昇平を見るに至れり而して君や聖世の職任に就き滿懷十の一を施すとを得たるは素志万分の一の成りたるものと云ふを得へき乎(尙故小傳の部傳あり)

◎枝源五郎墓 埴田慈光寺境内にあり墓表は梵字を刻し其裏面に「快譽徹道信士」と法號を勒す

枝源五郎は河内郡宇都宮産俗號を松屋と稱す性質豪宕任侠を以て自ら許し天明年間江戸に遊ひ俠客の群に入り其名聞ゆ當時金觀板藤九郎なるものあり源五郎と俠氣相競ふて曰く其風の勝りたるを以て仰ひて兄となし以て義を結はんと源五郎之を諾す日ならずして俱に相携ひて兩國橋外を散躡す二人共に橋上に脱糞し人あり之を掃除するの其何れか先なるかを試見し而して其掃除に後れたるを以て弟となし永く桃園の交を契らんと盟へ終つて共に身を避け窃に糞穢の掃取を窺ふ暫くして人あり先源五郎の糞を收む是に於て藤五郎約を守り弟として之に事ひ愈其名高し蓋し源五郎は奇智に富みたる也脱糞の際小判一枚を出し糞中に挿ひ人誰か之か掃を先にせざるならんや

藤九郎は是俠也と雖も彼れは此智なかりし也又源五郎奇行多し稗史之を傳ふ源五郎逆修自ら墓碑を建つ即是也于時年四十安永四乙未歲十月十五日也

◎奥平内藏允墓 博勞町興善寺境内にあり寛文八年二月十九日奥平美作守卒す享年六十一當時家臣奥平内藏允同藩奥平隼人と燒香に就て爭論し刃傷に及びて自殺せり依て其子源八郎並に内藏允か弟傳藏内藏允斐の夏目外記其他同藩士助太刀して江戸牛込淨瑠璃坂に於て隼人を討ち取り亡父の讎憤を晴したり此れ即ち世に稱する淨瑠璃坂仇討也

◎訴人婆墓 博勞町興善寺境内の傍に藥師堂あり今より三十餘年前は此所に訴人婆の墓ありき今や影たになし聞く所に據れば故ありて其墓石を藥師堂の椽下に埋めたりと

慶長年間宇都宮城没落の際其關係人たる今泉但馬守上三川城にありしを芳賀高武襲ふて之を滅したる折から高光の子宗高六歳にてありしを坂本刑部君嶋主水土屋監物橋本將監等漸く助けて高光の弟五郎大夫今泉にありける方へ潜ませたるを元宇都宮に仕へたる上臈吉枝

とて年長け暇を賜りて今泉村に賤せき棲を爲し居る老婆早くも知りて斯くと高武に報知して召し捕せぬ老婆後に罪を負ふて刑せらる之を稱して訴人婆と云ふ

◎七木 往古より宇都宮の名所として誰逆知らぬものなかりしも今や荒涼み只其名のみはかりなり

△明神の鹽竈の櫻 二荒神社境内にありしなり今は根株たになし

△普賢堂の櫻 東勝寺普賢堂の畔りにありし也東勝寺は田川の東にあり宇都宮貞綱の本願にて建設せり慶長二年宇都宮家没落の時廢寺となる人あり其跡を釋迦堂に遷す今招魂社の畔りにある普賢堂即ち是也左れば其櫻樹も今はなし

△日光堂の薄墨の櫻 下の宮の境内にありけるか今や櫻樹の栽わられたりと云へる跡たに定かならず

△龜の井の榎 宇都宮城外龜井の水の畔りにありたるも今は無し

△化櫻 城の中門の内にあり數十年前まではさきの化櫻は朽ち其榎の成長してありしか又も斯く腐ち果てたるなりと云ふ株ありしか今は其れとてもなし

△銀杏樹 城内にあり此樹雲を凌かん計りなるさま昔し忍はる百間堀の外にあるもの是也

△樺 朽木縣廳建築の際用材として可惜伐採せられぬ去んぬる明治十七年也樹は松ヶ峯町御門内にありし也

◎七木 七木と並ひて其名聞わたるに今は涸れ或は填められ或は俗人に侵さる、等最とも哀れなる様也

△池の井 現今警察署前通池上町に出づる邊にありたる也其所や宇都宮城の大手前なりし也而して井は其大手前にありたる也大手は元二荒明神馬場前御橋(今の御橋)にありしを本多上野介忠純の時池上町に移せし也又井の傍に地藏尊を安置せしか上野介在城の際桂林寺に移して今は無し

△馬場の井 廣馬場に現存せるもの是也公衆之を供用す

△東石町の井 石町の東通りにありし也今や無し

△龜井の水 中河原の街路の傍にあり石造の龜を置き一見事跡あるへきを思はしむ水は混々として湧き出て、清し

△明神の井 二荒神社境内寶庫の傍なる井是也井深ふして水清く七水中の随一たり

△瀧の水 瀧の原なる中學校に行く途中にあり

◎八河原 七木七水と一對に呼はれて風流の心なきものまでも口にするなれど只に名のみ残りて由緒委しく知るに由なし

△上河原 今の上河原町

△中河原 今の中河原町

△下河原 今の下河原町

△北河原 興善寺邊一帯を云ふ

△最上河原 百間堀の下手より宇都宮城本丸南の邊を稱す

△七里河原 博勞町、今泉砂子堀へ出る所の横手を云ふ

△安蘇河原 田中成高寺の西邊に當る脇の一帯を云ふ

△仙阿彌河原 今猶仙阿彌河原とて水車營業者の多く居る所也

◎鏡ヶ池 馬場町壽座の傍にあり往古は池の面頗る

廣く池の邊郷(宇都宮の古名)此より始まる世の開け移るに連れて池面を埋め立て今其形のみ最と淋しき溜とも見ゆ

◎古人小傳

◎廣田執中 通稱は精一謙堂又東海と號す宇都宮藩士なり執中幼にして穎異凡ならず性學を好み十三四歳の頃より諸子百家の書を獨學研究し學業大に進む志操亦卓絶勤王慷慨の氣に富む文久二年擢て、世子の侍講となり補道教育の任に當り尋て文學教授に進む爾來學風を改正し人材を陶冶するを以て自ら任す身政務に參せざるも翼賛する所少からず歴世山陵修補献言の如きは戸田忠至縣信緝並に執中の専ら論定せる所なり當時勤王討幕の論盛んにして天下義烈の士蔽下に雲集し機を見て動かんとす執中幕府の專横を憤慨し勤王の念禁するはす遂に文久三年癸亥三月友人岸上(別に傳あり)と共に藩邸を脱し長藩に投す高杉普作久坂義助等腹心を以て許し専ら國事に奔走す馬關外艦砲撃の舉執中亦與て力ありしと云ふ尋て高杉等と京師に上り公卿

の間を誘説す是より先き宇都宮藩執中に歸藩を命ずること頻りなり故に已を得ず一旦東歸す藩老君命を傳へ上京を拒止すること懇切執中謝して曰く小生の不才を捨てず懇諭を賜ふは銘肝に堪へず然れども時勢日に非なるを如何せん生は君父に代りて天下の爲に盡さんと欲するのみと再び學問修業を名とし上京す元治元年長藩の元老福原等三士君侯の冤罪を訴へんと兵を率ゐて上京するや執中亦之に従ひ會藩の罪狀を列擧せる激を草じ京中の諸藩に致す七月十八日夜長軍京師に進撃し會、桑、薩三藩の兵と蛤門に戦ひ遂に大敗して天王山に退軍す殘兵若干人のみ眞木和泉守浩歎して曰く事茲に至る一死國に報するあるのみを執中之を贊し同志十六人と山頂に訣飲し北向列座皇城を拜し屠腹して死す時に年二十有五後藩主其忠節を賞し弟克次郎を其嗣とあし士籍に班せしむ朝廷亦勤王の志を嘉し靖國神社に合祀せしめ明治二十四年十二月二十七日從四位を贈られたり

執中人となり軀幹偉ならず容姿温雅衣に堪へざる如し而して性深沈執厚篤く聖學を奉し人に交るや信義を重

んじ禮讓を守り温良なる君子の風あり然れども時事を論するに當りては慷慨奮激怒髮冠を衝くの慨有又詩文を善くし和歌に巧みなり遺詠多し今其二三を抄録す

述 懷

世情苟且事師今、 基命壯圖何處尋、
喪地要盟如奉勅、 厲民苛政似垂簾、
愚衷縱畫治安策、 孤節終歸澤畔吟、
獨誓妖氛漲天日、 滿身心血獻丹心、
偶 成

迂澗寒儒愧素餐、 喪元在壑未曾諱、
雖然病骨瘦如腊、 腔子能藏日本魂、
ものゝふの鏡どもせよ山櫻
れしまれてちる花のこゝろを
益良雄か思ひ立田の濃紅葉
赤き心は知るひとろしる

◎大橋順藏 名は正順字は周道訥庵と號す其父清水赤城は上野赤城村の人江戸に住す訥庵幼にして志氣個儼長じて佐藤一齋の門に遊び學業大に進み詩文に巧みなり後故ありて妻の姓大橋氏を冒し帷を垂れて後進を

教導し正學を起すを以て任とす尋て宇都宮藩主戸田侯に仕ふ嘉永年間外船渡來するや愛國の情已む能はず關邪小言四卷を著はし攘夷を主張す幕府省せず訥庵慨歎詩を賦して諷す曰く

倉皇折膝拜夷蠻、
苟且何知釀後患、
恨殺滿朝林立士、
一人無復似椒山、

と已にして攘夷の勅命水滸に下ると聞き生徒同志の士と謀議する所あり力を極めて大義名分を鼓吹す幾もなく幕府の元老井伊直弼有志の士を逮捕し水戸に賜ふ所の勅書を徵收す訥庵怒然として曰く嗚呼天下の大事去れりと落涙數行詩を賦して曰く

白痴相率慕腥膻、
漸看華民欲祭妖、
撲滅妖氣果何日、
慨然撫劍問蒼夫、

安政六己未年十月賴三樹の刑死するや即ち刑處小塚原に至り其屍を收め石を建て、之を求す幕吏怒りて之を倒さしむ既にして井老大老横死し安藤信正閣老たるに迫り廢帝の故典を搜索するの評あり訥庵慷慨禁する能はず兒嶋強介三嶋三郎等數名の同志と謀る所あり幕府之を牒知し文久二年正月十二日訥庵を捕へて獄に下す

廣田執中と共に藩侯に侍講す安臣天性剛毅にして氣節あり執中と交り肝膽を以て相許す時に幕府失政多く朝命を蔑視し愛國の志士を刑戮し天下騷然たり安臣慷慨禁する能はず文久三年三月十三日遂に執中と共に藩邸を脱す京師に入り留ること月餘去て長州に赴き高杉久坂等と肝膽相照し時事を痛論して意見投合す終に此地に留まり専ら國事に盡力せり後京師に上り執中等同志と公卿の間に奔走し畫策する所ありしも機に會せずして止む元治元年七月十九日眞木保臣久坂寺嶋等兵を率ゐて堺町門に向ふや安臣砲手長たり初め越前彦根二藩の兵を破り軍威稍や振ふ既にして會薩彦桑四藩の兵來り扱くるに會し衆寡敵せず我軍遂に潰散し天王山に退く安臣數十人と殿戦し後れて其營に至れば即ち執中以下在り二十一日會兵來り攻む安臣等敵を山腹に要し殊死奮戦敵兵を退け眞木氏以下十六人と共に自盡して死す時に年二十八

宇都宮市

三嶋等之を聞き遷延事の破るゝを恐れ同月十五日安藤閣老を江戸城坂下門外に要撃し信正重創を受く訥庵獄裡にありて其變を知らず幕吏屢々其隱謀の出所を責問す訥庵曰く吾か同志と議する所は俯仰天地に恥ぢず朝命を奉して國家の大典を匡正せんと欲するのみ他は知る所にあらずと幕疑益々深く拷治愈々嚴なり訥庵已に堪ふる能はず身體萎癯困臥數月病益篤し是年七月幕府命を下し更に宇都宮藩邸に幽す訥庵豫しめ死を決し絶命の詩を賦して曰く

尊王攘夷豈無時、
何計危言却被疑、
今至蓋棺吾已矣、
秋津洲裡一男兒、

同年十二月終に起たす時に年四十七維新の後靖國神社に合祀せられ明治二十四年十二月十七日從四位を贈らる

◎岸上安臣 安臣通稱文次郎又貞吉と云ひ後弘と改む志毅堂と號す宇都宮藩の父名は安正世々藩の重臣たり安臣は其第三子にして幼く學を好み笠間藩儒江尻貴山の門に入り後ち大橋訥庵に從遊す又寶藏院の鎗術を學び文武共に業大に進む安政五年正月助教となり

れども推敵を費さず一氣呵成のもの多し嘗て偶興の詩あり曰く

惟昔豐公絕世英、
矚矚破波震米明、
神州氣節今何在、
盡是城中鴉舌聲、
過小塚原、
樹護新墳盡陰々、
落紅不掃烏聲瘖、
吞冤壯士潛々淚、
分與行人長濕袷、

明治二年二月藩主其死節を追賞し弟恭二を後嗣とし其家を襲かしむ後朝命あり靖國神社へ合祀し明治三十一年七月四日正五位を贈らる

◎岡田裕 宇都宮藩醫岡田淳卿の子なり字は伯柔後眞吾と改む梅陵又拂雲の號あり資性英敏にして讀書を好む終に君名を以て醫籍を免し文學の修業を命す弘化二年江戸に上り大橋訥庵の門に入り後京師に赴き春日

七三

潜庵に從學し陽明學の道奥を極む喜永四年歸藩尋て郡奉行を命せられ學塾を設けて公務の餘暇教育に従事す五年壬子藩の侍講となり江戸藩邸に寓し君側に昵近し献替する所多し後ち側用人某と意見協はず侍講を免し町奉行に轉し宇都宮に還る初め郡宰となるや清廉にして治績あり民皆心服す文久元年大目附兼儒學教授となる時に幕政亂れて麻の如く中外騷然たり國事の日に非なるを見て慷慨措く能はず妻兄松本錯太郎兒嶋強介等と謀り一橋刑部卿を擁して日光山に據り近國の諸侯並に有志に激して義兵を挙げ姦臣を誅し又外夷を掃攘せんとし畫策頗る周到大橋訥庵亦其議に與る事未だ成らずして幕府の知る所となり訥庵先獄に下る之を聞き大に事既に露顯するを知ると雖も從容として老母妻子に訣別し命の下るを待つ尋て幕吏の捕ふる所と成り檻送傳馬町の獄に投す爾來鞠問數次百方陷れんとするも堂々大義名分を説て幕吏を叱咤し敢て屈せず一死を期して就刑の日を待つのみ會々勅使大原左衛門督の東下し幕府の因循を責め固圍の志士解放の命を傳ふるに會し出獄を許して宇都宮に護送し私宅に禁錮せらる其後幕府

朝命を奉じ整居を免し初めて青天白日の身となれり然れども秩祿を奪はれ浮浪の境界なるを以て頗る窮迫に陥り僅かに子弟を教授して生活をなす是より其名聲遠近に顯はれ志士の來訪國事を謀るもの漸やく多し明治元年大和國鎮臺久我大納言の參謀に補せられ藩侯亦其家名を復し十五人口を給す任所に在る幾くもなく宇都宮城陷落の事あり報を聞て曰く君親の安否測り難しと朝廷に請ふて歸郷す爾來軍軍顧問となり中老職となり専ら藩侯の爲に盡せり明治二年藩侯知事に任せらるゝや權大參事となり頗る治績あり廢藩置縣の後司法省九等出仕に拜し尋て司法權大解部に任せられ宇都宮裁判所に奉職し幾くもなく病死す年五十一時に明治五年十月二十四日なり朝廷其勤王の志を追賞し祭祀料若干金を賜はる

●菊地教中 字は太石通稱幸兵衛後ち介之介と改む膽如と號す宇都宮の人家販鬻を業とし富豪を以て聞ゆ江戸元濱町に支店あり佐野屋と云ふ教中家を嗣ぎ益々業務を擴張す人と爲り寛容にして衆を愛し能く窮困を憫み孤獨を恤むに財を吝まず嘗て宇都宮にありし時雪

夜に一僕を從へ潜かに貧家を窺ひ金を投して去りし事ありと云ふ嘉永癸丑外交の事起るや海内漸く多事ならむとす教中以謂らく池口戰亂起りて江戸焦土と化するの慘狀なきを保せず其時に當りて父の辛苦經營せし遺産を一朝にして失は、噬臍も亦及はず嘗て聞く領主宇都宮侯の領内に荒蕪廢稅の地多しと之を開拓せば國家を益し併せて我子孫に遺す萬全の策なりと事實を具申して藩侯に出願し許可を得て絹川沿岸の地を開墾し數年を経て文久元年に至て竣効し良田二百八十町歩民家九十四戸人口三百四十七人を得たり戸田侯其功勞を賞し士籍に列せらる安政萬延の際に至り國家益多事義徒四方に起り遠近騷然たり教中慷慨に堪へず姉夫大橋訥庵と謀り人を京師に遣し諸藩の動靜を窺察して報告せしむ又志士の助力を乞ふ者あれば千金を惜まず之に附與し毫も愛吝の色なし文久二年正月十五日平山兵助等安藤問老要撃の擧あり又同藩士岡田等一橋公を奉じ日光山學兵の發覺するあり事皆教中訥庵に連及し同志と共に獄裡の人と爲り事情頗る危殆なり既にして形勢一變し七月廿五日幕府教中を獄より出し更に藩邸に禁錮

す八月八日急病に罹り遂に起たす時に年三十有五維新の後朝廷其志を賞し靖國神社へ合祀せられたり

●兒島強介 宇都宮町の人父を四郎左衛門と云ふ世々造秤を業とす強介は其第二子なり名は草臣矯葦原處士清合難助先愛敬人寸鐵迂人等の號あり幼名庫之介後ち強介と改む出て、手塚藤兵衛の女婿と爲る然れども終始兒島氏を稱せり初め山本蕪逸に就て習字句讀を受け年十四の時藤田東湖の詩を讀みて景仰の念を起し遂に水戸に抵り其門に遊ぶ東湖其氣節を愛し教誨怠らず嘉永六年東湖上京するに及び茅根寒綠に託して學はしむ尋て郷里に還る年十九の時江戸に出て、諸名儒に通學し國學を平田某に學ひ金子武四郎に就て劍術を修む強介人と爲り慷慨義を好み身市井商估の間に伍するも其服裝態度恰も武人の如し常に勤王の志深く皇運の衰頽を悲憤す時に非伊大老屢々大獄を起し愛國の志士を屠戮す先帥茅根亦刑せらる強介悲憤に堪へず碑石を建て其冤魂を弔祭す其後非伊氏斃れ安藤問老大政を執るも依然として朝命を蔑視し外夷に親昵する益々甚たじきを以て強介悲憤已む能はず大橋訥庵菊地教中等と謀

り水戸に潜行して同志を募り平山兵介、山田朝儀、河邊元善、黒澤保高、高島胤正等之に應じ河野顯三と共に宇都宮に會し文久元年十二月二十一日平山等六人と俱に江戸に上る是月二十八日事を發せんとし故ありて果さず翌年正月八日再び江戸に入る此時強介偶々病に罹り難に赴く能はず郷里に留まる後越後の人川本杜太郎江戸に於て加盟し同月十五日平山等六人安藤開老を坂下門外に要撃し事成らずして平山等皆鬪死す之より十数日の後幕府強介を就縛し江戸傳馬町の獄に投ず時に二月十二日なり爾來鞠問數回毎に尊攘の大義を説き幕政の失態を論じ辭氣壯烈毫も屈撓せず常に死を以て自ら誓へり既にして濕邪の浸す所となり湯身瘡を發す其後痲病に罹り終に起たす同年六月二十五日獄中に卒す享年二十有六

少年多病使親憂、
未得丹心報國心、

長身瘦骨志氣勇烈にして萬難を辭せず常に聲色を遠さけ武技を練磨す宛然古武士の風あり當時銷攘の論大に起り常野兩州の間騷然たり光形時勢に激し志氣の振はざるを慨し同志三十餘人と血誓し尙武の氣象を鼓吹す其行爲活潑言論激烈なるを以て藩中因循の徒其行動を忌憚し名けて天狗黨と稱し氷炭相容れず時に争鬪を惹起せんとす是に於て藩廳光形に退藩を命じ其他を謹慎に處して動搖を鎮撫せり光形孤劍飄然水戸に赴き小川館の盟約に入り田丸藤田等の部下に屬し常野の間に轉戦し元治元年九月十六日水戸の磯濱に戦死す時に年二十九維新の後靖國神社に合祀せらる

◎啓書記 名は祥啓又雪溪と稱し貧樂齋龍杏榮普齋等の號あり宇都宮の畫師九良氏の男にして鎌倉建長寺に入り書記となる依て人呼て啓書記と云ふ天性畫を好みて卒に妙手に至る殊に佛畫を善くす後も宗人牧溪の畫風を慕ひ深く研究して其畫品墨色殆んど牧溪に髣髴たり常に彩色を好まず墨畫に長す當時晁殿、司徹、書記と共に三大家の稱あり貞和元年歿す

宇都宮市

身就孤囚空待死、
慨然想起古神州。
愛讀文山正氣歌、
平生所養果如何、
從容只待就刑日、
今日九原知己多、

眞こゝろの曇らぬ影をかゝみ山
うつす許りの人ろほしけれ

雲井には澄月影も有なから

なかはくもる春の夜のうら

◎戸田光形 幼字嘉馬彦後ち次郎と稱す宇都宮藩老臣戸田光利の長子也幼より英氣あり長するに及んで武事を好み一夜風雨に乘し密かに家を出てて間道を迂回し日光に赴き連山幽谷を跋渉し晝伏夜行越後を経て參州田原に抵る時に年十九既にして江戸に上り講武所師範戸田八郎左衛門の家に寓し劍術を學ぶ安政四年一月更に齊藤彌九郎の門に入り練磨研究する事三年業大に進む万延元年三月歸參を許され家に歸る光形人と爲り

◎神社

◎國幣中社一荒山神社 社記を按するに當社は人皇十代崇神天皇の御宇即ち今を距る凡二千年前東國未だ王化に服せず天皇第一の皇子豐城入彦命國摩大連と共に毛野國に下向し宇都宮に駐まり居ます事三歳にして遂に平定す茲に於て尊自ら大物主命、事代主命、三種津姬命を荒尾山(現今下之宮の鎮座地)に遷祀し玉へり其後仁德天皇の御世奈良別王始めて下毛野國造に任せられ玉ひし時其祖神豐城入彦命を祀りて國社と崇め從來の祭神を合殿とし玉へりと傳ふ(三種津姬命は女跡宮と尊稱して今は別殿に奉齋す)降て承和五年社殿を現今の白ヶ峰(其項北の山と唱へたり)に奉遷せり延喜式神名帳に「下野國河内郡一座大荒山神社 名神大」と記載せるは即ち當社の事にして其他古事記傳に「下野國河内郡二荒神社祭神豐城入彦命」と記されたり(又本社位階昇進等の事は古書に散見するも茲に略す)當社は實に下野國中の大神にして其後朱雀天皇の御宇天應の亂に朝廷當社に詔して朝敵退治を祈らしめ玉ひ

七七

全三年藤原秀郷も亦本社に戦捷を祈誓し將門途に滅びて後ち秀郷神徳を感佩して甲冑弓矢太刀等を奉納せり此年詔して秋山(又大湯と云ふ)御山主(又小湯と云ふ)の二祭を置きて齋田を寄附せさせ給へり永承七年安陪頼時父子の叛するや鎮守府將軍源頼義其子義家と共に當社に詣て、戦捷を祈願し又天喜二年八月近江國石山寺の座主宗圓年二十二歳にして當社に來り朝敵降伏を祈念せり康平六年陸奥平定して後ち宗圓復飾し宇都宮座主三郎と稱して當國の鎮守職本社の檢校に補せらる以來慶長二年迨十孫相承きて世々當社の社務職を兼帶せり

治承四年源頼朝蛭子ヶ嶋より起りて兵を擧ぐるや本社に戦捷を祈り當國久能大井手の二郷を寄附して燈油料となす元暦元年頼朝再ひ當社に天下泰平を祈り伊賀國壬生郷を以て社領に加ふ其後文治五年頼朝泰衡を伐んと欲して其陣の途次當社に奉幣して戦捷を祈誓し亂治まりて凱旋の時も亦當社に報養して劍及神馬神寶を獻し當國那須庄の内五ヶ郷肥前々司の知行を奉りて生費の狩料に充て別に森田、向田二ヶ郷を以て日御供料とす

す茲に於て庄園總て九ヶ村七千五百四十八石六斗三升を有し社領頗る豊富なりしか後年宇都宮國綱事に座して一族郎黨殘らす闕所となりしより從來の庄園は殘らず廢没して一旦無縁となりしを慶長五年七月徳川家康奥州會津征伐の時當國小山に出陣し其先陣已に宇都宮に到りし頃石田三成の變を聞き軍を旋すに及びて當社に祈願し其後程なく平定せしかは同十一月家康頼朝時代の先例に依りて本郡の内六ヶ村千五百石二升二合を寄附し並に宇都宮驛の諸役を免して黒印を授けられたり同十年奥平太膳太夫伊奈備前守に命じて社殿の改造に着手し國中の山林竹木を以て用材に充て都て舊式に倣ふて改建せられたり

其後兩度の火災に罹りしも直ちに之を再建せり然るに明治元年戊辰の戦亂に際し兵火に歸し現今の社殿は明治十年の再建に係るもの也
當社の神官は維新前造宇都宮氏の裔中里氏代々奉仕せしか維新後全國に神社令を發布せらるゝや中里氏の職を解き明治五年十一月國幣中社とせられたり然るに全六年故ありて縣社となる神主を廢して祠官を置きし事

あるも同十六年五月更めて國幣中社となれり

抑當社は市街の中央に屹立せる小丘にして前面は眼界濶く十里眸に入りて來り筑波笑て坐すか如く時に黒龍煙を吹きて東南の野を走るは是れ鐵輪西南の天際扇を倒に懸るは是扶桑の第一峰顧み歩せば黒髮山碧瀾るか如く群山腰にまどふて起伏し兒孫の老翁を擁るに依たり眺颯絶佳にして賽者常に繰るか如し境内には正殿(高欄擬寶珠四基あり唐銅渡金にして高二尺余回り二尺五寸許此は慶長十年乙巳七月徳川家康の寄進せしものなり)の外神樂殿あり寶庫あり神馬廐あり社務所あり狹窄枝源五郎の寄進せる金厨製の水盤等あり
祭典は毎歲十月二十七二十八二十九の三日間にして町々より練物又は舞狂言花車杯挽き出し頗る賑はし幕府時代に在りては祭式は最も嚴かなりしか今は唯流鏑馬式而已
寶物は鎮守府將軍藤原秀郷朝臣寄置の兜のみ其他種々の靈物ありしを安永二年三月七日祝融の災に罹り悉く烏有に歸し又兜とても其際焼けたるものなれば當時の様なし

因に曰く世人或は上都賀郡日光町鎮座の二荒山神社を以て本社と同一の社と誤認し又本社の分社なりなと傳ふるものあれども是れ蒙昧無識の輩の流言にして兩社は其祭神及創立年代を異にし特に延喜式神名帳其他古書に徴するも當社は下野國の一の宮にして日光町の二荒山社と毫末も關係なき事は明瞭なり
◎東照宮 二荒神社境内の西にあり春渡、冬渡の祭ある度毎に此社前に火を焚きて田樂あり春渡は毎年一月十五日冬渡は十二月十五日也俗に之をねたりや堂と呼ぶ
◎招魂社 殉難士の靈魂を祀りたる所なり公園地内俗に下の宮と稱する祠に隣りて建てり其傍に栃木縣神職取締所あり毎年四月十五日例祭にて擊劍、相撲、煙火等様々の餘興ありて賑はし
◎八雲神社 今泉町にあり俗に今泉の天王祭と唱へ毎年六月七日祭典を行ふ頗る賑か也
◎城守神社 八幡山の後麓に鎮す世俗煙硝庫の稻荷と呼ぶ是宇都宮城主并て此地に火藥庫を置きたるとあるか故なり口碑相傳ふ宇都宮城の鎮護として茲に稻荷

神社を祀る依て城守の名ありと創立の故事詳かならず

◎天満宮 博勢町興禪寺の畔にあり此社や宇都宮城を築きたる當時鎮護の爲城の四圍即ち東西南北の各方向に天満天神を祀り而して其武運長久を祈りたるの神社の一なり今や荒廢に歸し昔日の觀なし宇都宮家宗祖宗圓座主の祭祀せし所といふ

◎雷神社 二里山にあり境内狹隘なれども眺矚に富む

◎佛 寺

◎桂林寺 松峯山桂林寺と號す清住町にあり曹洞宗に屬す本尊は釋迦如來脇立觀世音菩薩(聖徳太子の作なりと云ふ)を安置せり寺記を按するに當山は人皇百二代後小松天皇の御宇應永三年此地の城主宇都宮彌四郎滿綱の内室祖心院殿宮山五芳大禪定尼の開基にして城内松ヶ峯に伽藍を造營し寺領として鹽谷郡桂木村に於て七十三石の地所を附せられ美濃國今須村妙慶寺

屬す本尊には阿彌陀如來の座像を安置す當寺は建保二年の創立にして宇都宮氏五世頼綱入道蓮生法師の開基なり其初め宿郷村御室觀音堂(中古善願寺境内に移す)の境内に常念佛堂として草創せしも桑田碧海の遷移を経て其興廢詳かならず夫れより天文年中に至り儀翁和尚此地に草庵を營み之を旭蓮社と號し大に法徳を弘通し歸依頗る多かりき就中芳賀氏十四世伊賀守高繼は舍兄高照の冥福を祈り蘭生法師の舊跡を欽して一堂宇を再建す是を芳宮山高照院清嚴寺と稱し儀師を中興開山とす降て天正元年に至り御室より當地に移轉せり曾て宇都宮家より塙田村の内百石芳賀家より白澤山の内八町余常念佛料として寄附あり其縁由を城主奥平美作守忠昌侯より當時の幕府に建言ありしに依り應安元年七月十七日塙田村の内米印地二十石并に境内地を寄附せられたり夫より十五世歎長の代に至り戊辰の役に兵燹に罹り舊時の伽藍本堂を首め諸堂宇庫裡に至るまで悉く烏有に歸したり而して現今の堂舎は明治十年より十一年に至り十六世了教の代に再建したるものなり境内に枸骨樹の老木あり其由縁を聞ふに當地の鎮守二

の第三世竺山和尚を請して開山とす降て享祿三年第八世啓繁和尚の代松ヶ峯城廓を擴張するに際し藩命に依りて現今の地へ移轉したり依て和尚を當山の中興とす徳川時代に至りて幕府より三十石の朱印を下賜せられ堂塔頗る莊嚴を極めしかは天明年間二十世天日和尙の代放火に罹り重寶舊記共悉皆烏有に歸せしを以て直ちに之か再建に着手し漸く舊觀に復する事を得たり然るに明治元年戊辰の戦役に際し官兵の宿舍となるや同年四月十九日會津藩來襲して當山に放火し諸堂伽藍殘らず燒土と化したり以來維新の餘波尙治まらず人心胸々たる際なりしを以て再建甚だ困難にして殆んど廢滅せんとせしか檀徒と協力して明治十四年伽藍の造營に着手し博く檀徒の喜捨を仰き同十九年一月四日大本山管長畔上椋仙禪師の來錫を懇請し師を導師として盛んに入佛式を舉行せり當時管長の詩に曰く

閨若再營功已成、 松峯懸月破無明、
時哉慰宇都宮望、 修魄桂林萬古盛、

◎清嚴寺 山號を芳宮山とす清水町にあり淨土宗に

荒神社にては三月十五日を例として花の會の神事あり畢て兒童四人桃花を手にして舞蹈す某年一人の兒童忽然穴中に舞ひ上りて其姿を失ふ後ち其死骸を白澤驛に發見し是を今の地に埋葬し墓標として枸骨樹を植ゆと其後樹下に石標を建てて事の由を刻せしか惜哉兵火に罹りて舊記を失す

◎延命院 摩尼山寶珠寺と號す當市森町にあり眞言宗に屬す本尊には地藏尊を安置す當寺は第一世宇都宮城主寂山の座主宗圓の開基にして本尊の延命地藏尊は當初比叡山横川に安置しありしを後冷泉院の御宇康平元年宗圓座主當國下向の時奉齋し來りて中河原に一宇を創立し之を本尊として天台宗寶錫寺と號す即ち當寺の濫觴也降りて永正元年山城國宇治郡醍醐山權僧正眞範東國巡錫の際大に本尊の靈驗を感得し更に精舎を建立し傳法灌頂の密法を修行す此時天臺宗を改めて眞言宗となし眞範僧正を以て中興開山となす後ち天正十年七月六日當市寺町生福寺末となり法流を相續す慶長元年城主宇都宮下野守國綱侯の時現今の地に移れり當寺は徳川家光公より代々朱印地五石を寺領とせられしか

維新の後上知す明治戊辰の役兵火の焼く所となり全十一年再建せり現今の堂宇即ち是なり

●妙正寺 長宮山と號す當市上河原町にあり日蓮宗に屬す釋迦如來を本尊とす寺記を按するに當山は高祖日蓮上人の法弟日郎日輪嗣法の道場にして是より先き長宮左衛門尉高知の母某十八歳にして薙髮し名を妙正と號す文永二年春高祖日蓮上人の徳風を慕ひ自ら熱木の居館を以て蘭若となし上人を招して其開山とす高祖即ち妙正寺と名け日郎上人をして二世を嗣かしむ同十一年伽藍を増築す元享三年八月十五日妙正尼九十三歳にして永寂す因て長壽院妙正比久尼と諡す元應年間三世日輪上人殿堂伽藍を改造し基礎漸く成る城主宇都宮公綱侯上人を厚く歸依し寸金の地所を附して寺領とし又親ら「安國教林」の四大字を書して當山に寄せ日輪の中興を祖とす應安元年芳賀家の縁族某薙髮して僧となり名を日賢と稱し當山五世の住職となる芳賀左兵衛尉清高田畑を寄附し寺門益々隆盛なりしか降て寶徳年間伽藍を宇草原へ移轉し永祿年間亦現今の地へ移轉したり堂塔堅牢莊嚴にして境内の清潔なる事近傍稀なる古刹たり

刹たり

●成高寺 埴田町にあり曹洞宗に屬す本尊に釋迦如來を安置す寺記に據るに抑當寺は文明十八年四月宇都宮城主下野守成綱侯其父芳賀右兵衛尉成高侯菩提の爲め城内中河原の地を下し新に七堂伽藍を建立し希明清良和尚を請して開山とし寺領三千五百石を寄附し永世の供田とす其後慶長二年十月十三日に至り宇都宮家は没落して蒲生家は代りし頃は寺運衰頽に傾き堂宇朽廢に委せしか元和五年三月與平太膳太夫家政侯之を慨し遂に現今の地に移して諸堂を再建す元祿八年與平美作守昌章侯の時常法幢會の資料として除地高二十五石八斗餘を寄附あり爾來漸く寺運を挽回するを得たり降りて明治元年に至り即ち戊辰の兵火に罹り塔堂什寶古記録等を失ふ四十四世烏羽東傳の代に至りて堂宇を再建し以て今日に至る

當寺は越前國南條郡小倉谷村慈眼寺末に屬し而して當寺の末寺は常陸羽後岩代武藏を通して十六ヶ寺あり

成高天狗 緣起

抑成高大天狗の由來を釋ぬるに明應九年庚申三月當

山四世住職天英祥貞禪師の時一夜異形の老翁來りて曰く予今夜高岳に登りて神仙と揮毫をなすの約あり然るに予未だ書法に通せず聞く師の斯道の大家なり請ふ少時予に其手腕を貸せよと師之を惟みしか終に諾す忽ちにして右手冷却し動作意に任せす夜半に異僧再び來りて其志の達せるを喜ひ且つ謝して曰く予永く當山を守護して師恩に報せんと言ひ了りて其行く所を知らず今寺内に安置せる大天狗は即ち其異僧の影像にして靈應驗著賽者踵を接す

●善願寺 山號を福壽海山と號す當市宿郷町に在り天台宗に屬す無量壽佛を本尊とす寺記を按するに抑當寺の桓武天皇の御宇延暦年中田村將軍靈夢に感して池頭に一字を草創して子育觀音を安置す之れ當寺の濫觴也其後數百年を経るに及んで堂宇破壞し觀音の尊像は池中に埋没し殆んど廢寺の姿となる時に源平の兵亂起り京師の御室仁和寺宮法親王難を此地に避く一夜地中より光明赫灼として靈像出現あり茲に於て奇異の感をなし即ち石櫃に藏めて之を七尺許の地中に安置す今の奥の院即ち是也爾來世人御室子育觀音と稱す永正年中

大僧都舜海と云ふもの更に當寺を再興し之を中興第一世とす宇都宮城主阿部對馬守正邦侯永代供養米及自筆の觀音經を寄附し藥醫門を建立す且當寺を御内寺とし毎歲登城して護摩札を獻せしめたり其後戸田侯城主たるに及びても依然優遇を受けたりき明治元年兵火に罹り諸堂悉く灰燼となりしも現今に至りて舊觀に復せり

青銅丈六釋迦座像の由來

享保年間當山の中興第十七世大阿闍梨榮銘師曾て大佛建立を發願して其徒弟貫榮と共に遠近を托鉢せり或夕靈僧當山に宿し談偶々大佛建立の事に及ぶや榮銘其成功の難きを歎息す僧感して曰く師の難行や佛天の冥助に依り必ず成功の日あらんと願みて笈底を探り大豆三粒を出し且つ曰く之を農家に委託し其作得を以て來年も亦各三粒宛を信徒に分配し斯くすること毎年怠らざれば其増加終に量るへからずと是に於て榮銘阿闍梨信者を勸募し彼か言の如くせしに忽にして多額の収益を得たり殊に擅徒菊地某許多の清財を喜捨して此舉を助成し全二十年九月首て鑄造す

るの機運に會せり爾來世俗大豆三粒の大佛と稱し實に近郷稀有の靈像なり

◎登陽寺 西原山四門院と號す常市南新町にあり釋迦牟尼如來を本尊とす當山は慶長十三年領主與平太膳大夫家昌侯の開基にして當時地藏郷に一字を建立し下都賀郡富田村の大中寺十一世勅賜寶鏡圓明禪師宗寅和尚(今川義元の末子)を請して開山とし寺領十二石二斗七升四合の黒印を附し歸依甚だ厚かりしか與平家は下総國古河へ移封せらるゝに及び本多上野守當地を領し城廓を擴張するや當山を西原に移轉したり其後戶田侯の此地を領するに當り先例に依りて代々黒印を寄附せられ爾來小本寺格にして西原長福寺高德村高德寺は當山の末寺なり

◎報恩寺 松嶺山報恩寺と號す西原町にあり臨濟宗に屬す本尊には釋迦如來を安置す當寺の創立年代は古記録散逸して之れか詳細を知るに由なきも寺傳に徵するに明正天皇の御宇寛永年間與平家の内室仙遊院殿の草創なりと云ふ其墳墓今尙境内に存す開山は梁津玄棟和尚にして妙心寺の開山關山惠玄禪師の法嗣十三世の

孫也往昔は伽藍頗る莊麗を極めしも開山示寂後百有年を経て寛政年間に至り荒廢甚だしきを以て第六世牧宗

祖牛和尚之を修復し稍々舊觀を保つ然るに明治二年類焼に罹りて堂宇悉く烏有に歸し加之維新革命の餘波尙治まらず人心恟々たる際なりしを以て再建甚だ困難にして殆んど廢寺に垂んたり是に於て觀堂和尚假りに草庵を營み僅に雨露を凌ぎ爾來十有餘年致々として堂宇の再建を努めたるも終に成功を見ずして示寂す後ち惠達和尚に至り尙前志を續き遂に檀徒の翼賛を得て同廿五年より同三十四年に至り本堂庫裡等を改築す此に於て設備完成し舊觀に復するを得たり境内に薩長大恒三藩士の墳墓あり是れ明治戊辰の役國難に殉じたる烈士の墳墓にして香華常に絶えず

◎一向寺 山號を清照山を號す西原町にあり時宗に屬す本尊阿彌陀如來は運慶の作と云ふ當寺は後宇多天皇の御宇建治二年宇都宮下野守藤原景綱の開基にして一向俊聖和尚を以て開山とす降りて應永十二年持綱侯先祖菩提の爲め堂宇を改築せり抑當寺は宇都宮彌三郎朝綱侯の菩提寺にして往古は宇都宮城の南地藏堂廻輪

地内に建立あり寺領として永樂百八貫文を寄與ありしか下野守國綱侯没落の際茂破町に移り後慶長年中現地に移轉せり寺領は朱印地五石を有せしか維新の際悉く上知す當寺は宇都宮家歴世の歸依深く同家滅亡の後戶田家代りて領主たるに及びても猶先例に依り寺門の維持に盡力ありしも明治四年十二月一旦廢滅の逆境に陥りしか其後先の佳職守田雄道大に之を憂ひて再興に力を盡し遂に同十二月に至りて回復するを得稍や舊觀を保ち末寺一箇寺を有せり

◎興禪寺 博勞町にあり臨濟宗に屬す當寺は宇都宮下野守貞綱の開基にして真空妙應禪師之を開山す寺號は貞綱の法號なり爾來星移り物替はり廢寺となりたるを與平大膳大夫家昌宇都宮城に在りし時之を再建し物外和尚を以て中興開山とせり爾來法燈連綿として今日に及べり

境内に與平内藏允の墓あり又書を以て名ある啓書記は常寺にて得度したる僧にして宇都宮家臣丸良右衛門尉綱武の子なり名は祥啓なるも鎌倉建長寺の書記たりし故に啓書記と唱へし也

◎慈光寺 塙田町にあり下總國飯沼弘經植林の末にて淨土宗に屬す宇都宮左少將成綱の草創にして鎮興魯耕祖洞和尚之を開山す寺號は成綱の法號なり伽藍は維新の際宇都宮市全部兵燹に罹りたる時共に兵火の燒く所となり今は只山門のみ昔の俤を残しぬ朱碧落剝せしかと古色蒼然として舊時の建築を見るべく宇都宮唯一の古建築物たり世俗傳ふ處に依れば枝源五郎と云ふもの佛門に歸依して此山門破壊修造に力を盡せしと源五郎は天明年間江戸にありて俠客の群に入り其名遠近に聞へ金看板藤九郎など云ふ當時の俠客さへ源五郎の鼻息を窺ひしと聞く豪のもの云ふへきなり境内に源五郎の墓あり世に謂ふ松屋源五郎是なり

◎粉河寺 杉原町にあり當寺の緣由來歴を釋ぬるに南北朝戦の初宇都宮下野守氏綱南朝の命を奉し紀州に發向す然るに紀州の宮方強くして氏綱敗北して粉河寺に入る七月五日卒す法名南齡庵禪綱と號す于時應安三年也其因縁に依て永徳二年壬戌此地に移せしなりと云ふ文明十八年の秋聖護院准后回國の刻宇都宮を過ぎ粉河寺といへる聖道場あるを聞きて止宿せる折詠しぬ

契われや東路とほくきの國に

あらぬ粉河の寺にやとれる

○ある夜きぬたの音をきいて

寝さめうき旅の夜床を思ひやれ

衣をうつのみやのさと人

○此旅宿にて人々月の歌よみける中に

めかれせす月にかゝれば心にて

空に雲なき秋の夜はかな

准後は近衛關白の息女にて熊野三山の長吏なり當寺は紀伊粉河寺より移されたる山緒を不思議に推しはかりて斯く歌われたるならむ寺は古り廢れてありけるかうへに去んぬる明治二十四年の春火災に罹りて今は其跡たになく累々たる碑茫々たる草のみ生ひ茂りて見るも最と憐れなり

●觀專寺 鹿沼街道にあり權大僧都義空信願上人の開山なり上人は清和源氏にて新羅三郎義光四代の嫡孫佐竹常陸介隆義の二男稻木二郎義清と云ひし人なり最愛の一子を失ひて無常を歎し發心して佛に歸依し親鸞上人の徒弟となる故に山號を稻木山と云ふ什物として

徳太子の面を所藏す最も古し境内に齋工齋崖山人の碑あり梅樹あり靈雨梅と云ふ春陽飴蕩の候文人墨客の杖を曳くもの多し

●普賢寺 相生町にあり當寺は元宇都宮貞綱父母綱の爲に田川の東に地を撰て七堂伽藍を建立し及寺領三百四十九石を附し東勝寺と號せしか宇都宮氏没落後廢寺となりしを以て慶長二年今の相生町に移したるものなりと當時は同所を釋迦堂町といへり

●寶藏寺 小袋町にあり當寺の開山は慈覺大師にして中興開基は權僧正明達にて建久五甲寅年と寺記にあり

●安養寺 鹿沼街道にあり當寺は元下都賀郡室の八嶋の東にて思川の東岸な花見ヶ岡にありけるを此所に移したりと云ふ年代事蹟等詳かならず

●妙金寺 寺町にあり當寺は徳治二年丁未三月宇都宮家の長臣若嶋備中守平綱胤の母妙金尼の建立する所にして摩訶一阿闍梨之を開山す日蓮宗也

●生福寺 寺町にあり當寺は醍醐三寶院の末寺にして眞言宗に屬す宇都宮侍從等綱の開基にして高舉上人

の開山なりと云ふ年代事蹟等定かならず

●能延寺 小田町にあり當寺は宇都宮左馬頭正綱の創立にして松橋俊海僧都之を開山すと或は云ふ玉生美濃守高昌の建立なりと年代事蹟等詳かならず

●英巖寺 宇都宮舊藩主戸田氏累世の菩提所たり

其他の寺院

林松寺(川向町)應願寺(宿郷)法華寺(寺町)常念寺(下河原町)光琳寺(大寛町)大運寺(西大寛町)寶勝寺(本郷町)光明寺(塙田)眞福寺(壽町)天勢寺(小門町)



上都賀郡

◎概説

本郡は國の西部にありて東方一帯は河内郡に接し西は上野國の勢多、利根の二郡に隣り南は下都賀、安蘇の二郡に界し北は鹽谷郡に連り東西八里十八町南北十里六町面積六十四方里七分五厘あり

郡内過半は山又山にして郡の西北には黒髮山蒼天を凌ひて聳立し山脚遠く上野國に跨り盛夏尙雪を戴く其山脉東西に蜿蜒して女貌山其東に聳へ温泉、太郎、大眞名子、小眞名子の支峯となりて鹽谷郡及上野國の境界を劃す其他上野の國境に前白根、奥白根の二峰双峙す又其南方に庚申、地藏、三子、袈裟丸等の諸山あり大谷、渡良瀬、田川、黒川、小倉川、永野川等の諸川は此千山萬嶽の間を縈回して郡内を縦横に貫通し下流は鬼怒川及利根川に入る

道路は日光東街道、同西街道、同東北街道、足尾街道會津街道等あり支線數條郡内を貫通し日本鐵道の日光

上都賀郡

線は宇都宮より起り西北に走りて本郡鹿沼町の東端を過ぎ文狹、今市の各地を経て日光町に至る又日光町より足尾銅山に通する足尾馬車鐵道ありて遠く上州に通し交通頗る便なり、郡衙を鹿沼町に置き全郡を管轄す郡内を四町十六ヶ村に區劃す曰く

鹿沼町、日光町、今市町、足尾町、菊澤村、北犬飼村、北押原村、南押原村、西方村、清洲村、眞名子村、永野村、粕尾村、栗野村、南摩村、加蘇村、東大蘆村、板荷村、小來川村、落合村、即是なり

戸口は最近の調査に依れば戸數二萬九百八十二戸人口男六萬五千二百六十八人女五萬六千一百九十六人合計十一萬六千七百三十二人一戸平均五人五分六厘一方里平均一千八百二十八分六厘を有す

民有々租地 田三千八百三十町六反、地價金百三十三萬一千二百二十七圓、畑五千八百四十一町四反、地價金六十五萬四千三百九圓、宅地一千二百七十八町八反地價金三十萬三千二百三圓、山林三萬九千二十二町三反地價金十二萬二千七百七十二圓、原野一千三百七町四反地價金千六百十六圓、池沼三町六反地價十九圓、

八九

牧場四千二百二町地價千九百〇七圓、雜種地二十八町七反地價三十六圓、合計反別五萬五千五百十五町八反地價二百四十一萬五千二十五圓、平均一反に付地價、田三十四圓七十五錢、畑十一圓二十錢、宅地二十三圓七十一錢、山林三十一錢、原野十二錢、池沼五十三錢、牧場五錢、雜種地十三錢なり

民有免租地 學校敷地五町五反、鄉村社地三町三反墳墓地七十四町三反、溜池三町四反、鐵道用地四十一町七反、道路六反、井溝五反、保安林一千三百十六町九反、隔離病舎敷地一反、合計一千四百四十五町七反

御料土地 宅地三反、田五町二反、畑二町、雜種地七百二十四町六反、計七百三十二町一反

御料林野 森林百個所反別七千四百二十三町、原野百四十一個所反別三百六十町三反、計二百四十一個所、計千七百八十三町三反

國有林野 森林二百三十八個所反別二万二千四百二十七町六反、原野千八十三個所五千三百八十六町九反、計千三百二十一個所反別二萬七千八百十四町五反

民有林 公有四百二十七個所反別一萬二百十八町一反、私有六萬三千四百六十四個所反別二萬八千五百二十六町七反、社寺有三百七個所反別百五十六町六反、計六萬四千八百八十八個所反別三萬八千九百〇一町四反

物産 は紡績糸、麻、石灰、漆器、人參、木具、銅牛、馬、薪炭、木材等なり

◎沿革

本郡の古より下野國に属し都賀郡の一部なりしを以て明治以往の沿革を叙するに當りては其分郡以前に遡り都賀寒川兩郡の變遷を釋ね而して後ち本郡の事に及ぼすへし

都賀郡は和名抄の郷名に
 布多 高家 山後 山人 田後 生馬 秀文 高栗 小山 三嶋驛家

の十郷あり而して後世廢置の考證は下野國誌に
 布多廢す或人は二荒山を布多の荒山ならむかといへとおぼつかなし高家存す今は武井に作る家と井とは

仮名たかへと後世にはかゝる例數多あり和名抄中佐渡國の郷名にも高家ありて仮字介倍とありさて武井は枋木驛の南の方にあり山後。山人共に廢す田後は存す今は田尻に作る是は枋木の西北の方にあり産馬存す今は生駒に作りて寒川郡に屬す小山驛より佐野への往還筋なり秀文は委文の誤りにてシトリなり今ハ志鳥に作りて太平山の西北の方にあり高栗廢す但し東大寺要録は高栗と記したれば若し田川にてあらざるかさらは今川の名に田川ありよく考ふへし小山存す奥道中の驛家なり三島驛家は三嶋の誤にて今の下津原村と云所なり兵部式に三島驛とみね又萬葉集に美可母乃夜麻とあるも全所あり云々

又寒川郡の郷名は和名抄に
 眞木 池邊 努宜

下野國誌に云 眞木池邊廢す努宜は存す今は野木に作る奥道中の驛なり今は都賀郡に屬す

後世郷莊の沿革は徵すへき典籍なきを以て詳ならず降りて徳川幕府の慶應元年に至りて都賀郡は三百三十八ヶ村寒川郡の十二ヶ村の部落となり夫より三十餘年を

經たる貞享年間には都賀郡三百七十六ヶ村寒川郡十三ヶ村となり明治維新後は都賀寒川二郡を通して九町三百二十九ヶ村に區劃されしか全二十二年三月都賀郡を上下二郡に分割し寒川郡を廢して下都賀郡に合す茲に初めて本郡は一郡となり常時四町九十三ヶ村を有せしか同月市町村制の發布に據り町村を廢合して新たに名稱を附し舊稱を大字となし現今の如く四町十六ヶ村に改正せり

本郡に於ける政治的歴史を接するに上古王政時代は仁徳天皇の御宇豊城入彦命の子孫奈良別國造に拜し一國を統治ありしより文治年間源頼朝鎌倉に覇府を創立し封建の治を施さしまたは所謂郡縣の政治にして國には守介あり郡には郡司ありて一塊の土壤も皇室の直轄する所たりしか中古藤原氏外戚の威を恃むて國政を攝せし以來王威邊陲に普ねからず國司郡司は京師にありて任國に就かす所在の豪族擅まゝに地を領し租を掠め皇權を蔑如し奉り遂に一轉して政權は武門武士の掌握に歸し世は鎌倉時代に入りてより當國の小山宇都宮兩氏の分領する所となり其一族郎從各郡に城廓を築き各其

近の地を領有せり而して都賀郡に小山氏あり鎌倉時代より宇都宮氏と共に當國の名族たり其他壬生氏、皆川氏(佐野の一族)等あり壬生氏の宇都宮氏の麾下に屬して壬生鹿沼兩城主となり皆川氏は小山氏に屬し朽木城主(下都賀郡)たり其他小豪族郡内各所に割據して城壘を構え武威を張りしも多くは小山宇都宮兩氏の旗下にして天正十八年豊太閤の小田原北條氏征討の役起るや小山氏は北條氏に屬し宇都宮氏は豊公の軍に従ひしを以て郡内の豪族も亦兩氏と共に或は東軍に與じ或は西軍に加はりぬ當時壬生氏の宇都宮氏に叛きて北條氏に屬し皆川氏も亦東軍に投せしを以て同役平定の後小山氏と共に滅亡せり後徳川時代に至り都賀郡は多く日光山の神領となり慶長五年日根野織部正明壬生城に封せられ一萬石を食む爾後屢々領主の更迭ありて正徳二年鳥居忠英三萬石を領して當城主たりしより子孫累世相繼ぎ明治維新に至れり又天保年間有馬兵庫頭を吹上城(下都賀郡)一萬石に封じ子孫襲封して維新に至りぬ以上二城主の外徳川氏時代に於ける都賀寒川兩郡の地は日光山社寺領及幕府の代官地旗下の采邑其他濱松、

對嶋、高德、宇都宮、大田原、足利、古河、關宿、六浦、佐倉、結城、久保田、下妻、多古等諸藩の領地犬牙錯雜し其變遷隆替今稍ふるに難し降りて王政復古の後諸侯藩籍を奉還し明治四年十二月朽木宇都宮二縣を置かる、や本郡は朽木縣に入りしか同六年六月宇都宮縣を廢し全國朽木縣の管轄となりしより本郡も其所轄となり現今に至れり

●日光山

日光山は郡の北端にして中點を神橋とす其區域や極東は今市町極南は古峯ヶ原極西は庚申山及白根山に至り極北は鬼怒沼山及栗山郷たり周圍三四十里に及ぶ
 ◎地質 山中其組成せる岩石は輝石安山岩、及其集塊岩を以て大部分を占め石英斑岩、同粗面岩、小佛古生層、洪積層等種々の岩層にて之を圍繞し其間火山岩屑を包有せるを認む即ち男體、女觀、赤蓮、太郎、大眞名子、小眞名子、丹青より白根、金精、温泉ヶ嶽に至るまで日光の名山は大率輝石安山岩及其集塊岩たり

戰場ヶ原、千手ヶ原の高原と清瀧の邊は怖るへき火山岩屑を以て層を成し絹沼山は石英粗面岩、細尾嶺、神子内は石英斑岩を以て足尾の英閃安山岩に連なり古峰ヶ原と小來川の山脈は花崗岩、山窪黒沼邊は小佛古生層にして今市の平野田原は洪積層たり

◎日光の名義

日光山は二荒山にして二荒古訓フタラなり和名鈔下野國都賀郡の郷名に布多と書きたり今や其遺稱たに之を聞かざるも二荒山麓にありたる地名にやあらむか延喜式神名帳には明かに二荒山神社と載せたり其二荒山と號する義の濫觴は日光山志に
 當山の舊記に載せたるを閱するに上古より中禪寺の東北に當りて大坑あり是を稱して羅刹窟と唱ふ此大坑上古より有といへとも其名を名附玉ひし事は開祖上人(勝道)の時といへり彼坑中より大風吹出して草木を倒し民屋を破潰し國中を吹荒す事春秋兩度毎歲約したるか如し云々
 二荒の文字を捉へ春秋二回の低氣壓に附會し此緣起を

草す荒唐笑ふへきなり又二荒の和訓梵語補陀洛と音相似たり浮屠の徒姿に補陀洛山とも稱したり(因に云ふ補陀洛の字義は後に記す)
 弘仁十一年七月僧空海當山に來りて瀧尾山を開き女體中宮を勸請して瀧尾山大權現と崇む尋て二荒の地名を改めて日光と稱すと二荒、日光國音相近きか故に嘉號に改めしこと補陀洛山の例もあり此説或は然らん或は然るへきも果して空海なりしやこのこと輪王寺舊記に存せりといへとも他に證なければいまた容易に之を信する能はざるへし難波江卷の七に説あり曰く

日光山在下野國
 延喜式神名下野國河内郡二荒神社
 林道春云、二荒日光音相近、蓋其是耶、又二荒和訓與補陀洛二音相似、由是浮屠誘國俗、而號補陀洛山歟、
 元亨釋書卷十四勝道傳、下州芳賀郡人、州有補陀洛山、振古未有陟躋者、勝道以神護景雲元年四月、企陔涉、
 以上林道春の本朝神社考卷四にあり

開祖勝道上人

中興天海 眼慈大師

寛永十年十月二日、於東叡山入寂

ひかじ弘仁十一年空海登山して二荒を日光と改め

られしよしひつとふ又文明年中聖護院宮准后道
興法親王回國雜記に日光山にのほりてよめるむか
し二荒といふとあむ

雲きりもおよはて高き山の端に

わきて照ろふ日の光かか

新和歌集日光山にて神祇の歌よみ侍る中に、權律
師謙忠

世をてらす日の光りころ長閑なれ

神の名にねふ山のあひより

以上植田孟縉の日光山志にのせたり

上田氏は八王子千人同心なり、文政七年甲申の

自序あり凡十卷平假名なり

孝云、空海登山して日光と改めしといふ事不根の
説なり回國雜記も偽書なり謙忠は未だ時不考、此
兩書群書類従に入たり空海の事は何の書にみゆる
か

平家物語十一(那須與一)我國の神明日光權現宇都
宮云々、

盛衰記四十二(與一射扇)別而は下野國日光宇都宮
氏御神云々、

拾芥抄(諸寺)日光(薬師)

羅山文集卷三十七(傳二)二荒神傳

續日本後記十八(喜祥元年八月)甲寅奉授下野國正

五位上勳四等二荒神社從四位下、

三代實錄二(貞觀二年五月十九日)詔下野國正三位

勳四等二荒神社、始置神主

同十六(貞觀十一年二月廿八日)進下野國從二位勳

四等二荒神階加正二位、

文德紀九(天安二年十一月庚戌)在下野國從三位勳

四等二荒神、充封戸一畑、

空海の説疑はしと雖も世の信する所とるなりにきされ

は芭蕉翁か輿の細道にも左の如く記せり

卯月朔日御山に詣拜す往昔此御山を二荒山と書きし

を空海大師開基の時日光と改め給ふ千歳と未來をさ
とり給ふにや今此御光一天にかかやきて恩澤八荒に

あふれ四民安堵の栖穩なり猶憚多くして筆をさし置
きぬ

あらたふと青葉若菜の日の光

◎日光山沿革

抑日光山は素浮屠氏の開基にして維新前までは實に梵
宮佛閣としての日光山にして社家はありたるも主權は
日光座主職の掌握する所ありき且つ日光山の二荒山な
から又寺の山號あるか故に事東照宮二荒神社へ聯關す
るを以て之を避くるあらむか其要を失ふか如き點其
脈絡を知らしめんか爲めここに之を併載せり

八皇四十九代稱徳天皇の御宇天平神護二丙午年三月僧
勝道大谷川を涉り初めて常山に到り四本龍寺を創建
す翌神護景雲元丁未年四月二荒の山頂を究めんと欲し
て果さず山腹に留宿すること三七日にして四本龍寺に
還る後十五年光仁天皇の天應元辛酉年四月其宿意を果
さんか爲に復ひ登山を企つ路險に雪深く雲霧晦暝又屈
して退く其翌年即ち桓武天皇の延暦元壬戌年三月勝道
特に大誓を發し奮勵遂に山頂に達する事を得尋て又湖

山を盡す是より先き未だ躊躇せしものあらずといふ本
宮社中宮祠(舊中禪寺)等は皆此時の創建あり(日光山
志考)

嵯峨天皇の弘仁元庚寅年勅願の命を蒙りて靈驗あり勅
賞して満願寺の號を下し又法田若干を賜ふ爾來四本龍
寺を本坊の稱號とし満願寺を本院支坊の總寺號とす
(全上)

弘仁十一庚子年僧空海(弘法大師)常山に來る此時勝道
既に嚮化す空海は上人の遺弟教曼、道珍等と共に瀧尾
に到り女體中宮を勸請して瀧尾權現と崇め又寂光及清
瀧權現を創建し且つ二荒の地名を改めて日光と稱す空
海登山して一山の僧徒眞言を奉するもの多し(全上)

仁明天皇の嘉祥元戊辰年四月僧圓仁(慈覺大師)勅を奉
じて日光山に來り三佛堂並に常行、法華の二堂を創建
し比叡山と同じく鎮護國家の道場とす此時勝道空海の
徒弟は皆圓仁の門下に屬しつゝ天台宗に歸し法華圓宗
を弘通す座主昌禪講師(第六世)は圓仁と議りて山内に
東西中の三塔を開き各徒弟をして三十六坊を開基せし
む此内十八坊は昌禪及其徒弟等の創建十八坊は圓仁并

山門より隨行の衆徒の開基にして之を日光山の衆徒と唱へ四本龍寺を以て本院となし通計二十七ヶ寺其總號を一乘實相院と稱す而して満願寺の總寺號を用ふる事依然たり

高倉天皇の安元二丙申年十六世の座主聖宣法印入寂す因て上首の隆宣を以て後任と定めたり時に惠觀房禪雲といふものあり那須資滿の二男頗る武力あり其族勢を待みて隆宣か宣旨拜戴の爲め上京の留主山務を強奪して宣旨座主歸山すれども還さず自立十七世の座主となる隆宣亦常陸の大方政家の三男なり禪雲か兵を擁して山内に據れるより遂に大方氏に走る父政家大に怒り治承元丁酉年大兵を發して禪雲を日光山に襲ひ之を逐却す禪雲の父資滿急を聞き千騎を將ゐて來り大に復讐を謀り大方氏の兵と山内に戦ふ靈境忽修羅の卷とある政家敗る資滿勝に乘して全く日光山を占領し禪雲をして其職に復せしむ此兩度の合戦に四本龍寺を始め堂塔坊舎多く兵燹に罹りぬ實に日光山開基以來三百四十九年なり

第二十四世の座主辨覺(隆宣の徒弟)は高德にして鎌倉

後水尾天皇の御宇慶長十八年天海大僧正(慈眼大師)當山第五十三世の貫主に任し光明院の住職を復興す夙に高德の開へあり徳川幕府の歸依淺からず當時徳川幕府より今市及草久等の近郷を寄附せり獲領足尾郷七百石を合せて二千餘石となる是即ち當山中興の端緒なり後水尾天皇御宇元和三丁巳年四月天海大僧正勅を奉じて源家康公の遺骸を久能山より當山内に遷し東照大権現と崇む東照宮遷座以後廢を起し絶を繼ぎ諸舊社も共に美觀を増すに至る堂塔の造營殿閣の莊麗東照宮の條に詳なるを以て之を記せず此時特に一ヶ院創を立して大樂院と名つけ即ち東照宮の別當として専ら同社の祭事を司らしめたり

後光明天皇御宇慶安四辛卯年四月徳川三代將軍家光薨す勅して大猷院と諡す尋て其廟堂を東照宮の側に建設す此時龍光院を創設し之か別當と爲し廟務に専任す是亦大猷院殿靈廟の條に詳述すへきを以て掲げず當時領地加増高一萬三千石に及び且つ神社佛閣悉く幕府の力を以て修營し又維持するか故に當山の光は滿天下に輝き渡りて遂に今日世界の公園東洋美術精華の基を開

將軍の歸依淺からず大に山内の神社佛閣を再興して漸く舊觀に復することを得たり四條天皇の御宇仁治元庚子年新に本院を建つ特に勅して光明院の稱號を賜ふ後稱光天皇の御宇應永二十七庚子年第三十四世座主慈玄解職以來座主の職中絶す此時より座主禪院の住職代々權云當と稱して山務を擔當せり當時支坊即ち衆徒三十六坊各領地を有し外に各坊附屬の小坊を合すれば三百坊の多きに達せりとろ総山領地は桓武、平城、仁明、文徳四朝の御奇附六十六郷外に後鳥羽天皇の御寄附及源頼朝卿全實朝卿並に宇都宮重綱同忠綱等の寄進に係るもの五郷併せて七十一郷下野國九郡の内都賀、寒川、河内に於て十八萬石を領し且寺格は給本山延曆寺に次くものにして衆徒は比叡山大衆と同等なりき

戰國時代に於ける當山は山徒讀經法要を事とせず堅を蒙り銳を執り屢近國の諸侯と戦ひ法運漸次衰頽せり第五十一世監守昌淳法印在職中天正十八年豊臣秀吉當山の領土十八萬石を沒收して山麓門前地の外僅に足尾郷六百石の朱印を賜ふ故に寺院坊舎年を追て減少し慶長の末には漸く大坊九ヶ寺を存するのみなりき

くに至りぬ

承應三甲午年公海大僧正寺務を辭す一品守澄法親王其後を繼ぎ日光門主として上野東叡山寛永寺を兼置し且つ天台一宗を策領せらる慶安元戊子年詔あり日光門室を改め輪王寺宮と賜ふ尙輪王寺の條に詳なり

維新前に於ける當山内の本支字たるや本坊輪王寺(法親王御住職)學頭修學院(權僧正より大僧正迄に昇進す)衆徒二十坊並に別所五ヶ院外に一坊と稱するもの八十ヶ坊承仕三ヶ坊ありて合計百十箇寺なりき然るに慶應三年十五代將軍徳川慶喜公が大政を奉還するや日光山の恐慌は到底名狀する能はざる也將軍既に其職を失ふ宗廟の地焉んる昔日の優遇を全ふするを得へけんや一山の衆徒恟々として計の出る所を知らず讀經三昧只管に其禍なからぬことを祈れば鳥羽玉の黒髮山も鳴動せむはかりなりき

慶應四年戊辰の役あり舊幕府旗下の士當山輪王寺宮公現法親王を奉し東叡山寛永寺に據る是より先江戸脱走の幕士當山内に集るもの三千餘人に及ぶ四月廿九日官軍之を撃退せんか爲に日光と今市の間字千文字に於て

戦端を開く山徒大に驚き衆議の上來集の士を説くに當山に據りて官軍に抗するは神廟の爲め不利なる旨を以てし即日櫻木院道純安居院慈立を一山の総代となし十文字に遣して官軍の先鋒谷守部氏に懇談するところあり是に於てか官軍は今市の本營に引上げ脱走の幕士は奥州の方へ退散せり嗚呼此の一戦にして策を誤らむか寛永寺の轍を踏み肉塊血流の穢を見るのみならず堂塔殿閣無比の壯觀も倏ち兵燹に罹り東洋唯一の大美術も烏有に歸すへかりしなり幸に此慘を免かる吾人藝術の爲にはた帝國の爲めに之を賀せざる可らず

明治元年十月四日當山門主公現法親王御生家伏見宮御方へ復歸せらる後に北白川能久親王殿下と稱し奉りぬ戊辰の役親王東叡山寛永寺に在まじき舊幕旗下の士池田大隅等江戸城を恢復せむと闘り一戦して敗れ親王を擁して會津に入る爾來六月與羽の間にさすらひ給ひしか賊亂平定するに及び此の詔勅あり尋て同二年十一月輪王寺の稱號並に日光東叡の兩本山號を廢止せらる從是しばらく輪王寺の號は中絶せり

徳川家の大政奉還幕府の瓦解と共に日光山は無祿とな

りぬ東照權現一萬石大猷廟三千六百餘石合せて一萬三千六百餘石の日光御領は之を奉還するを得ざりしなり如何にして山徒を養ひ如何にして祭祀を營むべき乎法燈の影暗くして堂塔徒らに莊嚴を極め香爐の煙細くして殿閣空しく煌耀を放つのみ何等の悲觀るや

泣顔に蜂の世諺にはこゝにまた一大打撃は頭上加へられたりうは當山神佛分離社寺廢立の處置なり慶應四年三月朝廷神祇官を設けられ神佛混淆禁止の令を發布せらる昔僧空海本地垂迹の説を唱へ神を以て垂迹とし佛を以て本地となす從是本邦の社寺多く兩部と稱し朝に神詞を奏し夕に梵經を誦し異とせず怪とせずまた尤むるなきなり是に於てか此令あり而して日光山は二荒山の神及東照宮あるに天台宗の伽藍精舎なりされは速に其名分を明かにせざるを得ず同四年一月八日日光縣より更に嚴達ありて曰く社寺の境地を區分して僧徒の神勤を停止し其神社に屬するものは悉く舊社家に引渡し僧徒は皆舊本坊の一寺に併合して院や坊や區々の稱號を廢し單に滿願寺の號を用ゐ其社地内にある堂塔は都て滿願寺の附屬地へ移遷すへしとなり神佛の分離は

獨り當山に限らざれとも舊將軍か天下の財寶を傾け六十餘州の名匠か曲盡せるもの一朝にして毀損盡滅の虞なきを保せず戊辰の役にもまして山徒の苦心思ひ遣られぬ此年遂に舊日光山を擧げて二社一寺に分離せり即ち左の如し

- 二荒山神社 新宮を改めて二荒山神社と稱し本宮
- 瀧尾中禪寺並に連峰祭祀の諸社皆之に屬す
- 東照宮 東照廟の權現號を廢し只東照宮とのみ唱ふ而して前記二荒山神社と共に舊社家の司掌するところとなれり
- 滿願寺(今の輪王寺) 舊本坊學頭(一箇院)衆徒(二十箇院)一坊(八十箇坊)承仕(三箇坊)並に山内に散在せる數十の佛堂は皆滿願寺に合併す今輪王寺と復稱せるもの是なり

◎宗廟の造營

群峯羅列するところ長翠影暗きところ二十三字の殿閣金碧燦爛畫けるか如きもの吾か日光山にはあらざるか丹青の華彫飾の麗帝國美術の英又葩東洋技工の秀絶な

るものとして宇内萬邦に誇るに足るべき世界の寶庫に數へらるゝ社殿精藍も如何なる技師が設計に基き如何なる名工が斧に刻まれつるか是れ吾人が究めむと欲してまた大に記憶すべき事項たらむ壯嚴なる建築の美麗なる飾文の美倏ち見ぬ忽ち失する健閑婆城にあらざる限りは豈夫偶然に光明を放つを得んや必ず其由るところあり又來るところあり是固より自然の數敢て怪むべきにあらざる也

本邦建築の技術や奈良朝に發展し鎌倉時代また見るべきもの多かりき室町の治世足利義滿北山に金閣寺を起し同義政東山に銀閣寺を創す知らずや日光殿閣の美此に胚胎せる事を其後應仁の亂となり木工の業衰ふると久し正親町天皇の朝織田信長兵馬の權を執り大に土木を起し近江の安土山に城を築き城門に七層の高樓を建設す時人安土の天守臺と稱せり木工の業復た興る然りと雖も足利氏の如く其精巧を欲せず唯大厦高堂を作るを以て事とせり豊臣秀吉海内を統一するや京師に第宅を建築す之を聚樂城と云ふ奈良京都の良工競ひ到る秀吉か城樓第宅を造營するや宏麗遠く昔に過くされど建

築の法の織田氏の舊套を襲へり徳川家康豊臣氏に代り
大政を奏決するに及び益意を土木に注ぐ江戸城を修葺
造營し又諸侯列藩をして此地に第宅を營ましめき當時
建築の術著しく進歩し名工良匠此に輩出せり土木の氣
運漸く熟しぬ且戰亂既に治まり猛將策臣無聊に苦しむ
是に於てか眼を土工木工に移し其私第を營むにも千金
を投し萬金を擲つを辭せず肥後侯加藤忠廣の第は十間
の矢來門に金箔を塗り藤彫の飾あり瓦は玄關書院よ
り長屋まで悉く桔梗の紋を置き金を貼詰めたり會津侯
蒲生氏郷の第は門に羅漢二十四孝等を彫付金銀を鏤め
左右の兩柱には藤の花房あり質は金なり又彦根侯井伊
直孝の第は舊加藤清正の邸址なるが其門の冠木金無垢
の虎あり長三尺餘紋章に置きたりと云々然るに閃々旭
日に映して芝浦の鱗介を驚かし遠く逃れ去りしかは漁
民の生計を失ひしもの多かりきと云へり此一事明かに
土木の進境を認むべくまた織田豊臣の兩氏を脱化して
細緻巧妙華美絢爛を尙ふの時勢と變遷したるや推して
知るべきなり

△元和三年後水尾天皇詔して徳川家康の靈を祀らしめ

網秋元但馬守泰朝の兩侯を以て日光山造營總奉行に任
し國庫を傾け天下の力を極めて宗廟を造營す譜代の諸
侯舊恩故願に報せむとて率先して賦を助くれは外様の
諸侯と雖も義に於て袖手傍觀するを得ざる也是れ家光
が計他人を搖かさむかまつ自ら動かざる可からず因て
工を全國に徴し夫を諸道に課して勞に服せしむ京都の
鑄物師南都の佛具師春日の大工等其匠名工悉く日光に
集注す嗚呼舉何る壯なる誰か技を懷て活るなしといは
むや誰か倆を有ちて施すの途なしと謂はむや一藝に秀
づるもの一術に達せるもの雲の如く霞の如く簇り到る
藝術界洵に千載の一遇なりき大工棟梁は甲其豊後守藤
原朝臣宗廣たり日光の美と共に其名不朽に傳ふべく且
つ陽明門以内の裝飾は畫所預狩野法印守信同法眼安信
の兩名之が素圖を作りて互に妙技を獻すかくの如く柱
椽彩飾を極め門熊彫刻を盡し帝國美術の粹を發揮し東
洋工藝の英を開かしたる決して偶然にあらず偉なる
かな日光殿開の美

號を東照大權現と賜ふ是より先家康の子秀忠父の遺言
により廟を下野日光山に營み其靈を鎮めむと欲し本多
上野介正純藤堂和泉守高虎の二氏を遣はし其地を檢分
せしむ是れ日光宗廟造營の設計なり兩名當山に登り日
光權現(今二荒山神社と稱す)の境内常行堂の後佛岩山
の南を相して廟所に見立地圖を引きて携へ歸り秀忠公
に復命あり是に於て本多正純を以て日光宗廟の造營奉
行に任し工事を督せしむ日ならずして靈廟本地堂回廊
供廡等落成す是宗廟造營の第一期也

此年四月駿河國久能山より當山へ改葬ありたり其頃の
建築や莊嚴を極めたるにもせよ決して今日觀るが如き
莊嚴又燦爛たるものにはあざりき短日月なり且秀忠
は奢靡を欲せず亡父の靈をして清天地淨乾坤に長へに
安むせしむるの意に外ならざりし也

△三代將軍家光公は秀忠の子なり資性聰明勇決一面祖
業を顯揚し四民をして崇敬の念を生せしめ一面諸侯か
堆甲積財を散しめ其爪翼を去り牙角を斷ち亂を思ふの
根を撓めつ以て子孫百代の基礎を固めんとの策に出で
たる歟宗廟再建の志を懷き寛永元年松平右衛門大夫正

營の第二期也

寛永造營の規模の大なる前後無比と稱す諸侯は鳥居石
燈爐を獻し或は樹木を奉納し堂塔玉垣を寄進し海外よ
りも神前に捧物ありて實に天下の力を極め其功を全ふ
するを得たり

△慶安四年四月二十日三代將軍家光公薨す歳四十八大
猷院と諡す遺命に因て當山に葬る是に於てか復ひ靈廟
造營の事あり酒井讚岐守忠勝總奉行に任せられ二王門
二天門鐘樓鼓樓夜叉門唐門拜殿本殿皇嘉門與院等を造
營す今三代將軍靈屋と稱するものはなり日光宗廟の造
營全く此に終りぬ是宗廟造營の第三期也

徳川氏か日光山宗廟の造營たるや建築に裝飾に美術に
工業に莫大なる進境を與へたり謂ふ勿れ鉅萬の財寶を
傾けて奢侈豪華に流れたりと嗚呼此大工事大建築微つ
せの今日帝國の藝術たる東洋に卓出して宇内萬邦に臨
むの榮や到底期する能はざりしどころたらんしかり徳
川氏の土木にしてまた帝國の土木にはあらざる歟

△日光奉行 舊幕府時代には日光に奉行職を置きて
一山の庶務を執掌せしめき之を日光奉行と稱せり東照

宮の靈樞を日光山へ遷座ありしも未だ奉行を置かれず常職は三代將軍薨去の後元祿十三庚辰年八月廿八日堀左兵衛佐定長始めて日光奉行となりし以來維新の際まで連綿として繼續しき而して後幕府の瓦解と共に消滅せり

◎例幣使 後光明天皇の御宇正保三年三月十三日奉幣使下向有て宣命を讀玉ひし式ありしを始として是より例となり毎年奉幣使下向有て中山道を踰給ひ四月十五日日光山へ下着翌十六日朝奉幣あり常山淨土院を宿坊とせらる十六日拂曉に淨土院より手輿に乗し石の鳥居前にて下乗隨身の數は家々に依て差あるか御唐櫃は仕丁等に昇せ先に進み宮門に入り勅使は鳥居のもとより史生衛士并雜掌等を従へ雁鼻沓にて陽明門まで歩せられ此門より裾を下し唐門を入拜殿の階を昇り拜殿の中央にて奉幣の式ありて宣命をよみ畢て同日晝時日光山を發せられて宇都宮通を千住へ出て淺草觀音境内を小休とせられ江戸を過き東海道より上り給ふと云ふ而して奉幣使は維新前まで年々京都より下向せられたるなり

◎社參 元和八年東照宮七週忌秀忠公の參詣ありしより安永五年百五十周忌家治公の登山までの年次は載せて日光山誌に在り左の如し

△元和八年壬戌年七週忌臺德公四月十三日江戸御發駕十六日光着御、十七日御宮御參詣十八日中禪寺御登山二十一日江戸還御

△右同年同月二十二日

大猷公干時大納言也爲日光御社參江戸御發駕廿五日日光着御廿六日御宮御參詣廿八日光御發駕五月朔日江戸還御

△同六己巳年台德公九月十三日江戸御發駕十七日御宮御參詣是は依御痘瘡御立願也

△同九壬申年十七周御忌大猷公四月十三日江戸御發駕十六日渡御今市如來寺被爲定御旅館翌十七日如來寺に一日御逗留是爲御名代彦根少將直孝登日光山御宮參拜翌十八日幕府今市御發與廿一日江戸還御 是は今年正月廿四日大相國家薨御依爲御忌服雖不及御登山態々被爲成事は御尊崇厚故也云々
△同十一申戌年大猷公四月日光御參詣

△安永五丙申百五十周御忌淺明公四月十三日江戸御發駕十六日御着山十七日御宮御參詣廿一日江戸還御云々

徳川歷代將軍か日光宗廟參詣の内意あるや御三家を始め譜代外様の諸侯服紗小袖麻上下着用に於て殘らず出仕上意を承るよとなりき凡る日光參詣は徳川氏の大禮重典なればうが準備に月を送り年を闔みし御用役御供役悉く人選を以て夫々仰付けられ又沿道の城主國主に命じて休憩宿泊あるべき旨を命せられ金鞍銀鎧雲の如く霞の如く森嚴又肅々日光參詣の途に登る還御の後ち連日連夜群臣の祝賀慶詞等社參及其社參前後に於ける禮典の如何に壯嚴なる知る可き而已

◎別格官幣社東照宮

祭神は即ち徳川家康公なり公は人皇五十五代清和天皇第六の皇子桃園親王廿六代の孫父は三河國岡崎の城主徳川從三位源廣忠卿にして母は同國刈谷の城主水野忠政の女なり天文十一年十二月二十六日岡崎城に生る官

但御發駕并還御日限不詳

△同十三丙子御宮御造營爲御供養大猷公四月十三日江戸御發駕十七日新建之御宮御參詣廿一日江戸還御

△同十七庚辰年廿五周御忌大猷公四月十三日江戸御發駕十七日御宮御參詣廿一日江戸還御

△同十九壬午年依御宮與院御塔塔御造替爲御供養大猷公四月十三日江戸御發駕十七日御宮御參詣廿一日江戸還御

△慶安元戊子年三十三周御忌大猷公四月十三日江戸御發駕大法會御修業十三日より御法會始廿二三日間御結願廿四五兩日法華蔓茶羅供、廿六日於御宮内神事の興行廿七日御發駕前後十四五日之間日光御逗留晦日江戸還御

△同二己丑年嚴有公干時大納言也爲日光御參詣四月十三日江戸御發駕十七日御宮御參詣廿一日江戸還御
△寛文三癸卯年嚴有公四月十三日江戸御發駕十七日御宮御參詣廿一日江戸還御

△享保十三戊申年有德公四月十三日江戸御發駕十六日光御着山十七日御宮御參詣廿一日江戸還御

三河守より累進して太政大臣に陞れり元和二年四月十七日駿府に薨す享年七十五法詮安國院殿一品大相國徳蓮社崇舉道和大居士遺命に因り駿河國宇度久能山に殯し後靈柩を當山に遷し奉る元和三年丁巳二月二十一日 後水尾天皇勅して東照大権現の神號を授けられ同年三月九日正一位を追贈せらる。

元和三年徳川二代將軍秀忠公先考の靈柩を當山に遷さる蓋し遺命に因ると云ふ三月十五日久能山を發駕し四月四日入御ありたり當時の光景や烏丸廣光卿が御鎮座の記に詳らかなれば左に其原文を録す(文中△は原文不明)

抑元和三の年尊躰を日光山にうつし奉らる、事は大職冠を攝津國阿威山より多武峯に定△和尙のわたし申されけるためしなり、これ御ざうのいやつぎにねはします故なるべし、天てる御神も後に倭姫命五十鈴の河上には鎮座ありける男山の御神をは行教宇佐宮より彼の和尙の三の衣やぞらせ給ふ此たひはことのやう御現存の時よりくはしく大僧正天海に御神約ありし、かくまのあたり道ひかれればしますを

は、さぞうれしとや見ろなはずらん、いにしへ今さるをわりゆめたかふましくせんしかはあれど、ねよる人は此所をさへなればしますを、いかてしたひ奉らざらむもことほりなり、僧正も水がきの久しくなれむつび給ふ御名残つかのまおぼし忘れず、二月の佛の御わかれともさかしき尊者かなしますやはこわまだまことの道にたがふへきものにあらず、さて神躰は金輿に奉る、大僧正は御さきに予ねはず、次は山門の碩學東關の學者ありけるかぎりまゐりあつまる、輿に御錦をつゝり吳綾をきるめをか、やかに、耳をねどわかさすといふ事なじ、御所の御名代には土井大炊頭利勝、松平右衛門佐正久、板倉内膳正重昌、秋元但馬守泰朝等なり、騎馬の行粧唐鞍うつし、馬副布衣のさふらひ雑色さま等にいたるまでおの／＼きらをつくさせたり、御旅所はこなたかなためあたらしくつくりいとなまれしもあり、道は江尻より清見をとほらせ給ふに、むかひる三保の松原あをやかに見たわされてかく／＼と久方はへだ／＼りぬれば、霞る春はと涙はととさらぬと神輿は折々ど、

法師の風になびくと吟し、小野しげかせが山たちはなも行雲とはながめしも、ことわりとはねもへはかなし

立ればふ霞にあまる富士のねに

ねもひをかはず山櫻かな

歌は吾國の陀羅尼とかや

まる、浪の關守せきもとどむるか、松原のまつどかおもふ、興津川のおほうなばらにながれ入を見ては四河入海同一鹹味とも自然流入薩若海と觀じたまふ田子浦に打出れば濱つたひに鹽煙一むすびして雲とやなり霞とやなびくらん、風のなぎわたりて舟とる浪にうかべり、かゝる折にもかけぬ日はなしとかもはず、今日の御とまりは富士山の麓善徳寺なり、初にちる櫻あれば咲くもあり、是すなはち常住の理なるうや、先うやの御法事みやうがうのかげふたきまてくゆりみちて花はつくまにぞちりまがふ、梵音は迦頻伽の聲はづかしく、むつの輪のひゞきは六道の衆生もけに苦をまぬかれぬとろきこゆる大衆の回向ありがたく涙もせきあへぬるか、御布施しな／＼ひきわたさる、もいかめしくや、後夜の御法事には人じつまりて三月十五日夜なれば、有明の月のひかりゑんなり、僧正おぼしけるは、あれま、かさりまし佛も現生現滅のよろほひをしめし給ふは、さしも御めくみのあまりなれば、示司凡夫のかりの名残をおもふには墨の袖もうくはかりたなん、西行

十六日にはよしはらといふ所を過て浮島原をどほりねはしますに、萩の燒原のいつしかともゑわたりけるをみ給ひて、春風吹又生とぞ口すさび給ひける、野徑茫々としてさかひしらす、頭をめぐらせは汀水漾々としてかきりあることなし、かくて三島につかせ玉ふ、供奉の行列きのふにかはらす、六十餘國の人々われさきにぞつとひなるへし、菅笠をぬきて頼に手をあて神輿を拜み奉らぬ人なし、此明神は大通智勝佛の御する跡となん申せば、十却坐道場佛法不規前と誦して法味をまひらせらる、東照大権現はかたしけなくも藥師佛の御化現なりとぞ、さるにより照于東方万八千土ことわりもつくりあはせたりけりかの御山ろひかりをうつさせおはします物よと、其

ころ世の中といひの、しりにき、いざよう月はすこ
しかけたりけれど、御法事はよべにことをうへられ
たり、又の日も此所におはしますことを道にしあれ
は、人々のつかれをおぼすも、神の御心をくみてあ
るへし、明れば箱根をよちのぼり給ふに、ゑもいは
す山頭水色うすく煙をこめたり、やうく春も暮ゆ
けは望なぞ露しけくさき、紫のゆかりをかけたるも
有へしと思ふに又袖ぬれぬ、かくして小田原につか
せ給ふ、御法事やむごとくなくを聞ける、
十九日も昨日にかはらす

廿日小餘綾の磯をどほり玉ふに一若海はるかに見渡
されて、巖にかゝる浪は雪かどまがひ、消になびく
雲は花かどのろみ見へける、磯あさりするあま少女
も、玉たれのをかめをむなしくして、この神輿をろ
拜み奉る、さて中原の御殿につかせ給ふ、御法事い
とどへぎ、これは六所宮あたり近き所なり、それ
は一國の總社どううけたまはる、東照大権現は西よ
り南より、この白根のゆきいたらぬ御ひかりやは
あらん、

廿一日府中の御殿に着せおひします、あくる日もお
なし所にて、さまざま御法會たふとき事どもあり、
廿三日は山の端しらぬむさし野にわけいらせ給ふ、
草より出るは月のみかは、あかねさす日もおなさ
生よりかけのどかに、霞にもる、春のながめゑもい
はず、
友にかくれてかへる雁のつはさもあはれかりけれ
は僧正、

おもほゑすかすみの袖をぬらしけり
行もかへるも雁の涙に

堀かねの井は右にみてどほる、決定知近水、心にう
かふへし、けふは仙波大堂にとまらせ給ひて、お
なし廿六日までおはします、この所はひかし仙保仙
人開闢し、慈覺大師中興ありて、そのうち尊海僧正
又おこし給ふ、勅額數代の聖跡などもあり、かたる
靈地なればこれにて論題をいださんけるは、一生不
妙覺となん問答重難、善つくし美つくせり、御證義
はもとより大僧正とさらし明智巨海をてらし、辨
舌惡河をなかせり、即故初後不二と判せられたれば

まどはり成し敷かきりき御功德にもあるかな、法
席すきて河越城主酒井備後守、まの城中は名におふ
みよしの、里なりけり、在五羽林のいつかわすれん
とよみし所、天満天神鎮守なれば、花の絶間に松な
どもみゑたり、むさし野の雁やしたひきにけん、お
なしつらに二聲三聲おとつれければ
かへるさを雁やたどりてみよし野の

花よ心のよると鳴らん

供奉の中にたのむの風に花のさるはるるをみて

春風を袖におははぬもる人の

うらみたくへよみよしのの花

あまたもらしつ、あくる日はたてはやしを御中やと
りにて、佐野につかせ給ふ、しもつけといへど船
橋もやかけぬらん、はらみかけなる玉鉢のゆきかふ
神に春も今はの藤、山ふき、つとしなど折かさしぬ
廿九日になれば、佐野を一里ばかりゆきて、興くば
といふ所あり、慈覺大師生湯あみ玉ふゆゑとかや、
岩舟地藏菩薩座左にたせ給ふ、かくれなき魔所に
るありける、神輿と申したふときかまの相おはする

僧正の劔索印など物し給ひ、あまたの御警固といひ
なにのつつかあらん、上中下ことなしにとみだをど
ほりてとちぎといふ所を過て、音にきく室の八嶋
はみゑける、さるは名高き所にて、俊成定家の兩卿
も秀歌をや詠しにささてかの御名残には、むねのけ
ふりも空せばきまあちして、なみたは水よりもな
れぬ、かくて鹿沼につかせ玉ふ、けふ一日たて、
春もくれはてにけるよなどいひて、御法事例のやう
にあり、聴聞の後、まよひはかのくやよひのかき
りをしまんとかたらひあひつつ、涙ろろく春のさか
つきめくりゆけば、あかつきのかねに打おとろかさ
れぬ、
卯月一日にもなれば、蟬の羽衣に立かへんも、花の
たみたたならず、うつりゆく光陰ある矢よりもはや
けれなどいひつつ、おれにおなし三日までおひす、
如在の禮奠御法事むつゝの時おまたらす、おはや
うざくなり、
四日に日光山座禪院につかせ奉りたまふ、まのはと
大僧正愿従の人々にあまねくしめしまかせ給ふやう

るれ神は混純のはじめをまゐるゆゑに、生死のふたつの相をとり給はず、六塵の境ろまじ、はるはしはらく和光の御結縁なり、しかのみならず、かけまくもかはやけよりかしまき神號をつけまいらせられ、又なきひとつの位にあかめ拜せさせ給ふよろよびのうへよるよまひにあらずや、御門より始はめて御家連は久かたのあめ長くあらかねのつち久しく擁護じいまさんまといちぐるしと、まの時のくくゝるみさかゝて、萬歳をよろよばはれける、るれか中に

東より照さん世々の日の光

山をうまかぬためじにはして

いつれもおなし心はへなれば、おほくしるすにいとまあらず、かくて佛誕生日に御廟塔に御定座あり、さて十六日に新造のみやしるに遷御なし奉らんと議定ありけるとる、

同月八日神靈を廟塔に歛め同十四日假殿へ移す宣命使阿野宰相實顯卿同十六日正殿へ移し奉る宣命使中御門宰相宣衡卿奉幣使清閑寺宰相共房卿同日將軍秀忠公日光山着御門跡方並に卿相雲客登山し同十七日本殿に於

て法會を修行す導師は天海大僧正咒願は正覺院權僧正證誠は梶井二品最胤親王なりき

正保二乙酉年十一月三日後光明天皇勅して宮號を賜ふ同十七日勅使今出川大納言經秀卿日光山へ登り神前に於て宣命を奉告す人臣にして宮號を賜はりしは只東照宮の一社あるのみ

明治六年六月九日詔勅あり別格官幣社に列せらる且舊社家を廢して宮司補宜主典を置く

維新前の寛永以降十七年毎に修繕し三年に落成する規定なりしか明治の聖世に至りて此例を廢し隨時修繕せしめ有志亦保異會を設立し金圓を鑄集して營繕の費用に充て國粹を永久に保存するの舉あるを以て美觀益々光輝を放ち壯麗日に新たなり今其境内建築物の一斑を左に列記す

●石鳥居

日光町の北端より石階を登りたる所即ち東照宮の表門に對す材は花崗石にして元和元年四月黒田筑前守長政か筑前國より南海をめぐらし當山に達せしめ廟前に獻するといふなりと正面に後水尾天皇御宸翰の總唐銅の扁額を掲ぐ鳥居は高さ二丈八尺柱石差渡

し三尺五寸柱根凡二尺五寸地輪石八尺四方笠石七尺兩柱の間下あて二丈二尺兩柱に繼目一ヶ所あり

石鳥居の銘

奉寄進日光山

東照宮大權現御寶前石鳥居者於筑前國削鉦石造大村而運之南海以達于 當山者也

元和四年戊午四月十七日

黒田筑前守藤原長政

●五重塔

石鳥居を過ぎたる左方の石柵内に峙てり礎より九輪の頂上まで此高さ十丈五尺あり慶安元年酒井侍從忠勝の寄納なりと云ふ塔内三間四方本尊五智如来並須彌の四天其餘諸尊を安置せりと日光巡拜圖に見ゆ

●阿房九石と滑海藻石

表門の外石垣の左右に阿房九石及び滑海藻石と稱する二大石あり阿房九石の如きは横二丈二尺もありて石垣に懸込たるに下より上まで貫きたり其巨大なると驚くへし

●表門

石の鳥居を入るに正面にあり元二王門と稱しぬ門内方形の礎石を敷き詰め數百歩の間三折して陽

明門下に至る又門の左右より銅葺赤塗の塙屏を設け東に通門西に裡門あり

仁王門

一桁行京間四間八寸五分、梁間同七寸六分、仕様半唐様八足門

一規九柱大サ一尺四寸五分、中柱大サ一尺五寸總朱塗

一石口より臺輪上まで一丈四尺四寸五分軒高一丈八尺

一二軒の重垂黒塗

一兩切妻流破風二重虹梁内三ッ斗逆垂木

一組物出組朱塗屋根銅瓦

仁王門左右銅瓦塙

一延長百六十一間、土臺建長押二通給辨拵朱塗高さ六尺二寸

内神廐脇畫迄長△△兩面彫縁下見

下神庫脇畫迄長 同斷

此外内堅羽目外門縁但門數百三十六丈

明六尺三寸 内塙下裏御門柵尻拵拵朱塗

日光山志云ふ 二王御門、石鳥居正面四門に二門半朱塗銅葺捲口箱棟滅金御紋あり、右弼那羅延金剛、左輔密迹金剛長一丈餘朱塗運慶作総丸柱の上は金欄巻彩色、内羽目とも朱塗表裏左右の間は格壽天井内柱上は菊の籠彫外柱上は金龍に雲形の彫あり、冠木上中央に金御紋付左右は竹に虎の彫御門扉朱塗御門内裏に金色の狛犬二頭蹲踞す、各三尺許御門より左右銅葺に赤塗せし屏垣を折廻し、東の方は御裏門に至り西の方は相輪堂の邊に至る、風長五六十間、借二王御門より内角なる石を敷詰幅一丈餘長は陽明御門下迄數百歩の間三曲に折て其左右は一面に九小石を敷詰たり此御門外左右に古大樹の杉十根のかりあり往古よりの杉なりと云ふ

明治二年神佛混濬禁止の命あり同四年一月日光縣より當山神地内にある佛殿は悉く寺境へ移遷すべく達せられたり茲に於てか運慶作の右弼那羅延金剛、左邊密迹金剛の二尊を撤し二王門の稱を廢し今の名に改む而して阿吽の二王が立らぬたかりたる表の腰の間には裏面の金色二頭の狛犬を招きて之に蹲踞せしめ裏の腰の間

には寛永年中琉球國より神前に献したる唐銅の花瓶を据置けり

●三神庫 表門内右の方にあり上中下三棟立ち列ふどもに総朱塗銅葺滅金御紋其餘金物皆滅金花鳥草木の極彩色柱上は金欄巻一庫毎に三扉前に椽側並に階を設く一の神庫外長押上破風下に鼠色と白色との大象を彩色に圖せり恰生たるか如し大サ五尺斗り是の探幽法印の下繪なりと傳ふ

拜觀を望む者あれは庫番は陣列又は披展しある寶物に就き細かに説明をす、されと幕政の頃は容易に拜觀を容さす司僧を置きて鎗を嚴にしたりと云ふ

●厩 表門内の左方にあり三間に五間素木造なり蓋境内の堂塔殿閣悉く朱塗極彩色なれども素木造は此厩一棟に限れり

日光山志云ふ 御厩二王御門を入れて左の方にあり三間に五間半素木造銅葺金滅金御紋外に總金物滅金長押上其餘所々極彩色猿に花實の模様内に駒繁有て前に木にて組揚たる蓋の上に銅桶あり唐銅の鑄板深サ一尺餘一尺五寸許長二尺程厚七八分なるに滅金の

御紋を附たり傍らに馬官の席あり高床に高麗緑の疊敷一方に之を掲ぐ、

厩の傍らに金松樹あり俗に高野楨と稱す周圍約一丈石柵を繞らし忘りに人の手を觸るゝを禁したり此樹之弘法大師高野山より移されし種なりと或は云ふ三代將軍家光公か手植の樹なりと傳ふ希代の巨樹なり

又厩の西に内番所あり但俗亦番所と唱ふ幕府の當時は日光組頭支配の同心の詰所なりしか今は警察官此に派出し日々交番社殿を警備せり

●御手洗水盤 但俗御水屋と唱ふ鍋嶋勝茂侯肥前佐賀より運送して奉納ありたりと云ふ水盤は花崗石にて造る清水盤底より湧出して四方に溢る覆屋は兩妾唐破風造り四隅の柱も同じく花崗石にて其上より梁鼻まで渡金の金物にて之を裏む

日光山志云 御手洗水盤御番所の西の方よりあり御手水屋とも唱ふ水盤石長八尺五寸巾四尺許高三尺五寸程なる御影石にて造れり盤底より常に涌出するやうに設け自然に水盤の四方より流出せり是は鍋嶋家の寄進し奉るものあり覆屋の二間に三間半許よれり

亦柱の御影石凡七寸角程の柱に造り其石柱を四方の一隅に三本宛建たれり都合十二本の石柱なり桁貫どもに御影石にて稻妻形の彫あり屋根唐破風造り樞鼻破風板家棟等滅金金物唐草模様軒先は金御紋を付天井極彩色飛龍の彫垂木黒塗あり石垣の礎石際にも桁際にも滅金かあるものにて裏たり水盤石の後の方に銘文有

奉寄進御手水鉢石
元和四年四月十七日 鍋嶋信濃守肥前侍從藤原勝成

御手洗水盤の前方に唐銅鳥居あり土俗二の鳥居と稱す石鳥居に對する號なり高凡二丈笠木に金紋五ツあり鳥居を入りて西方に輪造あり堂内前に傳大士左右に普成普建の木像あり一像指さし笑ふの態あり故に土俗笑堂ともいふ由なり

●燈爐 俗説に伊達宰相南蠻鉄の燈爐を鑄造するに當り領内三箇年の租税を費やせりとかや此南蠻鐵の燈爐は上神庫の西北隅石垣の下にあり二基にして各高サ八尺五六寸あり銘に曰く

元和三年丁巳 仙臺宰相

奉寄進東照宮權現

敬白

邵月十七日

藤原朝臣政宗

諸家献備の燈爐は總數百十八基あり其内鐵二基唐銅十五基石百一基とす年號姓名等の刻銘あるも煩しければ此に省きつ

◎飛越の獅子

唐銅の鳥居より正面の石階を昇れば左右の石柵の内に其柵石と同一の石にて彫付けらる獅子にして柵石を飛越たる状を象る俗に之を飛越の獅子と云ふ傳へ云ふ日光御宮造營有之大猷公初めて御社参ありかばかり美を盡したるを曾て御稱美の御意なし造營の奉行薄氷をふむの思にて自殺すへきかど心を定め居たりしに此獅子の彫物に至り御感心のよし上意有之ければ御奉行面目をほどこしたりと云へりされは將軍是をみるなほしとい喜色ありしを以て恐悅の獅子とも唱ふるとなん

◎蟲喰鐘

陽明門へ向ひて右にあり是は朝鮮國王より献納の洪鐘にして鐘口の外徑三尺龍頭の下に一竅あり故に蟲喰鐘ともいふと鐘には銘及片文を鑄附たり

日光山鐘銘並序

日光道場爲

東照大權現設也 大權現有無量功德合有無量崇奉結講之雄世未曾有繼述之孝益彰先烈我王靈聞而歡喜爲鑄法鐘以補靈山三寶之供 命臣植叙而銘之銘曰

丕顯英烈肇闡靈真支都式廊資斯陳參修勝緣盜薦 眞福鯨音獅吼昏覺魔伏非器之重唯存之則龍天是 護鴻祚借秘

崇禎壬午十月

朝鮮國禮曹參判李植撰

又朝鮮國より献備の廻轉燈あり丈一丈二尺許其傍に阿闍國献備の燈臺あり世人之を鈎燈爐と稱す

日光山志に云ふ

板缸一段十缸宛三段に都合三十缸廻り付たり上の鈎附より下右際迄総高九尺許蓋石高一尺五寸程云々

銘に曰く

阿闍國遙隔日光山

東照大權現大社御造替貢

使船献三十枚缸之燈臺

一臺因置日光山之寶庫者也

寛永十三年四月十七日

覆屋は八角形にして高さ二丈餘あり又唐銅製の燈爐あり俚俗蓮燈籠と稱す日光山志に云唐銅造上に缸一其下三段に缸三十一缸但一段に十缸宛廻足六つとあり是は玩球園よりの献納なりと云

蟲喰鐘の東に鐘樓あり是に對して鼓樓あり各垂木先龍頭彩色かなもの減金なり

◎藥師堂 鼓樓の西にありて東に面せり古へは本地堂と稱せり

日光山名跡誌に云御本地堂御本尊は藥師如來なり三州風來寺峰の藥師を摸し二菩薩十二神を安置す此御堂大伽藍にして去花やかなり柱金欄卷長押の地紋に至るまでいつれも金銀を鑲めたり扱資殿の天井には長八間に蟠りたる龍の畫あり狩野永眞安信筆なり

日光雜話に云

一桁行京間十間三尺一寸梁間六間五尺一寸唐櫨三手先石口より臺輪まで一丈九尺軒高二丈三尺五寸出端一丈二尺

上都賀郡

一一三

一總檉大サ一尺四寸五分 二軒重垂木

一兩妻入母屋天井御内陣鏡天井椽側内室

一物掛板黒塗御縁板高欄共朱塗

一外ヶ輪總躰朱塗御柱内廻不殘金柱

浮屠の徒東照宮を藥師如來の化現又垂跡なりと説き疑ふものなかりしかは藥師堂を以て本地堂と稱したるなり明治二年神道明かにして本地垂跡の説は容れられず藥師は藥師佛東照宮は家康公と分離せられたるより舊號を廢するに至れり

◎陽明門

南面中殿の正面に峙ちぬ朱樞碧欄金銀を彫鏤し光輝四射璀璨として瑤の如し俚俗日暮御門と稱する即ち是なり而して陽明の號は元來禁裡の門の名なるを朝廷より賜はるとあると云ふ

日光雜話に云ふ

一桁行京間三尺八寸梁二間半

一礎石より下の塵臺輪上迄一丈九寸五分

一軒高二丈四尺三寸出端七尺九寸

一椀九柱大サ一丈三尺五寸木地地紋彫

一唐櫨三手先腰組四手先

一下の重高さ

一二軒扇子榼木重物

一両妻入母家四方軒唐破風

一屋根銅瓦葺

一腰の間天井大人カヤウヒシ繪

一上の重天井黒塗縁板同斷

一高欄四方唐子彫物

日光山志に云、 午未向垂木割間ゆゑ楯には知がたし大概四間に二間餘といふ三手先追四方唐破風銅葺四方の軒には金鈴の大なるを掲たり二重垂木の下手先金龍と白龍を組出し此間毎に素木の獅子數頭あり桁も木地皆牡丹唐草の彫あり柱十二本みな規の白木の丸柱唐木色附に仕立地紋綾菱の中に圓窓を置て其中に鳥獸草花の彫あり前破風は金龍の丸彫有て御額は 後水尾院降位の後の御宸翰なりと云ふ御神號の文字は金にて其他は紺青を以て埋たてたり高欄手摺黒塗減金のかなもの又高欄の間は唐子遊の丸彫揚上下の軒通り三尺間毎に金龍の彫一本宛冠木上通りに人物又は鳥獸等の彫物あり或は琴棋書畫人物には

周公旦、孔子、顔回、盧籍、費張房、琴高、嵇康、阮籍、豐子、王子猷、虎溪三笑四友、九哲等あり表の左右には極彩色の隨身あり裏の方には東に青色の風神西に朱色の雷神あり又内外の御門天井のふた間昇降の二龍黒龍是は狩野探幽守信の筆あり御修理の砌も曾て手を不入古の儘なり左右の油塀に白木彫おく獅子一間に二疋宛二間にあり其下の通りに白波の彫左右ともに同じ裏の左右は金獅子二匹宛御門の高軒の四隅に金鈴を掲く諸此御門よりしては守信安信兩人の下繪にて巧手なる胡嗣が彫たるものゆゑに世上に絶てなき彫物なり

案内者の口吻を借らむか梁鼻は白色の龍頭馬蹄俗にダイバと云ふ其間の中央に白龍一頭俗に之を目貫龍と云ふ勾欄の手摺は臘色に減金の金物を裝ひ欄馬は間毎に唐子の丸彫俗に之を千人唐子の智恵遊と云ふ勾欄の下は半間間毎に牡丹と金の唐獅子を組出す俗に之を飛出の獅子と云ふ樺の丸柱十二本見よ白く胡粉を塗たるは風雨に磨滅するの虞あるかゆる後に斯く施しつるなるへし木地に洲濱形の地紋を彫りところ／＼に圓大の紋

ゆかし

○唐門 は陽明門の正面にあり彫ものは異朝の名木を寄せて刻む細工の精密なる俗眼の能く及ぶところに非ず紙筆の能く悉すと云ふに非ず

日光山志に云ふ 御唐門陽明門より正面なり四方棟唐破風造正面の破風上の屋棟に唐銅にて造れるものを里俗等恙といへる虫なりと唱ふ其形四趾ありて虎に似たるまなり長四尺許鎖にて繋たり又東西の棟上に龍二ツ是も唐銅にて長四尺餘有へし御門は唐木造正面の兩柱には昇降の二龍に梅竹を添彫し皆木地の高彫虹梁には素木龍の彫物正面に虎一匹の丸彫あり御柱白木地唐木色附給地紋は丸龍丸獅子御柱根は赤銅卷色繪かなもの御柱上の方にも減金かなもの正面冠木上は孔子十哲の彫向ふ破風は鳳凰欄間には巢父許由或は七賢七福神等を彫たり減金かな物鯛子地彫附天井素木地に天人を彫たり兩扉唐木にて菊牡丹梅等の彫なり其餘細密なる彫工筆に盡しかたし云々唐門の左右より拜殿本殿の周圍に廻れる瑞籬あり柱は黒塗羽目は地紋を彫透し上の欄馬は花木の山鳥下の蹴

其中に鳥獸草花を刀す中の左の柱に木理の虎と云ふあり自然の木理に虎斑の態を具へたり後面の内角の柱一本は洲濱を倒に彫る俗に之を魔除の柱と云ふ天井は二間に仕切昇降墨書書の二龍法印守信の筆俗に之を八方院の龍といふ喋々と説き去り又説き來る嗚呼何ろ技巧を姿にしたる絢爛莊重人をして驚歎せしむ

●御廻廊 陽明門の袖塀に連り右は東へ廿一間許夫より轉して北折し社務所の後を折曲りて本殿の瑞籬外に至る左は西へ十二間許赴き同じく北折して長又延石垣に及びて漸く盡く東西合せて長百二十間三尺梁間二間一尺と稱せり袖塀の取付左右各三間疊を敷きたり此所を小詰といふなり背面羽目の大彫刻物左も右も松竹梅風鳳孔雀金雞類の高彫蹴込は鶴雁鴨鴛鴦等の彫物あり而して西廻廊内に神輿舎あり四間四面入母屋繁樺、唐破風造前後に唐戸口を設け舎内に三神輿を納む又門内東の方神樂殿あり四間に三間五尺繁樺流造り黒塗なり巫女三四名白絹を衣緋袴を穿ち優しき肩上は髪を垂れ顔に賦粉を傅したる乙女ありて奉仕す賽者淨財を繕かひか金鈴を振り立て舞ふ容儀甚た端麗昔偲はれて

込は水草に水禽共に両面の籠彫なり

△拜殿 是南向兩妻入母屋千鳥破風五手組二重檼軒唐破風造なり向拜あり金鈴を掲ぐ樺の角柱四本唐繪子形の地紋を彫り其間に禽獸花卉を刻す左右紅梁の上は獅子と象鼻及手挾には白龍を全彫にせり又雲手先の下は升組の間は菊水正面承塵の上は花鳥其左右と東西の兩脇は桐に鳳凰を刻み唐戸は三扉にて羽目に牡丹唐草の透彫あり其縁は臘色に塗り唐草の詩繪あり勾欄演縁及縁下の大升組まで悉く光澤ある黒の臘色なり殿階五級皆渡金の板金を用て張詰たり殿内の構造たるや東西中の三區に分ちぬ中央の一區は疊數六十三疊庶人禮拜の所とす東の一區を聽聞所と稱す昔時將軍家か着座の間にして翠簾を垂れ次を三家の着座とす又西の一區は門主の着座次は大臣家の席に充てたり

日光山志に云 御唐門より内は庸人の具に拜覽すへき所ならねは知かたし階下にて拜み奉る折柄其莊嚴なる事十か一もこゝろに請しかたく適つたへ聞かざるも御深秘なれば大概を誌せり御拜殿御正面凡十一二間許横間四五間程なり向拜下まで唐門内石敷なり

ることを得ず云々

●石の間 本殿と拜殿との間なる渡殿なり柱や石に非ず壁や石にあらず石舗の上に床を張りて紅絹縁の疊を敷きたりされは石の間と稱するも外觀石に非ざるを恠むへし

日光雜話に云

一桁行四間八寸五分、御組物唐様二手先梁間四間五尺五寸

石口より蓋輪迄一丈一寸軒高一丈九尺五寸五分出端六尺八寸

一御柱大サ一丈五寸外之地紋の彫内之方金柱其外仕様御拜殿同斷

日光巡拜圖志に云

又東照宮に参りかさねてより拜見す大樂院より案内の者來り御石の間につれたつ御拜殿左の方に廻れば御拜殿と御本殿の間石階三段有て網戸ありかゝる何の金めつき腰は臘色に詩繪結構なり鼻紙にて足よく清め内に入女又は下人は此口よりさしのろきて拜禮す御石の間といへど高麗への御疊をしけり廣さ三間奥行九尺御本社に階三段

上都交郡

衆庶此石舗の所にて拜み奉ることなり俎御石舗の向は御階段なり五級一面に減金かなものにて張詰たり上に御磔口三つ掲り皆金色なり御濱椽並高欄ともに黒臘色にて御内の御柱向は給金だみ外なる御長押上は素木風風の彫金彩色御唐戸黒臘色金の唐草詩畫正面の御本間御天井折掲二重の格天井其内へ岩青紺にて丸龍の彩色其形皆異なり御内承塵上に三十六歌仙の御額を掲げ給ふ和歌は後水尾院の御宸翰なり畫は土佐將監か筆と云ふ東西の御襖戸の東は金泥地にして竹に麒麟の彩色西の方は獅子の繪なり探幽の筆なりといふ御拜殿の東の御間を御聽聞所と唱へ將軍家御座の間と稱す御天井天蓋折掲つくり真中に伽羅木に裝の御紋一つを造れり御間の堺には御簾を垂れたり又御間の東の羽目に桐に鳳凰を紫檀黒檀たかやさん等の寄木の細工目を驚かしたる妙手を盡せり又西の御間は御門主御方の御休息と唱ふ御天井の真中に天人の彫物西の御羽目は鶯に松柏唐木よせの彫工なり御拜殿と御石の間の取合の御柱は堆朱の卷柱と稱するもの四本ありと聞り此餘結構なると悉枚舉す

眞餘きせ上に御神供の長さ御膳蓋有にしきの御膳懸かゝる御唐戸三ツ中央東照大權現左は山王大權現右は摩多羅神也壯嚴申もかろかなり官位あるものはかへつて至る事不叶草莽身の時によき事もありけりと洒落ぬへく頼つき拜し奉る此所にも社司詰居たり御弟子側の物をあたふやがて先に立て案内す云々昔時は女人及下司の此に到るをは許さゝりしなり鼻紙にて足を拭ひ清めて拜觀する何等の莊重ろ

●本殿 拜殿より石の間を渡りて本殿に通す

日光雜話に云

一桁行京間七間梁間同五間二尺五寸

御組物唐様二手先御腰組四手先二折重椽、御龜腹石口より蓋輪迄一丈六尺八寸御軒高二丈七寸五分組七枝五枝

一御椽九柱内外本地紋彫大サ一丈二分

一御屋根銅瓦兩妻入貫屋

一御所棟千木勝男木有

日光山志に云 御石の間より御本殿内に御幣殿亦夫より御内陣又内々陣御宮殿ありといふかろれ多け

れは零す御拜殿御本殿の御屋椽銅葺棟木に金紋所々
にあり御破風は鳳凰の彫物御本殿の御棟木に風木勝
男木あり

幕政の頃憚る所ありて録せず又拜觀を許さざりしなり
日光巡拜圖誌には左の如く記せり

先年御本社御修復の節至りし人足の話に御正面御唐
戸の内にも御格子戸あり比所に御幣有又御唐戸二重
有て東照宮御厨子有此所御燈のへり淺黄の麻也と或
曰御像年に二度御衣かへ奉る是は大樂院一人にて勤
むるといふ

昔の秘鑰を今に開かむか石の間へ接する手挾の上下は
牡丹唐獅子の彫刻物此素圖は探幽か殊に力を盡したる
ものよしにて花の艶又麗なる獸の雄又壯なる日光第
一の稱あり前面及兩脇の二間は唐戸にて閉鎖し中の兩
脇は上葡にて奥の兩脇は金地の獅子を畫き脇障子には
松に天人を刻む後面の中央に唐戸口を設け其左右の間
も同是金地に獅子の圖を畫けり土佐將監か筆なり從是
内部には進む能はざるを以て構造裝飾兩ながら窺ひ知
るへからざるも前は幣殿にして其次は内陣なり内陣の

奥は内々陣となり又空殿と唱ふる所ありて其正面は東
照宮右は豊大閣左は源右府にして此三公を鎮座す神威
嚴然たり

跪きて本殿の方を拜すれば扉は固く閉鎖して開かず金
階の左右に渡金の釣燈一雙あり濱縁の左右には純銀の
花瓶一對直徑二尺一寸蓋は梨子地にして莖章の詩繪わ
り之に金銀渡金の造花を挿みぬ

●坂下門及猫門 社務所の傍東廻廊に潜門あり墨塗
の扉を設く上の蛙股の内睡猫を刻せり形狀小なりと雖
も其態や真に迫り絶妙の作なり俗に左甚五郎の刀と稱
せり是を猫門と云ふ此門を出れば即ち坂下門なり

坂下門は奥宮の入口なり桁行二間柱は紗綾形の地紋を
彫り扉の羽目には牡丹獅子を透彫し桁の上は松竹牡丹
と雙鶴の高彫格天井を組む組間は蜀紅地に菊牡丹等の
折枝を刻めり門内は専ら堅牢を旨とし階は一級毎に一
枚の石左右の石柵は皆彫板なり石礎二百餘級昇り盡せ
は奥宮の直上に達す

●奥宮拜殿 坂下門内石礎登り盡す所唐銅鳥居あり
之を入りて右の方面面に石柵を繞らすは拜殿なり入口

精を抽て之を鑄造せりと云ふ

舊幕府時代には貴賤を論せず奥宮の參拜は許されざり
き猫門の扉は固く閉鎖せられたり唯五十年毎の大祭の
日に當れば坂下門より奥宮拜殿まで假廊下を架し勅使
及び將軍家の名代を始め祭儀に關する者のみ參拜する
を得たりとなむされは其建築や構造や全く識れるも
なく日光山志にも石の間の條に此邊より其結構なる事
はしるさすと憚り靈境の圖を描かむか奥宮は白雲に
包みて示さず幕府の威見る可きなりしかし日光巡拜圖
誌に載する所當時の秘鑰を發きたるものよ同書は文政
九年著者の名長喬寫本として世に傳はれり而して尙明
言するを得ざるより普請場人夫の話に托して其梗概を
叙せり仔細に之を諦觀するを得されは誤謬の點は免れ
ざるへきも大低吾を欺かざるなり左に其文を掲ぐ

奥院御廟 是は貴賤共に參詣かなはず此書は御普請
の時毎日至りし人歩の者の物語りに就きて寫す(圖
は零す)たかへるもあるへし先御本坊の左の方廻樓
の内猫の彫物ある所に御門有夫を入れて石階九ツ有少
し左へ行てまた下は敷石なり又石階二十二あり敷石

に銅包の格子戸を設たり石階の下石狹二頭蹲踞す一は
松平右衛門大夫正綱一は秋元但馬守泰朝の寄進たり寛
永年間兩侯造營總奉行を命せられ日夜盡碎堂塔殿閣の
美を煥發す是に於てか殊に兩侯の寄進を受けさせらる
坂下門以内の奉納品は只此二觀石あるのみなり拜殿は
南に面し桁行五間三尺梁間三間二尺総銅包毛彫なり始
は滅金なりしも後に黒漆を塗澤せりと云ふ格天井に五
色の菖菊を畫き疊は縹淵縁なり其正面に幣帛を捧て翠
簾深く垂れたり

◎銅宮 拜殿の奥高く石垣の上に鑄板門あり繪唐銅
の鑄物なり此門の左右より石の玉垣を繞らし其圍内に
銅宮を鎮じ即ち東照宮家康公の憤墓なり宮は黃銅圓形
の鑄物にして直徑四尺高一丈餘あり階段は八棧銅四石
五併せて九級其前に石卓を据えて供物ありもと素木の
廟塔なりしを寛永十八年神廟造營の砌石造となす塔石
は赤蕪山の産入夫六千餘人深山大澤の間を挽き來れり
となん天和三年地大に震ひ塔石毀損す是に於てか黃銅
に改められたりといふ當時久次良村の原野に四十間四
方の小屋を掛け工事場に充て大工椎名兵庫齋戒沐浴丹

を少し行て又石階十七あり此所に石の御鳥居有右の
方にあか金の御寶藏有大樂院にも有て夫はあかかね
みくらと稱す此所のはあかね御寶藏と稱すよと
くく銅にて黒うるしぬり夫より少しく右へ曲り又
石階九つあり此所に木の玉垣並木戸有高さ四尺はか
り内に御拜殿屋根唐戸御椽側共に総躰銅うるしぬり
大さ三間程唐石階過て唐金の御門あり扉に鶴の丸を
鑄附たり（いかなる故にや江戸東叡山東照宮御靈屋
の御門にも鶴の丸ありしと云ふ此所うつされ給ふ
か）左右の御扉屋根共にのくからかねにて鑄拔
たるものゆる鑄拔御門と稱す其内敷石高さ三尺程に
て四間四方程中央に高さ八寸程さし渡し九尺程八角
の石臺有て其上に唐金にて八尺程の御寶塔あり四方
に御扉有前に唐金獅子の御香爐あり
御廟は山の中を堀わり左右に石垣を築く高さ四尺程
其上は土手にて次第に高く其上に樹木重茂りたり但
左右共に同じ入口より御寶塔まで凡一町餘御寶塔の
有所石垣三方高さ八尺程御前の香爐も人夫十六七人
にて外へ移せしとる

●奉幣式 毎歳二月祈年祭六月東照宮例祭及十一月
新嘗祭の節奉幣の式あり即ち一年に三回なり奉幣使は
朽木縣知事衣冠束帯にて幣帛を捧げ神前に於て式を行
ひ六月の例祭には幣使自ら祝詞を奏せり
昔の例幣使か奉幣の式や森嚴莊重決して今日の如きも
のにあらず左に其次第を掲げん
日光山志に云 奉幣使の式毎年四月十六日明六ッ
時宿坊浄土院より手輿に乗し仕丁是を昇隨身左右に
從扈し石の御鳥居前にて下乗し雁鼻沓にて歩行せら
れ陽明御門内東の御廻廊待合所へ參入せられ啓案内
御宮へ登給ふ從是前拂曉に浄土院より衛士史生等裝
束し雜掌狩衣を着て神唐櫃三挿仕丁に昇せ幣使より
先達て御宮内へ參入し幣使御宮門に登給ふを待得て
衛士史生等御唐櫃を拜殿へすゑ奉り又階下へくだる
夫より雜掌捧御位記畢て階をくだる奉幣使御唐門よ
り裾を曳て皆上へ進み玉ふ
御拜殿中央に奉幣の式ありて宣命を讀み終り退去待
合所へ參られ又案内有て階を昇りみつからの參拜を
も修し奉幣の式終りければ御宮門を出給ひ御鳥居前

より乘輿し御靈屋へ登られ御參拜終り浄土院へ歸館
裝束を改られ御本坊へ至り給ふ御門主御方御對顔の
上御饗應の事終て宿坊浄土院へ還入し玉ひ無程即日
浄土院を發駕今市より宇都宮通りを千住へ至り江戸
を透り過て東海道を京都へ登給ふ
下向は中山道を通りせられ碓氷嶺を越給ひ上野國新
田郡より下野國梁田へ出て同國佐野柄木を経て日光
山へ赴き給ふ此道筋を例幣使街道と云ふ
明治維新以來一時中絶したるか同六年官幣社宣下あり
てより更に毎歳三回の奉幣に定められたり
△寶物 文化九年の回祿に寶庫燒失して惜哉悉く鳥
有に歸しぬ左に記載せるは僅に燼餘の物或は後年奉納
に罹る品なり
縁起 寛永十二年慈眼大師か撰文なり假名縁起五卷
眞名縁起三卷、書は狩野守信の筆詞書二十五
章の中二章は後水尾院の宸翰なり外に假名縁
起の寫一部あり
親筆遺訓掛幅 池田圖書頭の家に傳へたるを奉納
其文は世人の知る所なりと雖も左に之を示さぬ

人の一生は重荷を負て遠き道をゆくか如しいろ
くへからす不自由を常とおもへば不足なしよ、
ろに望みよらは困窮したる時を思ひ出すへし堪
忍は無事長久の基いかりは敵とおもへ勝事はか
り知てまぐる事をしらすれば害其身にいたるか
のれを責て人をせむるな及はさるは過ぎたるよ
りまさされり
慶長八年正月十五日 諱 華押
位記口宣 大神か從五位下三河守より太政大臣宣下
贈正一位宮號までの古文書皆備れり
參内傘 爪折、色赤し 柄と骨は黒塗なり
山忍籠 総網代にして骨は梨子地へ蒔繪の紋章あ
り上方は葵下方は酸漿一隅に眞田幸村か
狙撃せしと云ふ銃丸の痕歴然たり林培齊
か神庫の藏寶を拜觀するの文に曰く
御橋、其製方長如箱、外裏篋紋、花蓆
人字、黼朱綵飾、屋檐裙版及四周壓衝
皆穆金地、隱起葵章、雜以酸漿草紋、
内皆穆金、唯葵章、屋兩旁有活擔、擔

直接窓、窓無戸扇、掲擔、左右皆宜出入、以一圓棍貫於屋下、可挿油、和傳藝祖戒所御、銃丸痕迹儼存御傘、朱骨、金沙柄、亦鍍莖章、並足想像當時感激泣下、

甲冑

大神か關か原の役着用の品なり兜は桃核形白檀塗五枚綴朱塗黒織なり身甲は素鐵の鳩胸草摺は縁に同じく猿頬の面頬と喉輪はともに素鐵にて籠手脚當は篠立なり銘國宗、長二尺六寸九分兩面共棒槌にて燒及丁子亂れ

太刀

銘助眞、長二尺三寸五分兩面棒槌燒及丁子亂れ

打刀

銘に備前國住長船勝光宗光備中於草壁作文明十九年二月吉日と刻す長さ一尺七寸五分棒槌切物あり燒及は丁子亂れの拵附なり

刀

明曆三年の奉納よして無銘長さ八寸六分行光作と稱す燒及亂れ拵附錦欄の袋よ納

短刀

ひ四代將軍家綱公が坐右の物なりしとカッフリ刀 阿闍陀よりの献納品なり七首に類す長さ六七寸柄は赤銅にして縁は純金にルヒ一(紅寶石)數十顆を鞘ひ

大刀柄鞘

柄は純金の金具に桐の紋章を彫り鞘は金唐草包なり

裝束類

但中身も鐔切羽もなし 東帶各四通と女装束一通其外櫛髮の具等なり

櫛

秀忠、家光兩公社參の時の用品なりしか傳へて什寶とす

廣蓋

銀覆輪梨子地の蒔繪紋散しなり金銀を彫鍍す

衣桁

二枚折金地よして兩面に腰書あり縁は黒塗紋唐草の蒔繪

純金銀造板

二枚 一は桐に鳳凰慶安元年家光公社參の時献

備

一は海棠に惣同二年家綱公世子たる時献

備

編鐘 十二の鐘を朱塗の梓へ二段に連掲す即ち律の元なり寛永十三年板倉周防守重宗か獻納の銘を記す

大工道具

曲尺、墨壺、墨差いづれも減金なり手斧の柄は金銀の薄板にて巻きたり華麗を極めたるもの箱蓋の裏頭に左の文あり

奉納 東照大権現御寶殿大僧正天海大和尚御導師征夷大將軍家光公御建立御造畢成就所

于時寛永十三年四月八日吉辰

狸時計

甲良豊後守藤原朝臣宗廣 質銅に金を和すと、狸の腹を鼓つ狀腹内に機關あり時を報し刻を告く奇想の作なり

其他大象牙(長七尺三寸五分)、木葉石、乳棒、鷹書額 十二枚同屏風一双琉球藩王獻備の唐銅大香爐等枚舉に遑あらず

神輿渡御

東照宮の祭典は例年六月を大祭とし九

月を中祭とす舊時は四月十六、十七日の兩日なりしか今は六月一日に官祭あり、式終るや、其夜二荒神社へ、神輿神幸あり、神宮等は同社に於て夜を徹し翌二日旅所へ渡御す、供膳の式あり、畢れば直ちに官内へ還御し、神輿は即ち其舎へ納む其時舎前に於て俗人太平樂を奏す

左に舊幕府時代に於ける神輿渡御の式を示さむ

日光山志云 御宵成の神事四月十六日夕七ツ時

御門主御方御登城被爲成御下りありて東照社の

神輿御宮より新宮(日光權現)拜殿へ渡御し給ふ社

家俗人等行裝を刷ひ其餘御神事に與るもの御祭禮

の具を整神輿を供奉し日光御奉行兩組頭衆を始と

し其外諸役人嚴重に警衛し神輿を供し奉る是を稱

して御宵成の神事と號す翌十七日は此拜殿より御

旅所へ渡らせ給ふ

還御には神規直に御宮内へ還入なさせ給ふ神輿還御

のうへ三神輿を神輿舎へ納め奉る時俗人等社前にて

太平樂を奏す

神輿渡御に方りて整々又肅々行裝の嚴かなりしとは

左の書によりて知るを得へし

道芝の露に云 御祭は先初めに神渡る都て賢木神興も尋常なるは皆かや／＼と騒とさつるをいとしめやかなり白丁三百人左右の綱を取り又はめくり添ひぬ大方此御神の靡くさま神興を此方にと招き奉るやうなり

●東遊 毎年四月九日東照宮祭典の日御旅所の本社と拜殿との中間なる磐石の上にて東遊駿河舞を歌舞す此舞曲は元當山遷座の始に京師の伶人來りて此に奏す後久しく廢絶せしを寶永三年五代將軍綱吉公の時之を再興せり

日光山志に云 御祭儀の節御旅行にて奏する舞曲なり伶人の内七人にて修せし其の舞人四人は紅紗の袍に下襲藤色表袴は白精巧に青摺の模様下袴は緋精紅の大口陪從の三人は紫の紗袍に蠟虎を縫たる襷衣下襲は玉蟲色紫の刺貫右の七人とも騎馬にて神興に供奉し御旅所に至る入御の節伶人御安座樂とて振頭を奏す御三品立の御膳を奉る是を上り御膳と唱へ此時十天樂を奏し奉るるれより東遊を歌舞す陪從の

内一人は神樂歌を唱へ外二人は箏篋と高麗笛を役す舞曲終りて御膳をすへすを下御膳と稱してまた此時伶人羅陵王を奏する事とかや

續拾遺云 式部大輔資業か伊豫守に侍る時彼國の三嶋神社に東遊して奉りけるをよめる能因法師『宇と濱に天の羽衣ひかしてよりけん袖やけふのはふり子と』よめるも爰の御修祭のまとき結構によらめども社前に奉れる舞ならん當御山の御神事は綾羅錦繡の装し莊嚴なる御修祭はかけまくもかしまさ御神徳の久かたの雨とひとしくめてたくも又たくひなき御事にありける

道芝の露に云 此東遊の唱歌は後水尾の帝の御製にして是に許されたる外は神秘として傳へずとかや伶人二十人左右に歩み續けん雲井も透るはかり吹合せたる物の音ともいたく清増りつゝ有難き畏さる取りたる抑も物の音は昔人の國より古く傳はりしを今は其調へとも唐には吹絶えて唯我日の本にのみとまれり尊き事にも侍るかなさるか中にも今日の吹ものともは世に愛たく聞傳ふる上手ともなればい

と世にすか／＼しうまた晨の程なりつれば木々吹く風も猶冷かなるに始はるまはかどなく聞えたるか漸々近く成まゝ、御棧敷近き木々の中に百鳥どもの囀り交し太鼓をば白丁二人か荷ひ連ぬるを打合せ吹澄しつれば身の毛も竝立朝風るゝる寒かう身に入うつりて神代もかくやと思ふ云々とあり

●延年舞 維新前例年四月十七日東照權現祭禮の前に行はれたる式にして一山の衆徒の中にて之を勤めたり日光山志に云 毎歲四月十七日御例祭の前に行はるる事なり此三御神興は新宮拜殿に前夜より御座なり僧衆二人まれば一山の衆徒の内附弟の兩僧修する事にも古實の事ありと聞ゆ抑此舞は天下泰平國土豊饒の秘密の舞なりといふ慈覺大師入唐の砌傳來せられし天下泰平の舞なりと傳ふさて御祭禮御當日の朝五ツ時頃いへる僧衆兩人頭を白の五條袈裟にて裏み緋緞子地に牡丹唐草の直垂を着し白の大口袴をはき短刀柄を卷さる鮫に放し目貫し又鐔もなく梨子地塗の鞆なるを後に挿み真紅の打紐にて結ひ鼻高沓をはき御本坊より兩僧相双練り出す外に僧侶相從ひ

白張着の仕丁數十人供奉し其次に御門主御方御興もて同じく出させ給ひ石の御鳥居を八らせ給ひ新道通り新宮拜殿前より至らせ御興前にて御修法をはり其邊に御興を駐め給ひ監臨し給ふ三佛堂前南の方より敷舞臺を構し所にて兩僧替々舞ひ中頃より一人は黒き立烏帽子をかぶり又舞をかなつ衆僧は舞臺の後より舞頰を唱ふ(三月二日には此舞臺の正面へ御神馬一匹牽來て廣庭に立り四月御祭には此事なし)御祭禮御奉行其餘躰踏せり無程歌舞終り御門主御方の御口を旋し給ひ舞衆其餘の僧も同じく御跡より從ひ御本坊へ歸られ少しく有て四ツ鐘を撞けば間もなく御神事始れり

此舞は毎年三月二日新宮祭禮にも行はるる式と相同しとありてまた新宮の條に左の如く記せり此舞踏の事を當山舊記に載たるは古實の來遊にて聞傳ふるも古慈覺大師異邦より傳來し給ふ秘曲の舞なるを嘉祥年中當山の大衆へ傳へ給ひて摩多羅神の神事の秘舞とし其以來毎歲臘月晦日の夜より正月七日の朝まで常行堂にて修正會と稱する奥秘の法儀を修

行の砌日々延年舞を奏し天下泰平の法樂に備へ奉らるる事といへり中興座主辨覺大僧正の時大衆と議せられ始めて三月二日の神事に移されたるものどう往昔は叡山にても慈覺傳來し給ふ舞なるゆゑ毎年修行會に此舞を奏せられしよし今は叡山にはたへ當山にのみ傳へ千古の星霜を経て修せらるる秘曲の舞なりといふ又四月十七日御神祭の砌も新宮の社前にて此舞踏終りて後ち御神事を始らるる事なり

延年の舞や慈覺大師入唐の砌傳來せられし天下泰平の舞にして古實の法式ありなど誇りけるも強ちに日光山にのみ限りたる舞にはあらし

嬉笑遊覽に云ふ 延年は僧家の舞にて是又一種のものなり白拍子大頭などもろの内に入り即光大師傳(九)文治四年九月後白河法皇如法經奉納の爲に首楞嚴院に臨幸あり云々食堂にして御裝束改めくる、此間衆徒庭上に群參して延年種々の藝をばとす云々あり此處の繪圖をみるに童子扇を持って舞烏帽子着たる男二人突栴子と鼓とをうてり芝生のめくり衆徒あまた居其後には僧俗混して見物するさまなり著聞集

(十六)健長四年維摩會の延年に兒白拍子のれうに春日の社の神人季綱をつつみ打に召具したりけり此より男妓うちあしとて大衆うつよどになりける云々もとより僧家の行ふ舞なれども俗人を用ひしか此に至りて全く僧侶のみする事となり即光大師行狀翼贊云大低此場方三十間許芝をたたんで縁とす承仕等のもの甲兵を帶し異形の小童に床机をもたせ來て腰打かけて芝居を圍む中に狩衣着たる兒をならへ其中にして舞其藝さま／＼なるに(夫催、床拂、僉儀拂露、假屋、米中、俱舍)亂舞僧とて色々の裝束きたる法師のわざなり糸繪(兒童のわざ)朝詠、白拍子、開口、當の中、伽陀蓮事、兒催、風流、大歐、相亂舞子、退去の樂と見ゆ鹽尻に大平記に猿樂は佳例延年の法なりとあるは延年の舞とて舞樂の時最初にある儀なりと是を露拂とも呼ぶ今南都藥師寺の僧坊傳へていつくにも催あれは彼寺の僧徒とつとむ昔は貴介の家にて時々ありしにや東鑑に承了五年正月五日御前の酒盛に及て延年舞等ありしを記せりよれ古の散樂にして今の猿樂なり是より事起り足

又歳晚併煉の日新宮別所大樂院に於て之を行ひたりしかし諸侯より特別の申込あれば賜はるまどなれども輕々敬勸めざる法なりといへり

日光山志云 強飯、當山御吉例の強飯なり世に日光責と稱し所々の別所に日光責の道具を數品掛ならへ置り捻り棒或は大なる煙管等を置くむかし瀧尾は地藏變し來り素麩を乞けるゆゑ地藏を責しより始めりといふ當山強飯の事は古實の法式とする所なりと云ふ依て高貴の御方へも強飯の式をまゐらす事にて御料理一通り相濟し折を見合て強飯の式を行ふ當山故實の式ゆゑ悉は略せり

嬉笑遊覽に云ふ 關原筆記に野州日光山は關以來の靈區なり云々土人古より食を望む人に強る事あり今は歳首祭日及大賓あれば少々之を行ふ或人曰日光の神俄死の人なり故に後世之を行ふて神意を慰す若然らば介之推火に死て吾人寒食すると同日の躰歎といへり京師の人などはあやししく思ふにや惠空和尚徒然草參考(よれらになき人事にて傳聞たらむには不思議におはすへしといふ所に)京邊に住人かの日光

利家の時式定り侍るにやといへり舞の時最初にある儀なりとは僧家に猿樂ある時の儀なるへし又翼贊にいふ所をみれば一事のみにはあらず其内露拂とは初めにするわざの名とは聞ゆれども夫催より三事の後に記したり是を古の散樂なりといへるもわろし今の猿樂の始といへるはさもあらぬか太平記に猿樂は佳例延年の法なりとあるは延年舞の事にはあらし庭訓往來二月條詩歌骨絃者還齡延年方也とある還齡の字を佳例と誤れるにや心を樂ましめ年齡を延る意をもて舞に名附しなり廣くいはいはは何にまれいふへき事なから後専ら僧家の舞の名となれり

嚴嶋明神の神事にも延年の舞あり嚴嶋名所圖繪に見ゆされは古式か當山に其餘波を存せりといふ位のみとならぬとにかく珍らしきまどなり

●強飯 世に日光責と稱し其式は一坊等山伏の姿に扮裝ち異様の舉動あり甚た不敬の態に似たれど古實の法式なればとて將軍家并に門主か初めての登山にはまゐらすの例にて侍醫或は坊官名代として之を頂戴せり此式は毎年四月祭禮の外陰曆正月本坊に於て賜はり

あたりの土民のろのむかしには人に餉をふるまふとてひたせめにしひると云ふ物かたりを聞に同じかるへし貝原益軒東路之記に日光瀧尾に行路次をいひて瀧ありし其高き所に別所とて食攻する堂あり今も物を食せぬと乞は食はせるねち棒など資道具多く壁に懸置り又大なるさせるありといへり今も行て見るに別所といふ所にみな右の如き器物を懸てあり食を強るまどまゝのみにもあらず江戸王子などにも強飯といふ事あり皆是邊境の古風かのつから有しよとあり何の故といふ事もなし、徒然草に田舎の人まろ色よく物はもて興すれといへる類なり今も田舎人の飯酒など強るは常にある事なり

強飯の式に方りて山伏か目を稜らして背らき立つる之の詞は吾人が大に聴かひと欲するとあろたらむ

堤醒紀談(三)云 毎年四月御祭例の日強飯の式あり世俗にふれを日光責と云ふの詞

其方定て見て聞傳へたてあらし、抑當山古實古法萬代不易の強飯といつは

東照大権現並に當山地主三所和元大権現垂跡大已貴

御高盛を分て與ふ又一人も大音聲に當山の古式東照宮より被下置膳菜一杯二杯でもない七十五杯取揚てのめろふ容易にはゆくまいろコリヤ〜又壹人素木のへきの是有ものへ五本を盛たるを持出て大音に最前申通り當山の古法として中禪寺の木辛皮瀧尾へ青山椒當山の生大根蓼の湖の蓼御花畑のさうからし品々珍物の御料理として

東照宮より是を下ある難有頂戴あらふ容易に心得てはなるまひる残らず取揚てすらく〜とのめろり又壹人大鼓のはちの如くなる棒二本兩手に脇さみ前へ來り其棒をたゝき或は額を押へんとして種々のふるまひをなす所へ又壹人生薬を太さ七八寸廻り程の繩によりて鉢巻をすへ支屋に結び切たるを持出毘沙門天の金甲武運長久息災延命と云て當人の頭上に纏にはめ七十五杯一つも残らずすらく〜とのめろり又壹人捻槍棒の三四尺なると大なる煙管を持出膳の向へ置て取揚てのめろりといふ

強飯の式を實見したる人の記あり之を讀むに描寫の精觀察の細吾人に資する所多し左に之を掲ぐ

止都賀郡

命大黒天の寶袋辨財天の如意寶珠毘沙門天の金甲三別行の密法を修して一度まの強飯を受るものは四魔三消武運長久諸願圓滿子孫繁榮壽命長遠何の疑ふ事なし殊に今般ろの身に於ても満足てあらふ仍て今日御祝儀として忝も 東照宮より賜る所の強飯一盃二盃にわらず七十五盃一粒も残さずすらく〜と取上てのめろふ殊更御馳走として中禪寺の木辛皮寂光の生大根御花畑の唐からし蓼の海の蓼いろ〜珍物を取揃へ下さる有難くする〜とかつ取わけてのめろふ容易にはいくまい早々取り上げてのめろふ

只其詞書のみにてはろの状態や知るへからすよつ物たらむ心地すれば

晃山捨葉二十七に云 當山強飯日光責といふものは是なり往古より古法とて此式行はる其食をす〜むる事は當山古實なり嘉例の古法として

東照宮并に日光三社権現より膳菜を下さる謹て頂戴せよといふ其時一人は同じ親にて出立唐銅の大なる平鉢へ飯を杉なりに盛たるを持出しつかりと持ふといふて與ふ請取て戴き下へをけは一坊々に椀を取て

道芝の露に云ふ、暮れば御山にまします権現の御飯強勸むるわさすみて、御前近ふ奉る人々參る、さるは御對面所にてありし上つ方の間、御下殿より右の方をかけて、執政のかた〜を始めて並居給ふへし左の方の一間は御前近き限りなく、燈火とも掲げけへつれば、人許多居連れるにあやむ分かさなん、上には御棒子など隔てて、垣間見や遊はしけむ、其強ひらるへきかたきには御醫師阿仙院法印、法眼坂幽玄、同じく松本善甫、さては御給所の榮川、孰れも服を改めて並居たり、斯て右の一同よりして爰の山伏たちなるへし、見事々しう吹し、とはかりあるに黒き衣を塔り手にし、白き衣下袴やうの物着て、脛を白き絹に包み、同じ色の襪はいて兜巾額に當たるか、飲を黒塗の筒に高さ二尺斗りの周の方よりいと靜に捧げ出たり上坐しつる河野法印の前に置て、此創少しに筒に取分置て退く、次に同じ事人々の前に供へて退く時、始の如見を一聲吹くに、裝束したる山伏の殊にひけかちにて物むつかしけなるか、黒く塗り上たる二尺餘りはかりの太き木を左右の脇に

搔挟みてゆら／＼と歩み来て、彼の端なる河野法印の前近ふよりて、彼の左右の本を空様に捧げ疊にとうと打つけて右の膝を立て、左は爪立ながら言ふ様、抑其飯は忝なくも此山の権現植立給ひし米ろ、尋常の心とて崇め奉りて喰へ、ろも此権現は神護景雲の始、爰に始めて鎮座ましませしとて、昔よりの事、かしまき佛の道の事など數へ上げて山彦も答へつへう大聲に言連ねつ、斯る賢き飯を給へは畏り喰へ／＼と言ふ時、始の座なる河野か彼の分て與へし飯を推し戴きて聊か喰ひして置く、彼の山伏目をいか／＼見出し、荷らさたる聲して、斯る賢き飯をかろかに思ふ、一粒も餘すな、只今與へし限りかは此大なる筥に入れたるを七十五杯給へよ、しや一粒も餘すなど罵り／＼に入る、又同じ裝したる山伏一人つ、並居し前に代る／＼出来て、同じ事大に責罵りて入るに、辛皮と云へる物の長さ二尺餘も有らんを、皆始の如どり／＼に置て退けは、又始の山伏一人つ、出来て、大聲して斷り言連ねて入る、又唐辛、蓼、大根、蕩など同じ如くはり與へて、同しう一人つ

か出来て始のさまに言罵りて、さて太き繩にて縮ねたる物を、山伏か疊にすねて自ら持出て、此さいなまる、一の座より一縮つ、どり／＼四人の頭に載て、屋の内安かれとて、さて次のは子孫榮に、次禍なかれ、次は武の運長かれと、どり／＼に祝して返り入るに、奥の方に許多山伏の聲して、一度にやよ／＼と聲を立て、ろや／＼と追ひくるけして事終ぬ、供しける物、飯より始めて品々をは、後に山深う埋みて輕々しう引散さるる定めとや斯て其細をは各持返して、幾等とも無く切りて人にも分ち遣しつゝ、火の事鎮むる守りとはなす事となん、総て尊くも畏き事盡せず

成嶋和鼎の私記にして安永五丙申年四月徳川十代將軍家治公の社參に具して登山し實況を目撃せるなり

△昔時の參拜 往時は忘りに拜觀を許されず將軍家社參の節供奉の列に斑するか或か衆徒一坊の知音を訪ねて漸く堂塔殿閣の外觀を拜し得たるのみ從て日光町の如きも靈遠からざるより自から俗塵を絶ちてひときは俳聖か詞藻に入りぬ

蕉翁か奥の細道に云 卅日(元祿二年三月)日光の麓に泊るあるしの云けるやう吾名を佛五右衛門といふ方正直を旨とする故に人からは申し侍るまし一衣の草の枕も打ち解けて休み給へといふいかなる佛の濁世塵王に示現してかゝる桑門の乞食順禮よとき人をたすけ給ふにかとあるしのなす事に心をとめて見るに唯無智無分別にして正直偏固の者なり剛毅木訥仁に近きたくひ氣稟の清質尤尊むへし

何等の風流ろや二百年外の遺事復ひ之を日光に求むへからざるなり

山門の錠森嚴なるより平時參拜の客稀少にして鉢石町の炊烟細く民の流離するものあり是に於てか貴賤を論せず其拜觀を許し近傍の諸驛を潤す策とせり

蛭の燒藻(森山孝盛著)云 佐橋長門守か日光奉行勤る頃定信朝臣の内意ありて上野日光も改正あるへきなりけるか年々鉢石町困窮しておどろへぬるを長州の定信朝臣申して貴賤によらず日光參詣して苦しからざる旨(御目見以上は拜禮以下拜見)被仰出て我も／＼と詣侍りぬさ／＼け物にも其缺敷を被定萬事少

に有へき旨にて御役人御番衆に順次第大體九日つゝの勤暇を給はりて多く參詣したりけり彼鉢石に旅宿させて驛中の潤にすへき手たてなり

日光參詣と稱するは士官者も往復日數九日間の休暇を賜はりしとなり從是貴賤の日光山に遊ぶ者多く遂に日光拜見せぬ内は結構と云なの俗諺も生し參詣せざるものは生涯肩身の狭かるへき浮世とはなりにけり

日光巡拜圖誌に據り昔時庶民か參詣の光景を畧述せむか

鉢石町の入口左の方に小き小屋有て參詣の者の國所を尋ねしるす是は坊より置く所にておの／＼の國の坊ありみたりに他家に止宿いたさせまじき爲なりと但し江戸者はいつれにても心次第なりとる是は江戸の坊といふはなけれはなり

方今は東京に限らず西國よりするも北國より赴かむも己か好める旅宿に就きて費の敷を盡すも敢て尤むる人はあらされと昔は之を許さ／＼りしなりまつ指定の坊舎に投し身の不淨を清め道者と共に東照宮に參拜せんとて黒田越前か大石烏居の由來に耳を傾けて五重塔の傍

に歩を移すや

右の方に御番所あり此所にてかぶり物はき物ぬきて
男女參詣す

未だ二王門(今の表門)外といふに既に笠を去り履を脱
せざるを得ず今昔の感果して如何

つねはみたりに入れず旅客は參詣の事亭主より
輪番の社僧に胡亂ならざる客のよしいひ入て社僧よ
り手形を取て御門番に見せしめて出入す

手形とは即ち門鑑なり番所には日光組頭支配の同心見
張を勤む、鞆如として二王門内に入るや御腕の西に
又番所あり即ち内番所にして同心勤番す導者か説き聞
かす結構の數も恐々懼々の間に拜觀し陽明門に近づく
や金碧燦爛辭の出る所を知らず跪きて三拜九拜從是町
人百姓は門内に進むとを許されず武士は佩刀を脱し
差添のみを携ふるなり陽明門を過ぎて唐門内は府人の
具に拜觀すへき所ならず石舖の上に跪きて拜み奉りし
なり

巡拜圖誌の著者は別所大樂院の案内にて山めぐりせし
人なるか其大猷院殿靈廟參拜の條に面白き一節あり

かれも人なみく其がかすにつらなりて、木曾の麻
衣はるばるとかもひたち侍も、驥尾のさばへの千里を
かけるま、ちすべしや、おは海に舟わたし、山にかけ
はしして、ゆくての道たどたどしからず、たゞしき命
をつたふる馬屋路の鈴の聲もさながら花をもちがはな
るに、其名残もあはれしられて、都をたち出て侍りし
は、過し彌生の廿日あまうり一日の日ならんかし、それ
より此卯月三日になん、やうやくうば玉のくろかみ山
にいたりつきぬ、すべて此山はもと満願權現の地にし
て、補陀洛山と名付、およろ勝道上人のぼるまど三た
びにして、はじめて寺をいとなめり、よりて神宮精舎
とす、あるひは又圓仁師の建立せりともいへりとか
や、委は師練の書に見たり、そのほか弘仁年中上人
徒弟のしるせる補陀洛山記いとおまやかなり、いはん
や又瀧尾寂光は道珍尊鎮か筆をのまし、満願中禪の兩
寺は尊蓮敦光がらのの記てくれるをや、しかのみにあ
らず、かしまの縁起にかけ満願權現の因位を見れば
有宇中將朝日姫のまど何くれとあげてしるすにいとま
あらず、そののち元暦文治のまろに至りて右大將賴朝

御拜殿御側に社人と詰鳥目百文包て御弟子ひろかに
彼社人に與ふしかせされは拜觀のみにてくはしく案
内せされはなり

鳥目百文は今日徴收しつゝある拜觀料の類ならむか御
弟子といへるは大樂院の法弟にて導者に携へたるなり

法華八講記

冷泉 爲景

よるまひやすきはじめのうれの月うれの日、東照大權
現三十三回の神息にあたりとやかや、天が下ゆすりて
ひゞきのゝしる、されは日光の宮にて八講おまなはる
べきのりありて、前攝政殿下をはじめ奉り、おもと人
のかぎりわかちつかはす、さは等持院左和府追薦のた
めしならし、院の御製はかの毘沙門堂大納言の古てい
おぼしめし給ひて、霜のたて露のぬきはたばかり、ひ
ろくおりなせるにまきの御心くまなくかさあはらしぬ
ひものゝ、御くちたくみめぐりて、たまきのはしなき
がごとし、是や若闍か手玉もゆらにありはへけむまど
の葉もいかゝとめもあやに見はやし奉らずやは、やつ

燈明料を寄附せるよし東鑑に見たりしやらん、かや
らの事かぞへばゆひもろまなはれぬべし、それはさる
まどにて、今見る所のさまゆゝしくつくりならべたる
みあらか、いとまよらに塵もすぬじとみかさなせる、
玉の御はし氣ざやかにて、あけの高殿、紫の軒端、み
つはよつばにものせし驥山宮もかばかりやとふりさけ
みるもいとまばゆう、まつさし入山口しるくわたせる
山すげのいし長くよまはたりて、いままはひもまよふ
龍のむかしおまほゆ、かたはらにるびゆる松杉生しげ
りて千尋の稍、雲をさるふ、けにもものふりたる所のさ
ま幾世を経てか、かく神さびけんいとあやし、それよ
り石みち高くのぼりて、石のとりぬにいたる、此額ほ
本院いまだ御位におはしける時の宸筆とかや、猶よち
のぼりて二王門にいたりぬ、かねの鳥居にいはは、東
に三の御藏有、やがてまゝを衆僧集會の所とす、西に
御經藏有、まを諸家のすだく所として、上達部の座
をかまふまのあひだに彩旗をたて、地舖をしきて導師
をむかふるよろほひせり、又石の階をのぼりて西に本
地堂あり、東の左右に鐘鼓の樓あり、其外朝鮮國より

奉れる華鯨いとかはきやかに上にさざめる季植が銘あざやかなり、ひいき豊嶺の霜をしのぎて、あした夕のねふりをいましむ、今是をつきて諸郷集會の鐘とす、前にすねたる燈籠は琉球國より奉れりとなん、曼茶羅供おまなはる、時にまゝに樂屋を構へらる、是をすぎて陽明門に入ぬ、此類は院の御門かり爲させ給てか、しめ給へりとなん、まゝより人々裾をくだし侍る、ろのめぐりはみな廻廊なり、此廊を左右の樂屋とす瑞籠の中央に當りて舞臺をたつ、それよりや、拜殿にのぼる、すべてかうやうの事、羅友といふとももたらしてするすにいとまあらじ、やがて十三日より御法事は止まる、其日の證義は妙法院宮を殿下をはしめて若座の公卿うれ／＼のぼりす、堂童子四人、童子の座にわかきつく、雅朝臣は音樂の行事にて伶人をひきゐ、衆會の所にむかふかへりのぼりてかの座の上につく、一曲は階の前にて近光廣行之をかなづ、衆僧座につきかはりて階をくだり退出し侍る、夕座の舞樂は賀殿古島蘇太平樂長保樂陵王納蘇利なりとかや、むべも八の音よくと、のほりてともからをうはふとならむ

とす、毘沙門堂大僧正公海人あまたくして打過るより、始て御木兵士など何くれとももの、ふの具をもたる人いくらといふ敷しらすあゆみつく、そのうち神輿三社さきなるは大權現、中は山王、あとなるは摩多羅神とかや、社司神人いづれもつき／＼しきよほひなく、あくれば十八日法華第五卷にあたり、空いと暗て、さし出る日の光も山の名をあらはしかはなり、けふは人々深裝束にまどろきてろの色々花やかに見ゆる、將軍家も神樂所にかはしまして大行道見玉ふあまたの人数にて、まうじ給はんはともいかめしとて雲客は列に立待らす、行道をはかりて諸卿拜殿の座にかへるとき若座し玉ふ、つゞきて尾張大納言、紀伊大納言、水戸中納言、越後少將南の座につけりろのはか一門執權の人々いづれも皆賓子に候せらる今出川大納言坐を立て御簾を卷、衆僧諸卿ともに平伏、ろのち論議は止まる、當議は尊敬法親王ととし御十五にならせたまふ御聲いとたふとく、言葉の流々と、まほはるかたなくおはします、おはよる人の涙はいふにもたらず、柳營の御袖もしと、にもものしたまへりなん、十九日合行

事を思ふ、かのもの物はまひけんはとふとなからめ、をさまれる世の聲は、これにりしかく／＼きりゆるんかし、いてやねのか家の名にあかれたるいづみの水はたへて久しくなりにけるをいにし年の夏草の露おもひかけぬ、今上の仰をどありて名歌のうらなみ、ふた／＼びむかしにたちかへりつ、かゝるいみじき御法に立まじり侍るいとさはかほろのゑにしもあらじ、ひとへに世をおもふ大樹のひろき御めぐみは、げに筑波山のかげにもまさりてあふけばいやかゝるべし、ろのかみわたらちぬ藤蔭はさしも大權現の御うつくしみふかく、はる／＼ともひかはし給へるまどにや、文祿の二年はかり江府にまかりたりしにも、貞觀政要といふ文よまじめてきまじめしけんとなん行狀に見ゆめり、さるへきをりにや、みつからとり出てきたたまへりし近思録、靖節集などじつかにかくしななき寶となすものから身をてらす玉の光とあらはれけんも下氏がむかしおほへてありかたきいふかし

曼陀茶羅供、大樹以下の御若座きのふの如し、けふの道師は毘沙門堂大僧正とかや、雅樂寮獅子菩薩伶人をひきゐて帳屋にむかふ、おのれは樂屋の座につきて居ながら舞樂の目録を渡す、まれば本地堂の賓子所せまければ、まゝに座をかふるなるへし、桃李花孫天樂坂頭還城樂、あるひは小蝶の袖に香をめぐらし、或は迦陵頻のつはさに雲をひるがへす物の音空にひゞきあひて、さながら琴の爪音も引るふまゝ、廿一日は三摩那戒の灌頂神前にて行はる、御教授は堯然法親王より、御受者、尊敬法親王大阿闍梨は毘沙門堂大僧正とろ聞ゆる、舞樂は採桑老蕭棘鞞之州林歌打毬樂狛狎也、結願の日の證義は公海大僧正なり、法事をりて細素おの／＼奉幣のよしきまゆれど、殿下はいかゝおはしけん、ろの日はしたまは、あくる日なんぬさ奉り玉ふ、おのれもいたはるまど有て、此ついでにかうまつる、廿四日法華萬部經讀誦の僧五千二百口となん、廿六日は神事の御能行とかや觀世金春など、いふ猿樂の名伎數を盡して奉りつとふ、笛鼓の音、空にひゞきて、是もさながら行雲をど、むるたくいと、いへばさらな

慶安元年四月廿九日

◎東照宮十三回忌手向の和歌

東照宮十三回忌に當り時の 天皇及各親王家及諸公
家より手向けられし和歌あり即ち左の如し

照干東方

御製

いちしるし妙なる法にあふ坂の、關のあなたをてら
すひかりの

諸方實相

智仁(八條宮)

みてたにも手にとりとめぬすかたにう、何かのれ
ぬ法の誠に

悉 是

貞清(伏見宮)

世のひとの心のやみもまよはしの、おしへ妙なる法
のたらちね

淨佛國土

好仁(高松宮)

くもりなき佛の國を塵のよに、うつすも人のまゝろ
ならずや

現世安隱

逕榮(九條前關白)

かねて思ふのどかなる世の花にめて、月にくもらし

り、かくくさくの大法會もゆるなく行ばれしかば、
みな人よるまふ事かぎりなし、大樹の御けしきもなほ
さりあらずとつたへうけたまはる、名ある所見さら
ぬも残おほゆれば、しれにひとりふたりいざなひつゝ
瀧尾寂光などかりけきて所々見めくるのくだくし
きまどはれいのもらしつ、たゞ此度のよろひかたはか
りかいつけて都のつとにいざとましましや、
山もけふ名にはかくれす出る日のひかりを花どちらす
御法に、たかてらすひかりをまゝにやはらげん神の宮
居はちりもくもらす、ふたあらやうの山姫のあさひふ
がおもかけのます峰の白雲、むかしきて雲井の龍も今
やまた人に見るける山菅の橋、いく千世をふるかは野
邊の敷ろへてみもとの杉に又も逢見ん、にぎはへる煙
やまゝに立まざる民のかまを室のやしまに、めもは
るに見渡すはては夏草のなす野の原は空も一つに、九
重やまの井におなじ菺の名のくろにやとる雲のうへ
人、いかに又はるきすぢなき黒髪はやまより落る瀧の
尾の水、かしまくなあふくも高き松風は人の國までな
びく草はら、

行末のあさ

心尙懷愛懼

良 怒(辨内宮)

したふにもひめをく法のみとつりを、いつかは聞ぬ
愁をう思ふ

權化作此城

尊 性(大覺寺宮)

諸人のやすらふかりのやとりにて、たゆむまゝろの
すゝめなるらん

内秘菩薩行

堯 然(妙法院宮)

なをさりの人やはしらむあさからぬ、心によむる法
のをしへに

我願既滿

良 純(智恩院宮)

つたへさくさらにも心もたのもの、ねかひに叶ふ法
のしるしは

法華最第一

道 晃(聖護院宮)

ときをけはまどの葉しけき中にして、まよどの法に
花も色あさ

在七寶堂

尊 紀(青蓮院宮)

静なるひかりにもなるかどく法の、花のどほろを照
らす月かけ

龍女成佛

實 條(西三條)

わた海のうまろに川も浮ふ世の、みのりた、しく残
る國かも

我不受身命

資 勝(日野)

上もなき法のみちしに入人の、あたのいのちはなに
かをしまむ

掌有是好夢

光 廣(烏丸)

たへす見る夢のた、ちはうつ山、うつ、ものかぬ
花のおも影

我掌運諸國

季 繼(四辻)

たくひなきみ法の花はけふるみな、あまたの國に行
かよへとも

常在靈鷲山

實 顯(阿野)

すむ月を誰か見るらん鷲の山、法手にまよひのくも
ゝかゝらん

不久詰道場

光 慶(日野)

くもさりのさはりなきより法の場に、やかて心の月
はすむらん

如是展轉教

たのむなとよ妙なる法ときく人の、五十のかすを末の世までに

唯獨自明丁

通村(中院)

くもらしの心一に見る月は、出ている山のさはりたになし

我深敬汝等

兼賢(廣橋)

いかにしておもひかろめん遂にさて、佛のみちに口しある身を

助是道場

業光

たへにしも池の蓮のひらくより、深きみのりをよろにもどめし

各還本土

氏成(水無瀬)

つとめてはみなねにかへる教より、あまたの法の花となしけむ

如波得船

圓空(西洞院入道)

ふな人のたよりあらずはかのさしに、心やすくもいかて渡らむ

不鼓自鳴

時直(西洞院)

をのつから妙なる法の色よりや、みのりの花のさき

あかなくにまたみな月のはつかにも、雲隠れにし影をしろ思ふ

杜鵑やどにかよふも甲斐なくて、あはれなき身の空傳はなし

いと、しく世はかきくらし五月やみ、ふるや涙の雨にまさりて

たのましの猶後の世は口の前に、なきまどはりを人に思へは

たゝたのめ影いやたかきわか竹の、伐しのをりと色もかはらし

◎大猷院殿靈廟

徳川三代將軍家光公の靈廟なり公慶長九年を以て江戸城に生る元和九年八月入朝位正二位に進み宮内大臣に遷り將夷大將軍に任せられ慶安四年四月廿日薨す歳四十八大猷院と諡す遺命に依り堂山先塋の側に葬りぬ

◎二王門

靈廟の表門にして東南に面せり桁行四間半梁間二間半兩妻流破風瓦葺総朱塗にして左右に右弼那羅延金剛左輔密迹金剛の二王を安置す又裏の左右にも

にはふらむ

心念不空過

永慶(高倉)

あたにをくと思はし露のさしもくさ、さしも佛の深きちからは

無者裏忠

雅流(飛鳥井)

どくのりのふかきちかひをさく上は、何のうれへかみな残らまし

出家作沙門

光賢(烏丸)

ゆるされて家を出すはいかにして、みのりの花をよろに見てまし

作道而去

きまへたる法のみちにしまよはてや、ねしのみ山を分歸らむ

御經のつゝみかみに

御製

杜鵑なくはむかしのとはかりや、けふのみのりを空にとふらん

あつさゆみ八鳥のなみをおさめ置て、いまはた同じ世を守るらむ

大猷院殿を悼ませたまふ 御製

同形の二王尊を置く是は東照宮の表門にありしを明治六年此に移せり皆共に雲慶の作なりと云ふ

門内右の方に御手洗屋あり水盤は花崗石にして長八尺三寸幅四尺高三尺五寸あり覆屋は桁行二間梁間一丈唐破風金銅瓦葺花崗石の柱十二本を以て之を支ふ桁は木造にして金襴置揚の彩色あり鏡天井墨繪の龍は狩野安信の筆なり

又門内左の方に寶庫あり間口七間奥行三間各種の寶物を藏せり

◎諸家献備燈爐 諸侯伯より獻備の燈爐は総數三百

十一基にして内唐銅六十四基あり是は二天門の石礎上より夜又門内に排列し石二百四十四基是は二天門下及二王門内外に並立せり

◎二天門

第二の門にして東北に面す桁行四間六尺梁間五尺七寸兩つま入母屋破風造銅瓦葺二軒扇繁垂木前後の破風下は双頭の獸を彫り扁額「大猷院」の三字は 後光明天皇の宸翰なり堅六尺餘巾四尺餘あり又上段は手先より升組まで極彩色下段の升組は黒塗にて獅子犀等の彫物あり前面の左右に廣目持國の二天を安置

す二天門の名ある所以なり又裏面の左右に緑色の風神と朱色の雷神を置く是以前陽明門の金銅欄内にありしを神佛分離の際此に移せりとまじ

門内右の方石礎を拾ひ更に左折して登れば鐘樓あり高三丈餘銅板を以て樓腹を包み金銀を打ちたり是と相對して鼓樓あり構造相同し

●夜叉門 第三の門にして桁行四間一尺七寸梁間二間二尺九寸兩妻切破風前後軒唐破風造二手先二重繁垂木銅瓦葺兩面の左右に雙陀羅毘陀羅烏摩勒阿跋摩の四夜叉を安置す右緑青左朱色なり前後の破風下は牡丹唐獅子其下は金色の升形を組揚替木の間に紅白の牡丹花を刻む柱は十二本各徑一尺四寸総朱塗とし桁は皆地紋を彫る梁鼻は鬘頭と獅子頭を彫付け格天井に唐木の圓環を作り牡丹の折枝を刻む門扇と羽口は又牡丹と唐草の透彫かく牡丹の彫刻を悉にすれば一に牡丹門の名あり且柱や樞や其一二箇所を除くの外滿門金鶏を押して之を裝飾すれば色彩に配合に靈威の嚴なるを得得せしむ左右の袖屏や羽口は表面堆朱の完龍裏面は牡丹上の欄馬には金鶏を彫り下の蹴込には波濤を刻む此の袖屏

に續き長く廊を設けて左右の石垣に達せり

門内に唐銅製燈籠二基左右に對立す高さ各一丈余明暦元年朝鮮國よりの獻備なり

●唐門 即ち第四の門にして夜叉門の内其正面に位す間口一丈三寸五分控間一間唐破風造銅瓦葺前後の破風下は雄雌丹頂の鶴平桁上は白龍の全彫前趾の兩柱は九の金卷後趾の雙柱は金地に地紋を刻む格天井を組み菊の折枝を彫る門扉は金地に唐草模様羽目は牡丹唐草の透彫金具は皆帛紗の渡金又左右の袖屏の羽目は秋の七草を彫り此兩袖より瑞籬を廻らし拜殿本殿を圍む羽目には地紋を彫透じ上の欄間は松竹梅或は鳩の群かれる態を刻めり俗に之を百間百態の鳩と稱す下の蹴込は菊唐草を兩面に彫あけたり

●拜殿 向拜附にして東北に面す桁行八間四尺七寸梁間三間三尺母屋千鳥破風唐破風造銅瓦葺なり金色の鏝口を掲ぐ千鳥破風の枇杷板は牡丹唐獅子を彫り向拜の破風下は牝牡の滅金の獅子なり四本の柱は金卷の角柱虹梁上は松に鷹手挾は菊の籠彫梁鼻の獅子頭は堆朱の卷揚簷端には釣燈籠廿四光垂木と下の升組は臘色

に七寶鎔の金具を打付四方の欄間は松に鷹の籠彫唐戸は三扉金地に龍と獅子の高彫其左右より後へ抗廻して上部あり殿内は疊數六十三疊中央に金梨子地の高机を据へ上に滅金の天蓋を吊る其左に朝鮮國より獻したる玳瑁の燈籠及樂器を陳列せり抗上の格天井に岩緑青もて九龍を描き内承塵の上は桐に鳳凰の浮彫正面左右の金壁には獅子の圖あり右は探幽左は安信の筆にして絶妙の作と稱すしかり殿の内外は悉く金の押箔を用ゐたるにより參拜の人目眩み魂魄を奪はる

●皇嘉門 輿院入口の門なり禁裡の皇嘉門の號を朝廷より賜はりしと云ふ此門の建築は他と異なり俗に龍宮造りと稱する構造にして樓腹は白堊を以て築造し内外の桁は堆朱に地紋を彫る紅白の色彩單調にして配合尤も美なり天井には天女の圖を描きぬ門内に二條の石級あり右は寶庫に達すべく左は輿院への詣道なり

●輿院 皇嘉門の石礎を右へ登れば輿院拜殿の前に達す入口に玉垣を設け左右に唐銅の桶を置き銅蓮華を挿む拜殿は東南に面し桁行五間梁間三間廣さ三十疊にして四方は石の瑞垣を繞らし回廊高欄板椽共に繪臘色塗なり承塵には花鳥を彫り殿内中央に滅金天蓋を掲げ下に高机を据へ左右厨子に納めたる佛像を安置す殿後更に石垣を築きて一段高く上に彫銅鑄板の門を設け門の兩袖より圓筒狀の石欄を繞らし中央に黃銅の寶塔を鎮む高さ一丈許基石は八稜五級なり是即ち家光公の遺骸を歛むる所なり

其の他の構造東照宮の輿宮と異らざるも塋域稍狭さのみ

●本殿 方五間半許佛殿造兩妻破風入母屋銅瓦葺左右の破風板は金の向龍枇杷板は牡丹花其下に双頭の犀獸を刻む殿堂の周周は悉く彫刻を施し金彩を傅す内扉は常に閉鎖し前面に高机を供へて天蓋を掲げたり内陣は莊嚴赫灼として之を窺ふを得ざるも大猷院殿の靈牌

◎國幣中社二荒山神社

按するに當社は平城天皇の御宇大同三年勝道上人四本龍寺草創の後威靈の感格よ懇り鎮守神として奉祀し佛號を以て大權現と唱へたり初め稻荷川の畔なる荒尼山と云へる所に祀りしか年々洪水の爲めに社地の東岸崩るゝより嘉祥三年社殿を現今の地に移す是より舊跡を本宮權現と稱し當社を新宮權現と號したり然るに建保以降戰亂相次ぎ祠宇殆んど頽廢に歸せしを東照宮遷座の後徳川秀忠公本社を改築し尋て家光公之に修繕を加へられ大に其觀を改めたり現今の社殿即ち是なり日光山志に云

日光山堂社建立舊記(下)新宮

元和五己未年本社拜殿御造替征夷大將軍秀忠公本殿檜皮(五間四方、七尺間拜面正面五間に九尺間南北三間つゝ六間唐戸脇四間と七尺間)御殿本尊千手觀音正面唐門四方瑞籬同拜殿の南御饗殿(三間、四間)を設三品立調備の所也御奉行塚原次右衛門藤原昌吉御大工鈴木近江守藤原長次小工増山清右工門藤原吉次棟梁平内氏越前平正信也征夷大將軍家光公正保二

乙酉年當社御修營總奉行松平右衛門大夫正綱副奉行關兵部大夫平氏盛佐藤勘右衛門藤原成次大工木原木工藤義久小工谷田清三郎正重棟梁田中六左衛門吉房此時御地形五間餘北方の山際へ被引之寛文二壬寅年本社拜殿後殿御門瑞籬以銅瓦被改葺征夷大將軍源家綱公御奉行關兵部大夫氏盛藤懸監物平宗俊佐藤勘右衛門成次御被官谷田清三郎正重也

唐銅の鳥居に二荒山神社の五字を遍す有栖川宮殿下の染筆なり華表の高さ二丈二尺周圍六尺五寸あり華表の北に社務所あり拜殿は南向桁行七間半梁間六間餘銅葺赤塗四方椽大床舞臺造にして上葺あり唐門あり総朱塗間口一間半左右の袖より銅瓦葺の瑞籬を廻らす事四十八間以て本殿を圍む本殿は南に面す桁行梁間各五間兩妻入母屋向千鳥破風軒破風二軒垂木柱は金卷外承塵の上は草花の極彩色唐戸は臘色に減金の金具を附着し勾欄濱縁皆朱塗なり日光山志に曰く

南向八棟造り五間四方銅葺総赤塗正面三扉黒塗向拜に正牀の額を掲ぐまた梁間に金色の鐔口三ツ掲ぐ高欄彫物彩色濱縁三方へ折廻し格天井階黒塗

今鐔口を徹し金鈴を掲ぐ内陣の左右には當社の寶物什器を陳列し正面には翠簾を垂れ金幣立るとよる神鏡晶然たり唐門外の西南隅に唐銅の燈籠一基あり高さ七尺許化燈籠と稱する是なり何者の所爲なるや刀痕らしきもの數ヶ所に存す怪むへし正徳五年三月鹿沼權三郎入道教阿の納るものなりと三本杉の神木は拜殿の西北隅にあり高野嶺は弘法大師登山の砌高野山より其苗木を齎して植るとよると稱せり拜殿の傍らあり方形の石柵を廻らす社前坂下に四五株の緋櫻あり色真紅に開く珍らしき花なり祭典は四月十七日を以て執行す其式頗る古雅今猶延年舞其他數種の舞樂を奉す

◎二荒山別宮 本宮社と稱す日光三社の一なり祭神

味桓高彦根命舊本宮權現是なり社地は神橋の東に方る丘上にあり假橋を渡れば國幣中社二荒山神社本宮と書せる木標立てり石礎あり本宮坂と稱す之を登れば直ちに其社頭に達すへし前はは山谷川の川流に對し東北は稻荷川を帯ひ老杉陰森として社地を圍繞せり日光山志に曰く

日光山堂社建立舊記上本宮本地馬頭觀音垂跡味桓高

彦根命大同三歲平城天皇御宇當國主楯利遣奉勅四本龍寺を再建の時本堂南造立社殿三所權現を勸請す(中略)本宮拜殿まで山菅橋より二町餘良よ當る明德二辛未歲山名時氏内野合戦の節本宮本龍寺三重塔並末社鐘樓回祿す鐘樓と塔は此時斷絶す拜殿の内に塔の舊跡石礎一つ有今に鐘は殘て今常行堂内よりあり大永二壬午年二月四日本龍寺大千度通夜部屋より失火悉く延焼す永祿五壬戌年十一月五日本宮本龍寺焼失鹿沼と取合戦の時當山打負敵火を放ち當山本宮隣坊宗安再興と記に出たり正保四年毘沙門堂公海大僧正本社拜殿御修理の時古の別所清水の上經供養札場所に被行之(今別所是なり)寛文四甲辰年一品守澄親王御願に依て本社拜殿末社並別所迄始て征夷大將軍家綱公被加御修理爲奉行(佐久間右衛門藤原盛良、神保四郎右衛門尉源正利)御被官大工(吉見加右衛門藤原貞利)同四歲五月十八日正遷宮御導師一品親王尊敬學頭衆徒別當中社家出仕樂人宮仕神人等勤仕之外遷宮正遷宮共に三品立御購地布筵道等之料も公儀より被遣之本院より辨係す貞元甲子年極月二

十日辰下刻蓮花石町より失火當社並未社別當迄悉く類焼す(中略)貞享二二月五日類焼諸所見分爲上使宮城主殿頭登山宮並御旗所本龍寺星宮御本坊御再興あり奉行永見甲斐守小野氏重直鈴木李九郎穂積姓視御被官兩人同二月廿日參着本宮假殿塔(三重)の跡に新に御經堂同廿九日外遷宮(中略)八月廿日永見甲斐守登山御被官坂本三郎兵衛尉藤原重直前日先達到着本宮本社拜殿御舊跡の西北は三間餘地形を引て細張す(中略)十一月八日本宮本社(正面三間餘戸脇二間各七尺間也)御上棟同拜殿(三間四方七尺間)四本龍寺(三間四方八尺五寸間内正面九尺)同十二月十六日迄に御造畢同十八日奉行中各歸府同十二月廿二日正遷宮學頭兼徒中別當中勤之社家樂人宮仕神人出仕外遷宮正遷宮共に如先規料金從公儀被遣之別宮の前鳥居の側に皇典講究所あり素木造間口十一間奥行六間維新前は當社の別所なり其南の方往來の上に清水あり往昔勝道上人登山修法の時賜伽を汲れし所なりとかや御供水と稱し當山第一の靈水なりといへり拜殿の西に高三尺五寸餘の石あり笈掛石と唱ふ此石は

冬峰行者出峰の時笈を立掛る故に號くと社殿の後ろに木柵を廻らし中に高三尺徑四尺許の平石あり往昔此邊に紫雲隱躰を觀音大士の出現せるを以て此石を紫雲石と唱へるとる

●瀧尾神社 弘仁十年七月僧空海當山に來りて瀧尾山を開き女體中宮を勤請して瀧尾大權現と崇む明治四年神佛分離の時二荒山神社に屬しぬ祭神は田心姫命なり日光山志に曰く

抑瀧尾は弘仁十年七月廿六日弘法大師始て當山に下着し玉ひ先四本龍寺の室に入給ひ上人の遺弟教曼道珍等其餘の徒を伴ひ瀧尾に到給ふに瀧有て亂糸に似たりとて是より白糸の名起れりとる嶺を龜山と名附給ふ其形の伏龜に似たるを以てあり空海和尚境地の靈區なるを感し玉ひ大杉の下に庵を結ひ壇を設て佛眼金輪法を修し玉ふ事一七日夜池中より一白玉出現す是則天補星なりとて祀り玉ひ小玉殿と稱する是なり又も勤行せられしに天より一白玉降りて水上に浮ひ我は妙見星なり公か請に依て今來下せり此所は我住所にわらず此嶺に女體の靈神いませり此地に祝ひ

奉るへし我をして中禪寺に安住せしめは末代まで人法を守護せしむへしと語り畢て見えず依て中禪寺に崇め奉らるまた尊星の告によりて修法し靈神の影向を請給に忽靈神に化現し給ふ其親天女の如く端正美麗金冠瓔珞を以て莊嚴に飾り其身扈從の侍女前後を圍繞し僮僕左右に充滿し異香紛々として靈神出現の尊容を拜し心願満足す即堀上に社殿を創立して勸請し奉り手書題額し女體中宮と云々道珍に附與し是より道珍を以て瀧尾上人の元祖とす云々

境内に高一丈二三尺餘の石鳥居あり鳥居を入りて樓門に達す樓門は古への二王門なり銅瓦朱塗弘法大師筆女體中宮の扁額は此樓門に掲けありしなり今は撤せり樓門を過ぎ正面拜殿に達す銅葺三間に四間黒塗上葺外赤塗縁側高欄附あり中門は素木造左右より瑞籬を廻らし本社を圍む本社は東南に面す桁行三間梁間二間大床造二重垂木向拜附棚繪彫欄頗る美麗なり日光山志に曰く本社巽向銅葺二間に三間大床造三扉黒塗滅金飾正躰の額三面罫口三ッ掲く玉垣の内は丸小石を敷たり總赤塗向拜造彩色彫物高欄二重垂木方七八間計祭神田

心姫命の垂跡本地阿彌陀佛鎮座は人皇五十二代嵯峨天皇の御願所にて御造立といふ云々

毎歲祭典の時二荒山本社の神輿當社に渡御あるを例とす境内の三本杉は神代より古木といひ傳へたりしか中杉は元祿十三年八月十五日夜右杉は延享四年八月廿七日各大風の爲に倒れ左杉は寛延二年六月十二日風もなきに自ら倒れ臥して朽幹猶草莽の間に横はれり周圍三丈餘方今の三本杉は其殘なるよし三本杉の西に酒の泉あり往昔醴泉を湧出せしと名ひ池中に財辨天の小祠あり酒の泉の西に子種石あり俗説に子なき女此石に祈れば果して効驗ありといへり又社前に石柵を廻らし中に一箇の石あり禮拜石と稱す日光山志に曰く

禮拜石本社の前中門の内在り長三尺餘横二尺六寸許の平石廻りに手摺矢來を設く土俗いふ一名は助石とて日光費にて氣絶せしもの此石の上へ荷ひ來り置時は忽蘇生すといへり俗言なれば用ひ難し云々

又本社の西に多寶鐵塔あり堂一間四方堂内に鐵塔を置く高一丈許頗る奇古銘に曰く

奉新造瀧尾山鐵塔光明院法印昌宣願主文月坊

文明二天宣庚三月十二日

大工宇都宮住人大和太郎宗弘

塔内に普賢菩薩の銅像を安置す其扉は黒漆塗なり

◎二荒山神社中宮祠 弘仁七年勝道上人其徒弟教晃道珍を率ひ二荒山の頂上にて三神の影向を拜し下山の時麓に社殿を窺立すとあるは當社なりと云祭神は大己貴命、田心姫命、味耜高彥根命の三座あり舊三社權現本社即ち中禪寺と稱したりか明治四年神佛分離の際佛像法器の類悉く之を撤して今の神號に改む社殿は南向桁行三間半梁間七間餘総朱塗にして前面の三扉は黒塗なり丹塗を塗りたる瑞籬を以て社殿を包圍す正面及東方に中門を設け中庭に玉石を敷きたり拜殿は南に面す桁行七間梁間五間餘総朱塗大床舞台造なり

◎若子神社 當社は弘仁年間弘法大師の勸請に係る下照姫命を祀れり舊寂光權現是あり石鳥居には公道法親王の眞翰を遍せしか明治十年の火災に焼失し今は鳥居のみ存せり鳥居を過ぎて曲折せて石礎を登るまど二町計拜殿に達す殿は椽葺赤塗二間半に三間なり刻下二荒神社の司掌に歸す

を存するのみまた昔日の觀なし

◎別院輪王寺

舊本坊と稱す表門は西に面し裏門は東南隅にありて中山へ通せり寺號は明暦元年十一月後水尾上皇の院宣を拜受して輪王寺と改む一品守澄法親王の御時なり其以前には光明院と號したり

日光山志に云御本坊表御門は御殿地に相對す裏御門は東谷の方に在竝慈眼大師慶長十八年蒙台命當山に任せられ中興の祖とはなれり元和三年御遷座の砌座禪院へ入御と記せるものあれは大師も座禪院後の舊院に住玉ひ御鎮座後元和七年光明院の舊迹へ御本坊再建の後また寛永十八年今の地へ御移し有まよとは光明院舊迹の條に記せり光明院は上古より本院のまどゆゑ御本坊を今の地へ移されし後も明暦以前迄は舊號光明院の號を用ひ玉ひし由又輪王寺の尊號は明暦元年本照院宮守澄法親王御上京の砌十一月廿六日を以て後水尾上皇の院宣を拜賜し給ひしより此尊號を稱し奉るまどなり寛永年間御本坊向御造立せられ

◎清瀧神社 清瀧村中宮祠道の右にあり當社は僧空海の勸請にして天竺大鷲山の金毘羅大權現を祀れるものといふ舊稱清瀧權現是なり明治の初神佛分離の際神社號を改む祭神は袁加美神なり

日光山志に云村内往來の脇にあり此社頭は往古よりの鎮座にして其最初を經ぬるに天武天皇の大寶年中役小角と雲遍上人二人大鷲山の清瀧に至るに瀧上に雲起り雷鳴し雨車軸を流し進み兼たるゆゑ二人秘呪言を祈禱すれば又忽に天晴たり其所に大杉あり其上に天狗の尙長等數万の眷族をひきゐ現し出て二人に告ていふ我等二千年前靈山にて佛の附屬を受け大魔王となり此山を領し群生を利益すといひ訖て見ゆ因茲二人杉樹を號して清瀧四所明神と崇め扱又杉の邊に千手大土を安置し其地を鎮むと云々後世佛法擁護の靈區となれりといわれは弘法大師此神を祀り鎮護せしめ又清瀧寺を建立すと云々此ゆゑに密宗の靈地に清瀧權現を祀り山内の鎮守是を清瀧と號せり

社地は神橋を去る一里二十町餘と稱す清瀧と稱する瀑布ありしかと近年伐木せしより水源涸れて僅かに涓滴

ける時大師の自筆を以て御本坊御作事向を圍せられ或は朱を以て添書加へ給ひしものをかのれ先に御太工棟梁甲羅筑前か家に秘藏するを見たり當山と東叡山と兩所の圖なり彼甲羅か棟梁にて造畢せる功を賞せられ三社の謄宣を自筆にものせられ其餘くさく給ひし數品彼家に藏すれば其頃造畢せしはしられたり其時の御作事御書院等の繪は狩野探幽法印或は主馬直信等か圖せしもの顯然たり中にも直信か眞向の雁とて世に稱するものあり貞享元年十二月廿日の大延焼等に御本坊向は皆焼失し御客殿御書院向は同二年上野御穩殿を御成移有て御再興ありし事なりと云ふ將軍家御登山の砌は御本坊を假の柳營に設け玉ふ其時は御門主の御方東山櫻本院を御旅館に設給ひ將軍家御在山中は彼院に移らせ給ふといふ御門主御方定格として御登山の事は四月十五日御着山にて五月二十一日御發興九月十日御着山にて同月二十一日御發興十二月二十九日御着山にて翌年正月二十一日御發興例年斯の如し云々

輪王寺宮は毎年三回の御登山にて其間東叡山にまし

ましまされは申すも畏多きと下つ方にては上野宮とも稱し奉りぬ戊辰の役彰義隊が常山六十七世公現法親王を擁し事を圖りたるもかゝる理由ありて開々と機械に投せしめまゐらせしはいと淺猿しき限りに去る舊幕府時代には比叡日光東叡之を天台の三本山と稱して同等の寺格とせり

明治二年輪王の寺號日光の山號を廢止せらる同四年神佛分離の時一山の諸寺院を合併し常山上古の寺號を復して満願寺と稱す同年五月本坊自火焼失同六年再建す同九年六月 今上陛下御臨幸辱くも行在所と定められ優渥なる恩命を蒙りぬ同十二年護光院を再興し踰えて同十五年には左の十一箇院三坊の再興あり

法門院、安養院、華藏院、照尊院、南照院、禪智院、淨土院、醫皇院、櫻本院、光樹院、唯心院、教光坊、道福坊、金藏坊

舊一山の院坊百十箇寺の内其十五箇寺を再興せり同十六年十月五日本坊の満願寺を以て其儘輪王寺と改む支院十五箇寺を輪王寺中と稱す茲に於て寺號舊に復するを得たり同十八年一月寺格を別院とす

同年十二月門跡號の公稱を許可せらる
●列祖

開祖 山 勝道上人
上人は座職の宣旨なきが故にたゞ開祖とのみ稱す

二世 座主 教晏僧都

開祖上人の上足道珍僧都は嫡弟なれども座主職に任せず教晏僧都始めて座主の宣下を拜賜せしめるかゆゑ常山の二世と稱す

三世 座主 千如上人
四世 座主 神善上人
五世 座主 昌禪講師
六世 座主 尊蓮上人
七世 座主 明秀大徳
八世 座主 聖兼大徳
九世 座主 頼聚大徳
十世 座主 慶眞大徳
十一世 座主 明覺大徳
十二世 座主 宗圖法印

鎌倉に居住すされは一山の庶務は御留居座禪院に於て之を扱ひぬ

廿八世 座主 仁澄大僧都

鎌倉將軍惟康親王の長子なり皇族を以て日光山座主に任せられしと此に權興す

廿九世 座主 仁慧法親王

後嵯峨天皇第十四皇子にまします

卅世 座主 道潤大僧正

卅一世 座主 聖慧權僧正

惟康親王の第三子なり

卅二世 座主 慈道法親王

龜山天皇第十七の皇子にして曾て青蓮院門跡に住み給ひ建武元年日光座主に任じ光明院へ轉任せられぬ

卅三世 座主 守慧大僧正

卅四世 座主 聖守法親王

卅五世 座主 聖如僧正

卅六世 座主 滿守大僧正

足利滿氏の五男あり

十三世 座主 快舜阿闍梨
十四世 座主 有尋大徳
十五世 座主 良重大徳
十六世 座主 聖宣法印
十七世 座主 禪雲
十八世 座主 隆宣法橋
十九世 座主 觀經僧都
二十世 座主 覺智大徳
廿一世 座主 靜覺大徳
廿二世 座主 文珍大徳
廿三世 座主 相辨大徳
廿四世 座主 辨覺僧正
廿五世 座主 性辨阿闍梨
廿六世 座主 尊家法印
從三位頼家の子なり鎌倉將軍宗尊親王の御歸依僧にして南御堂を兼務せり是より歴世貴族を以て座主に任しぬ
廿七世 座主 源恐大僧正
從是歴世の座主鎌倉大御堂の勝長壽院を兼ね

卅七世座主 慈玄大僧正

大僧正慈玄の後座主職中絶せり

卅八世監守 昌瑜法印

慈玄座主職中昌瑜に命じて本坊光明院を監守せしむ大僧正辭職の後御留守居權別當と稱して山務を司掌せり

卅九世監守 昌勝法印

四十世監守 昌繼法印

四十一世監守 昌潤法印

四十二世監守 昌繼法印

四十三世監守 昌宣法印

四十四世監守 昌源僧正

四十五世監守 昌顯法印

四十六世監守 沙彌丸

四十七世監守 若王丸

四十八世監守 昌勝法印

四十九世監守 昌欽法印

五十世監守 昌廣法印

五十一世監守 昌淳法印

五十二世監守 昌尊法印

衆徒と異議を生じ慶長十八年終に退職せり

●中興

五十三世貫首 慈眼大師

諱は天海慶長十四年十二月權僧正に任す同十六年權より轉して正に任す同十八年當山住職となる元和二年七月正を轉して大正に任す寛永二十年十月二日東叡山に於て入寂す慶安元年四月十一日法諡を慈眼大師と賜ふ

五十四世貫首 公海大僧正

花山院左大臣定熙公の嫡孫左少將忠長朝臣なり寛永二十年受職承慶三甲申年辭職元祿八乙亥年十月十六日示寂す久遠壽院と諡す

公海大僧正寺務を辭するや一品守澄法親王其後を繼ぎ爾來日光山門主として東叡山寛永寺を兼董し且天台一宗を監領せらる明暦元年日光門室を改め號を輪王寺と賜ふ從是輪王寺門跡と稱せり

五十五世貫首 守澄法親王

後水尾院圓成法皇第二の皇子承應三年御承職延寶八庚申年五月十六日薨去法諡本照院宮

五十六世貫首 天真法親王

後西院の皇子尊母新大納言局延寶八年三月十四日御受職元祿三庚午三月朔日薨去法諡解脫院宮

五十七世貫首 公辨法親王

後西院の皇子尊母六條局元祿三年三月五日御受職正徳五乙未年五月十二日御辭職同年六月十七日山科毘沙門堂に於て薨去法諡大明院宮

五十八世貫首 公貫法親王

東山院の皇子初め圓滿院の御門室御相續あり正徳三年輪王寺御附第同五年五月十二日御受職元文二戊午年三月十五日薨去法諡崇保院宮

五十九世貫首 公遵法親王

中御門院の皇子元文三年三月御受職寶曆三年申年八月御辭職

六十世貫首 公啓法親王

櫻町院の皇子實閑院宮太宰帥典仁親王御連板

なり初め曼珠院の御門室御相續あり後輪王寺御附寶曆二年八月二十三日御受職明和九年壬辰七月十三日薨去法諡最上乘院

六十一世貫首 公遵法親王

安政改元辰年九月二十七日台命に依て御再職御職務九年同九子年三月御辭職天明八戊申年三月二十五日山科毘沙門堂に於て薨去法諡隨意樂院宮

六十二世貫首 公延法親王

桃園院の皇子實閑院宮太宰帥典仁親王第四の皇子安永九年三月御受職寛政三年七月三日御辭職享和三癸亥年五月二十七日京都に於て薨去法諡安樂心院宮

六十三世貫首 公澄法親王

後桃園院の皇子實は伏見宮兵部卿邦頼親王御四の御子寛政三亥年七月三日御受職文化巳年十二月五日御辭職文政十子年八月京都に於て薨去法諡歡喜心宮

六十四世貫首 舜仁法親王

光格天皇の皇子實は有栖川宮織仁親王の御子
文化六己年十二月三日御受職弘化三年十月十
九日薨去法諡自在心院宮

六十五世貫首 公紹法親王

光格天皇の皇子實は有栖川宮詔仁親王の御子
天保十四年御受職弘化三年十月十九日薨去法
諡賢行院宮

六十六世貫首 慈性法親王

光格天皇の皇子實は有栖川宮詔仁親王の御子
弘三年御受職慶應三年十二月七日薨去法諡大
樂王院宮

六十七世貫首 公現法親王

仁孝天皇の皇子實は伏見宮禪樂親王の御子慶
應三年御受職明治二年十月四日伏見宮へ御復
歸後ち北白川宮御和積能久親王殿下と稱し奉
り陸軍大將に任し明治二十八年薨去於て薨
去せらる

輪王寺宮は公現法親王に及びて斷絶せり從是
日光の山務は三門堂(粟山大佛梨木)の命を受

けて輪門室監守の院家之を関す

六十八世 監守 大僧都 慈亮

六十九世 學頭代 舊權大僧都覺潤

舊權大僧都生戒

七十世 學頭代 舊大僧都山直

七十一世 學頭代 大講義 講厚

七十二世 兼務 中教正 亮榮

東京市谷自證院の住職なり明治七年十二月
内務卿より滿願寺兼務の命を受け同十四年九
月辭職せり

七十三世 貫主 權大僧正 講厚

舊護光院の住職たりしか明治六年九月學頭代
を拜命し同十二年滿願寺副住職に任す同十五
年五月十一日副より正に轉し同十六年門室號
を復興して輪王寺住職となる

七十四世 貫主 權大僧正 彦坂 講照

當代の貫主なり

●輪王寺本堂 輪王寺本坊の表門内左方に巍然たる
佛殿あり是即ち輪王寺の本堂にして元三佛堂又往時は

金堂と稱して當山第一の大堂なり南向桁行十七間一尺
餘梁間十間五尺礎石より棟木迄八丈八尺銅瓦屋根兩
妻入母屋總朱塗本尊阿彌陀佛左は千手觀音右は馬頭觀
音の三大座像を安置せり

日光山志に云三佛堂新宮鳥居の北の方にあり往古金
堂と稱するは是なり山内にての大堂銅葺赤塗正面十
八間横間十四五間日光三社の本地佛堂千手觀音は新
宮の本地なり馬頭觀音は本宮の本地各座像八尺五寸
阿彌陀は瀧尾の本地長九尺六寸許是は慈覺大師當山
に登り寺院建立の砌此尊像を彫造し玉ふものなり此
堂内乾の隅に勝道上人の木像を安置し其の方には軍
荼梨明王の木像をも安す

嘉祥元年大師登山の時山内山外を歴覽し瀧尾の麓に一
寺を創し自刻の三尊を安置して神室寺と號す即ち叡山
の中堂に擬し常山の根本中堂なり後金堂と改む仁治年
中廿四座主辨覺法印之を恒例山の麓今の東照宮鐘樓の
邊に移す元和三年更に二荒山神社の東の地に移す後慶
安元年再營ありて偉大の壯觀備はれりとなむ明治二年
神佛分離の令あり三佛堂は本坊の司掌に歸しぬ然りと

雖も堂や東照宮の境内にあるを以て移轉するにあらず
れば速に撤壊せざるを得ず根本中堂其根を斷たんとす
於茲山麓の市民大に激昂し葛藤を生ず其狀や憫むべき
なり同年 今上陛下當山へ御臨幸辱なくも滿願寺を以
て行在所とせられ兩日三夜御駐蹕まし〜き當時宮内
省より金三百圓を賜はり同年八月更に御手許金三千圓
を賜はり三佛堂移遷舊觀を失はされとの恩命を蒙りぬ
一山の衆徒感泣し多年の愁眉此に開かる同十四年十一
月遷地の造營全く落成せり同月五日本尊正遷座式を兼
ね慶讚會を執行す同十六年滿願寺か輪王寺の舊號を復
稱するに及び三佛堂の稱を輪王寺本堂となす

●相輪塔 三佛堂の側にあり方形の石垣を高く築き
て上に五間四方の石柵を繞らし中央に唐銅の輪堂を建
つ寛永二十年七月天海大僧正叡山に比し傳教大師の銘
文を模寫し建立したりとかや始は東照宮奥の院銅庫の
邊に建てられしか慶安三年新宮馬場の傍に移し明治六
年更に方今の地に遷したり

日光巡拜圖誌云さて御宮を下りて相輪塔を拜す近
年朽折れてあらたになれり其木の上を赤銅にて包み

黒うるじ焼付なり金物御紋共金めつき御紋の下に六十四句の願文並慈眼大師の文字金なりまれば傳教大師比ふ山に初て建給へるをよにもうつせるなり六ヶ所ありと云ふ身延山にもあり其餘何れにあるや追て考へ知るへし案内の者曰他所にも有といへとも當山に及はずと、

日光山志に云 御宮御築地外の山腹にて新宮馬場の方に有是は古傳教大師叡山を初とし日本六ヶ所に建給ふといふ

安東 上野 上野國緑野郡にあり
安南 豊前 豊前國宇佐郡にあり
安西 筑前 所在不審
安北 下野 下野國都賀郡にあり
安中 山城 叡山西塔院にあり
安總 近江 同 東塔院にあり

慈眼大師叡山に比して傳教大師の銘文を摸寫して建立し給ふ始は興院の山へ寛永廿七年七月建給ひしが其後慶安三年今の地へ御建立直しになれりといふ總高地盤石より七間二尺外に根入二尺四寸元口

差渡し三尺一寸基石大さ八尺四方八角座石右二丈一尺七寸廻り控柱高一丈七尺八寸元口丸差渡一尺八寸五分金環珞のかなもの廿四連金鈴廿四あり減金かなもの下に葵御紋金にて置けり敷石の圍内五間四方許其真中に輪檜の銅柱を建てたり控柱も銅柱にて頭に凝寶珠あり

●朝陽館 境内御殿地跡にあり東照宮附屬の公租地あるか明治十九年五月舊大樂院(東照宮別當たり)の構造木材を此に移し宏壯なる日本造の一節を建築し同年八月落成此建坪二百二十四坪客間二十五席を有せり朝陽館と號し宮内省御用邸となり皇族其他貴賓の宿泊に供せり大谷川を隔て、遙に鉢石町裏の群山を望むべく風光の絶佳なるは謂ふまでもなし

●座禪院跡 日光山志に云ふ前條に記せし如く今の御殿跡地は古座禪院の舊跡なりもとより此院は一山の衆徒三十六坊の内ある一院にして此院の開祖は勝道尊師の上足の弟子昌禪僧都より世々の住職昌字を以て諱に稱せり此院は當山座主職の寺にあらず代々留守權別當と稱せりといへり其いはれば座主光明院は鎌倉に在

住せられけるゆゑ座禪院をして御留守權別當にて一山の法務を執せしか應永廿七年座主大僧正慈玄寺務を退轉して光明院の座主職斷絶せし後は座禪院昌瑜權別當に任し當山の政務を司りしかはかのづから座主職のやうにも思はれしとる然るに應永廿七年より慶長十八年迄凡百九十四年の間法務を司りしか慶長十八年座禪院昌尊代に一山と異議に及ひしよと有て昌尊退院せり此砌駿城へ南光坊天海師を召せられ日光山拜領せられ同年登山し給ひけれども光明院の本坊は破壊せるゆゑ座禪院をして宿坊とし給ひ是より追々當山悉く中興し玉ふといふ

●四本龍寺 二荒山別宮の背ろにあり堂は方五間寶形枅葺素木造にして一種の雅致あり天平二丙午年三月勝道上人大谷川を涉り初めて當山内に到り之を創建すと本尊は勝道上人自作の千手大士五大尊を安置す補陀洛山草創建立記に云ふ

此北嶺、號四神峰、東青龍南朱雀西白虎北玄武所在也(中略)即於此所建堂、奉安千手像、號四本龍寺矣、

とあり寺號の因て起る所知るへきなり大同年間橋利遠勅命を奉して之を改造せり此に始て寺觀を大成するを得たりと本堂の東に総朱塗の三層塔あり相傳ふ此塔は源實朝公の建立に係れりと初め東照宮の社邊にありしを寛永年間日光山造營の時總奉行の一人たる松平正綱の計らひにて此所へ移せしか天和四年の回祿に罹り烏有に歸せしを其後再建する所といへり今輪王寺に屬す

●唯心院 四本龍寺の西に位し東山谷にあり正保二年橋本坊を改め古の衆徒の稱號に復して唯心院と號すと此寺本地は往時勝通上人未だ四本龍寺に移らざるの前假りに草庵を結はれたる舊跡なりと云ふ中庭に禮拜石といふあり經四尺許の平石あり天平神護の昔紫雲石の方に當り千手大士の出現ありしを勝道上人此石上より遙に禮拜せられしより號けりと又東北の丘に上人の高足仁朝僧都の石塔あり僧都は師勝道か四本龍寺に移りし後草庵の跡に精舎を開設して之に住し岩本坊と稱せしを又橋本坊と改む是れ當院の開祖なり塔は五輪形にて古色蒼然自ら千年外の物なる所以を知らる

●光明院舊跡 日光山志に曰く今假御殿の邊より鐘

掃寮の南の方なる明地邊まで上世より當山座主職光明院の境地なる由抑當山開闢の事は勝道上人天平神護二年當山を開闢し翌年神護景雲元年峰々嶽々を開山し延暦三年中禪寺を草創し大同三年三社權現の社頭を創建し給ふ當山草創開闢と稱せり其後嘉祥九年慈覺大師三佛堂常行堂法華堂山王社を創建し給ふといふ當山上古の本院と稱するは四本龍寺の事を本院と唱へしといふ勝道上人の最初に住玉ひしゆゑ斯も稱せしなり其後は座主職を光明院と稱せられ是又本院の號なり弘仁八年教曼僧初めて當山座主職の旨嵯峨帝より拜賜せられてより以來座主職連綿たりき又光明院の號は座主廿三代僧正辨覺の時(常陸國大萬五郎藤原政家六男也將軍實朝公の護持僧かゝ和田亂の時辨覺御所へ参り勳功をあらはし兄弟大方氏の人も武功を顯したるゝと東鑑に載たり)仁治元年別に院宇を建立し光明院の稱號宣旨を拜領せり是光明院座主職の始なりと云ふ辨覺以來親王家又は鎌倉將軍家の一族を以て光明院を繼れ各々座主宣下ありき又執權北條氏の歸依に因て鎌倉葛西谷に地を賜ひ宿院を構へ常に鎌倉に在住せらる當山の法務

は座禪院執せしよと前條に出せり又當山座主尊親王の御歸依僧にて執權北條時頼も歸依淺からず南御堂を兼帯し御所に於て秘法を修せし事往々東鑑に出たり又鎌倉年中行事といふものに日光山勝長壽院の門主御所の御出の時は御叮嚀の躰の僧山内の法務を執せりと云りされは其頃日光山座主門主を勝長壽院とも稱せしよと思はる又南の御堂とは大御堂の事にて寺號は勝長壽院といへり然るに應永廿七年座主三院六代大僧正慈玄(一條關白左大臣實經公の九男なり)寺務引退して光明院座主職斷絶し是より光明院は廢跡となれり御宮御鎮座以後元和七年光明院舊跡へ御本坊從建築ありしかと又寛永十八年に今の地へ御本坊再建になりしといふとあり

●開山堂 一名地藏堂勝道上人の廟なり東照宮與宮の東佛岩といふ所にあり堂や東向方六間朱塗二重寶形造四面に扉あり間毎に窓を開く堂内整石正面に「開光院」三字の額を掲ぐ一品公遵法親王の染筆なり中央に地藏菩薩の座像を置く長五尺連慶の作と稱す佛者は説きぬ勝道は是地藏菩薩の垂跡なりと即ち本地佛として

之を安するもの又須彌壇厨子の中に勝道上人の影像左右に十弟子の像を排列せり

◎常行堂 御用邸脇の新道を出抜れば左方に常行法華の二堂竝立せり常行堂又賴朝堂ともいふ嘉祥年中慈覺大師の建立なり往古此堂狹建の地は佛岩の邊即ち今の東照宮表門内三神庫の邊りにありしか元和年中東照宮造營の際此地へ移されたりと寶冠堂や十間四面内縁の正面に維摩居士の木像ありしか寶冠の阿彌陀如來左右に四菩薩須彌壇の下の左右には兩大師後堂は波之利大黒天(大黒天の縁起後にあり)及摩多羅神を安置し兩側の床には無數の諸佛諸菩薩を縱横に排列せり是は神佛分離の際所々の神社内に勸請しありたるを此に收容せしとむ

◎法華堂 嘉祥年中常行堂と共に慈覺大師の建立なり寶形造の兩堂相並ひて大なるは常行堂小なるは法華堂なり

日光山志に云ふ常行堂御靈屋二王御門前南の方に常行法華の二堂相双ひ東の方なるは常行堂西の方なるは法華堂なり銅葺二重垂木赤塗欄間彫物彩色十間に

上都賀郡

五間此兩堂の間を山上を登れば慈眼堂へ至るまた雨堂より通行すへき設に歩廊を渡せり堂内本尊は寶冠の阿彌陀如來左右に四菩薩また後の方に摩多羅神を安す此堂は嘉祥年中慈覺大師始て登山せられ叡山に摸して兩堂を狹建し玉ひ此時天台一派を興され顯密繁盛となり大師山門より隨從せし僧侶十餘輩を殘し留められ又久住の徒を合せて三十六人の内廿四人は法華三昧の行儀を修す又十二人は常行三昧の法儀を受けて無怠慢修行せしゆゑ鎌倉右大將家御信仰有て右常行三昧修行の燈油料として文治二年九月同國寒川郡にて十五町の地を御寄附有し事東鑑に見たりまた右大將實朝公も御信仰有て兩將軍家より水晶の御念珠などを御堂内へ納め給ふ山されは舊くより賴朝堂とも別稱せしとる然るに元和三年四月東照宮神靈御遷座ゆゑ宮殿御造營の地形を曳給ふ時に二王御門前の大杉の下より一箇の銅器を掘得たり大僧正へ奉りければ奇異の想をなし玉ひ蓋を取て中を見給ふに瑠璃蓋なり是賴朝卿の御骨なるへし古記に其由を錄せりとて則御宮別當元祖大樂院行惠法印へ預置給

一五七

ふ其後二世惠海法印の時毘沙門堂公海僧正の命に仍て彼琉璃壺を鉄の寶塔に造籠て常行三昧堂に納給ふ云々

又云法華堂常行堂の西に並へり大間五間四間許起立並に造營の事は前に同じ本尊普賢菩薩並鬼子母神十羅刹三十番神後堂に傳教大師の影像右大將背寫の妙典一部納有といふ云々

◎慈眼堂 常行法華二堂の間より南の坂路を二町程登れば慈眼堂あり天海大僧正の廟なり師は常山中興の祖にして四十八代の座主職を拜す寛永二十年十月二日入寂慶安元年諡を慈眼大師と賜ふ

◎北白川宮殿下御廟 故陸軍大將北白川宮能久親王殿下は元當山輪王寺宮にておはしまし御法名を公現法親王と稱し奉りぬ明治二十八年殿下が臺灣に於て御遊去遊され給ふ如上の御由縁あればとて即ち當山に御寶塔を建て御神靈の照臨を乞へ長へに鎮護たらしむよとを仰き奉りぬ時は去明治廿九年十月二十八日なりき御拜殿は護王殿と唱へ三間四面椽葺総赤塗天井は黒塗中央に三壇三具足を置く「護王殿」三字の匾額は小松宮彰

とより一山香華院なり寛永五年慈眼大師妙道院を創建ありしより清瀧寺の法水を移され灌漑と定めたりし事舊記に載せたるよし往時は妙道院の兼帶所なりしか妙道院廢絶し方今は滿願寺の別院となれり

◎龍藏寺 瑞雲山と號す石屋町の北側にあり寺内の觀音堂は坂東三十二番の札所なり

日光名跡誌云 石屋町頭東側に瑞雲山龍藏寺といふ寺あり寺内に三十三觀音を安置す本尊は慈覺大師一刀三體の作佛なり並辨財天堂惠心の作なり此寺下野坂東三十二番の札所なり

日光山志云 龍藏寺石屋町北側にあり瑞雲山と號す原町妙道院末寺内に觀音堂あり當國三十三所の内三十二番の觀音慈覺大師作又惠心僧都の作なる辨財天を安置す此寺は古島山重忠の季子なるか出家し重慶阿闍梨といへる僧か庵を結ひし舊跡なり重慶不慮に害せられ暫く斷絶せしを年經て當山座主再營なりといふ

東鑑云建曆三年九月十九日日光山別當辨覺進使者申云故島山次郎重忠末子大夫阿闍梨重慶庵居當山之麓

仁親王殿下の御染筆なり御影殿は一間四方拜殿より甃石を敷詰どもに霧よけあり御寶塔は高九尺許周圍に石の玉垣を廻らせり御寶塔の左の方に三重塔あり献備の石燈燧數十基鐵燈燧兩基又門外に石五重塔一基あり

◎釋迦堂 舊妙道院境内の西方にあり堂は南に面す七間四方赤塗寶形造本尊阿彌陀脇士文殊普賢の座像其他惠心僧都の作三尊阿彌陀及慈眼大師の像と勝道上人の位牌を安置せり往時此堂は常念佛の道場にして稱名の聲絶ぬさりしに妙道院廢絶の後法燈闇く今や滿願寺に屬せり

◎慈雲寺 大谷川の沿岸合淵の東南にあり伽羅山と號す堂は方三間彌陀地藏及慈眼大師の像を安置す境内凡三四町あり中興開山は慈眼大師の尊弟最教院晁海僧正なり當寺は山内衆徒年中行事なりし由日光山志に見ゆ

◎清瀧寺 清瀧神社の側即ち往還の北にあり勝福山金剛成就院と號す弘法大師の開基にして眞言の道場たり後慈覺大師登山してより一山の僧徒皆台家の法流となりしに由り當寺も亦其宗派を改めしものといふも

根、聚牢人又祈禱碎肝膽事、是企謀叛之條、無異儀歟之山、云々其砌長沼五郎重政侯當座之間可生虜重慶之趣被仰合之云々宗政即時に馬を驅て重慶か首を斬て鎌倉へ持參しければ幕下將軍の仰に島山重忠は謀叛人に非ず其末子の出家なれば生虜り來るへき旨を下知せるに誅戮するに不及よと大に御氣色に違ひければ宗政も無本意事に思ひ侍所にして頭人へ對し種々所仔の事とも放言して退去せりといふ云々

◎觀音寺 中鉢石町の南の山腹にあり古へ此所に如來寺と稱する淨土宗の寺ありしか東照宮鎮座後他宗なるを以て今市へ移され其跡を觀音寺に賜はりしとなん境内觀音堂本尊は弘法大師作なりといふ輪王寺直未なり山號を鉢石山といふ

日光山志に云 觀音寺鉢石山と號す當山御直未なり中鉢石町の南の山腹にあり境内觀音堂本尊は弘法大師作といふ此寺は鉢石町方なる香花院なり此寺は往古よりありし寺なりといへり

◎淨光寺 板挽町にあり遠源山妙覺院と號す輪王寺末にして西町の菩提所なり

日光山志に云 此寺もとは佛岩にあり淨光寺往古淨光坊と號し上世當山の本院座主光明院の供僧の其一なりしか往古應永年中光明院斷絶の後善女神谷へ移すといふ又往生院といふはもと佛岩地藏堂の邊に在りて一心の墓所にて空海師の妙覺門の額を掲たり然るに此地は一心の鬼門に當るゆゑに衆議して善女神谷へ移す其後又寛永十七年十月往生院並六供僧の坊共に綿打村の西今の地へ移すといふこと舊記に見ゆるたる山往生院の舊跡は今淨光寺の彌陀堂にて六供淨光坊の跡は正しく淨光寺なりされは往生院と淨光坊今は合して淨光寺と稱するにや古淨光坊は六供の一にしてありしゆゑ其異名のよりて今は土人等淨光寺の事を六供と稱せり借古より傳はりし光明院彌陀尊を萬治二年五月賊の爲に奪はれたりといふ西町中の香華院とす境内に古の當山座主の墓碑あり

卅四世昌繼逆修文治乙丑二〇六月廿四日入滅
卅五世法即昌宣逆修延徳四年八月十三日入滅
權少僧都昌源年月不見法印昌顯大永三年六月廿六日

權大僧都法印昌淳廣塔慶長十二丁未伍月五日
鐘 銘
鐘光徑二尺許此鐘はもと本宮の鐘なるを銘文にあり文明二年本宮より此所へ施入の由再刻の銘あり

奉 鑄 日光山本宮推鐘 一口
右 増 三所權現威光爲成 二世各願也
一打鐘聲當願衆生三界苦願證菩提
諸賢聖衆同入道場願諸惡趣俱時離苦
當將軍源朝臣成氏公
御留守權大僧都法印座禪院昌繼
總政所西本坊昌宣
巨那古戸道光 氏吉
木願權律師源觀等毅弘繼
大工大和權守浦部春久
于時長祿三年乙卯十二月九日敬白
奉施入
往生院鐘
右志者爲天長地久御願
圓滿殊者父母覺靈成等

正覺頓証著提別者有縁無縁
自他法界平等利益故自本宮
申下新寄進處如件
于時文明二天庚子二月十五日

願主 東圓坊權律師昌源
古 額

弘法大師眞蹟寫淨光寺什物古往生院の額なりといふ長一尺八寸五分横一尺四寸廻り雲龍高彫是は外縁なり又其内に縁ありて梵字九ッあり紺青妙覺門の三字金色なり

◎妙道院の舊跡 原町にあり佛龍寺と號し一山の送葬修行の精舎にして法慢一流の灌頂を行はれ寺領二百石末山二十四箇寺ありて堂々たる巨刹なりしも時勢の變遷に從て遂に廢跡となれり

日光山志に云 妙道院寺地の邊今は原町と唱ふれども古名此邊田母澤と號せり、寺號は佛龍寺と號し寛永五年天海大僧正佛法岩へ建立し玉ふ今境内にある釋迦堂は昔より中山にありしを元和七年中山より佛岩谷へ移したまひ其後寛永十七年今の地へ妙道院

と共に移し玉ふといふ其砌より一山の香花院を定めらる寺領二百石を附せられ末寺は四箇寺あり本尊は阿彌陀を安す

◎興雲律院 大谷川に架せる碧の假橋を渡り對岸小學校の前を過ぎり稻荷川を踰れば老杉森々たる北岸の一境地を得興雲律院といふ天台律なり享保年中座主崇保院宮准三位一品公寛法親王の開基にして開山を玄門和尚と稱す樓門あり「聞薰閣」の額を掲く座主宮の筆なり一切經藏あり「覺寶藏」と扁す公啓法親王の筆又佛殿に「威光殿」の額是亦公寛法親王の染筆なり境内杉樹陰林として甚だ幽邃なり

◎立木觀音堂 復本地觀音堂と稱し方六間寶形造の堂宇にして坂東十八番の札所なり本尊は勝道上人立木の像を刻まれたる一丈六尺の千手大士にして我國に於ける有数の靈佛なりとか左右に四天王の像を安置す觀音の詠歌なりとて扁額に題して向拜に掲く

中禪寺のはりてをかむみつうみの
うたのはま路に立つはしら波
補陀洛やのはりて拜むみつうみの

さしに立つ木のちかひ久しき

●日輪寺の舊跡 勝道上人歌々演に暫し草庵を結ひし時一夜大日輪の内に五大尊の出現せるを拜せしと夢み直ちに其尊像を刻して創立せし寺なりと地は湖南寺ヶ崎の西にあり都てまの邊を老松崎と稱し南岸の中央なり

●船禪頂 船禪頂とは陰曆六月朔日開創し同月十一日より十九日まで定船講中と稱するもの連日船を掉し巡拜するを云ひまた七月中衆庶の請に依り船を出す名附て補陀洛船といふまた山禪頂船禪頂を兼ね行ふものあり現今は山禪頂は二荒山神社に屬し船禪頂は輪王寺に屬せり

◎黒髮山 黒髮山は一に二荒山、日光山、男體山とも稱し下野第一の高山にして禪頂口より山頂迄三里あり二荒また補陀洛と書し黒髮を黒上と書するは人各々の心々敢て深くたつぬへきにあらす傳に云中禪寺の東北に當り大坑穴あり是を囉刹囉と呼ひ春秋二回必ず大風を起し草木を倒し民家を破壊す因て此名ありしを弘法大師登山して之を避除結界し且つ山名を日光山と改

雪深けれと麓より頂に至る迄松椈椈等の古木積翠朦朧として眞黒に見ゆるより名附たる謂とる語りし或説は上古の御代には此國の名を毛の國と名附毛といふ時は成熟の意なり田島に耕して生せしものを作毛と唱へ成熟せざる地を不毛の地と呼か如し當國も神代より高山に樹木の成立しげるより國の名も是より起れるにや又毛とは草木稻蔬の生熟する謂をもて黒髮山とは稱するからぬといふ此説の如きも其理當れるに似たり又男體山の名より大眞子小眞子の二子の稱をも生出せしなり扱遊禪頂口より登るまど凡三里の直道なり絶頂に三社を祀せり頂上の廣さ南北十町許東西三町ほど登道峻嶮よて道絶たる危き所もななく躑躅する事易し仍て古木の薛翠四時枝葉を榮み石楠花二尺より三四尺廻り或は彌闍の拱抱すへき大木數多ありて林をなせり絶頂に至ては四邊の神秀なるまどは言葉に述かたし巖に神社を祀り玉ふは勝道上人神護景雲元年四月初めて跋渉を企て半路にむて雷鳴し路に迷て登るまどを得ず夫より十五年を経て天應元年四月又企て登らんとすれども果さず同二年三

上都實郡

め爲に爾來再び暴風起らずとまた黒髮山の稱は由來峻嶮にして積雪深しと雖も松椈椈等の老樹蒼鬱として常に翠色と呈し遠く之を見るに其色深黒なり故まかく名附けたりと或は此國古しへ毛の國と唱へしよりかく名附けしならんと諸説頗る多しまた男體の名に因み大眞子、小眞子、太郎などの稱呼も生せり登山の道筋は直道にして昇降に格別難澁の所もなく頂上に二荒神社あり中宮祠と同神にして二三町西の方に太郎山の神社あり中途は瀧の尾神社あり是を日光三社の奥院と稱せり頂上の老樹は何つれも風雪の爲ま伸ふるを得ず從て風景を遮るものなく富士の高根は遙に西南に聳む立ち四邊を圍繞せる山々は足下に蹲り総房の山はまのあたりに見ぬ其風光の佳なる假令ん方なし満山の老樹は多く石楠花、躑躅等にして周圍二三尺なるものあり日光山志に曰く

二荒山、補陀洛山、黒髮山、日光山、男體山など、號せり二荒を轉せし説は前卷も辨したれば茲も容すまた黒髮山と唱へしまどは萬葉集も見ぬて古き唱へよてありける古老か語れるはかゝる高山よて種

月經を寫し佛を圖し山麓に至て一七日讀經し神明に誓ひ山頂に至るまどを得は經卷佛像を絶頂に置て天地の神明の爲に供養し神威を崇め奉らんと祈念し誓ひ漸三度目に登臨を極と云々此時上人神祠を祀り給ふは天地の神明を祀りたまふなり其後弘仁七年登山の時に三神の影向を拜し玉ひて祀りけるは是日光三社権現の鎮りましますの始なり對面石とて山上に一石あり弘仁七年影向を拜し玉ふ石なりといへり此餘記すに追わらず禪頂して其神秀なるを知るべし當山は神佛の靈跡として著名なるのみならず古へより名所として其咏歌少からず左に重なるものを抄録す

萬葉 人 九

うばの玉の黒髮山の山背に

こさめ降しきますくろ思ふ

續古今 同

うば玉の黒髮山を朝越て

木の下露にぬれにけるかな

新後拾遺 從三位賴政

身の上にかゝらんことも遠からぬ

黒髪山にふれるしら雪

堀川百首

公實朝臣

旅人の眞音の笠や朽ぬらん

黒髪山の五月山のまろ

同

俊頼朝臣

うば玉の黒髪山に雪ふれば

谷も埋るものにうかりける

隆源

うば玉の黒髪山の頂に

雪も積らばしら髪とや見む

夫木

西行法師

ながむく散ならん事を君もとへ

黒髪山に花咲にけり

新和歌集

仙風法師

白雪の消ぬ限りはぬは玉の

黒髪山も名のみなりけり

新千歳

正二位行長

色かへぬ黒髪山の山かつら

斯くてやひきに仕へまつらむ

歌枕名寄

藤原清輔

我君は千世も坐ませぬは玉の

黒髪山の色もかはらて

回國雜記

聖護院道興准后

古にける身をころ外に厭共

黒髪山ものきを待つらめ

黄葉集

鳥丸大納言光廣

年経ても黒かみ山のおも影は

變らぬものゝ名にや立らん

静舎集

藤原宇萬伎

乙女等かくろかみ山の木間より

あを鳴子鳥こゑ聞かゆあり

名所今歌集

倭文子

ふりわけのくろかみ山の郭公

又いはけあき初音鳴くらし

うけらか花

橘千蔭

おどめ子か黒髪山の山藪を

うたてもかくす春の霞みか

下野やふたらの山のふた心

なくてろなひく四方の民草

縣居歌集

加茂名真淵

下野や神の鎮めしふたら山

再ひとたに何世はうまかし

阿豆麻歌

橘枝直

二荒山あくる朝日の匂より

霞みこめつゝ春は東にけり

草野集

同人

下野やふたらの宮のひろ前に

よろつ世よはふ松かせの聲

うけらか花

新玉の年に再ひふたら山

立かさねたる春かいみ哉

日光を觀すして結構といふ勿れとは人口に膾炙せる

俚諺なれども是れ實に無意義沒趣味の語のみ東照大

猷の廟結構莊麗五彩燦然たれども要は唯徳川氏權力

の幼影のみ當代美術の精華のみ其興味は史眼あり美

術眼ある人にしてある始めて之を解すへけれ彼の徒

補陀洛山は元と黒髪山の異名なるを國音相近きを以て

二荒山と稱せしより和歌にはふたら山と詠み來れり左

に歌集より數首を採華す

蜻蛉日記

右大將道綱母

下野や桶のふたらを味氣なき

かけもろかはぬ鏡と見る

權律師謙忠

新和歌集

世を照す日の光こそのかなれ

回國雜記

神の名に負ふ山のかひより

聖護院道主准后

雪霧もおよばて高き山の端に

わきて照りろふ日の光哉

黄葉集

鳥丸大納言光廣

宮柱立けふるより日の光の

月も守りにみかさうらん

法華八講記

冷泉爲景

山もけふ名にはかくれす出る日の

光りを花と散らす御法に

静舎集

藤原宇萬伎

に丹碧紫青の色彩に眩して覺束なくも美と呼び結構と説く尋常遊覽者に望むへきにはあらずましてや廟社殿堂美は固より美なれども晃山の勝之か爲に多きを加へず日光の勝は徳川氏より舊くしかも勝道上人以前に於て已に在り唯多く世に知られざりしのみ日光の勝地たるは人工の美なるか爲にあらすして自然の美あるか爲なり趣味多き地なるか爲なりしかり晃山の勝光の自然美は溪谷にあり水石にあり雲霧にあり然れども道坦ならざれば遊はす車馬便ならざれば行かす徒らに綺羅を飾り酒池肉林歌舞管絃の外に快樂を知らず一擧手一投足の勞をすら之を忌む者の如きは共に自然美を饒るによしなし若し夫れ眞に江山の美を愛し晃山の勝を究めんと欲せば先づ男體山の絶頂に攀ちて曉天の風物を見よ立ちのほる淺間の煙消ゆるらぬ富士の雪已に奇現んや脚底に眠れる白雲一道の曙光に驚き覺めて搖曳し或は桃花の色を染め或は眞紅の羅裳を纏り朝暎已に地平線を出れば來往漸やく急候忽にして千山萬嶽を包むとさ餘す所唯蒼空と岩頭の我あるのみ頃刻にして飛散すれば縹緲

海の如く大小の峰巒縦かに其巔を現はして島嶼の點綴するに彷彿たり已にして或は湧き或は沈み終に其行く所を知らず六合豁然一望萬里羽越信甲の山常武兩野の郷双眸の中に在らん此間の偉觀眞に羽化登仙の思わらしむ晃山の勝光の自然美禿筆の眞味を悉くすへきにあらす而して人造美術の精華を究めたる塔堂殿閣は既に述ふる所の如し是より秀麗なる山中の勝地古跡の一斑を列記す

◎神橋 日光町字鉢石の西即ち日光山内の入口大谷川に架せり古は山菅の蛇橋と稱したり長十三間五尺餘幅三間四尺擬寶珠十基あり欄干より橋板まで総朱塗にして金物は都て鍍金の斜子彫なり橋柱は鉅大の巖石を削りて兩岸に支ふ牢固として助かすへからず朱欄の優美なるに蒼巖の崇高ある奚じろ配合の技巧を極めたる橋下の水は靜瑠璃の如く動白雪の如く欄や板や之に映して朱橋を澄す何等の好風致や

日光山志に云 神橋、神護景雲元年勝道上人跋涉のみぎり此所に來り給ひしに兩岸の絶崖高く聳へ漲水盤渦して濟るへきやうなかりしかば道公惘然とし

て巖上に跪き丹心をくたき神佛に祈誓し暫念誦し玉ひけるに勞歸として北崖に深沙大王の尊容あらはれ御手に持玉ふ青赤の兩蛇を大河に向て放ち玉ふと見る所に忽飄然として虹霓の山間に浮るに異ならず北岸より南涯まで一條の長橋を架せり上人奇異の思ひをなし深く大王の冥助を歡喜ましし信心身に徹し玉ふと雖もいまた風慮を免れ給はされは大蛇の長橋を望みしはし躊躇し給ふ所に又不思議なる哉蛇橋の上に忽數根の山菅を生じ山間に一路を新に開きたるにこそならず上人いよゝ冥助の著き事を感歎まししいつしか危き念慮も忘れ途に徒弟と共に彼長橋を濟り給ひ北岸に至て遙に後を顧給へはあやしむへし大王も二蛇もかき消す如く見せ給はすなりけるとぞ夫より此橋を稱じて山菅の蛇橋とは唱へけり又大同年間帝京に兵革の事起て既に干戈を搖すに及び常山の御神へ朝廷より懇祈をよめられけるがほとなく天下無爲に歸せしかは其報應の爲にとて日光権現の宮殿新に御造替あり山菅橋も此時はしめて大なる橋となれりるれまては上人徒弟とともに蛇橋の跡

へ僅なる橋を架し置き給へるのみにて至て小橋なりけるとぞ山橋橋又は山菅の蛇橋とも稱し給ひしより遂には通稱となれりぬ今は専ら神橋と唱ふ枕草紙の春曙抄に異本を引てやますけのはし一筋わたしたる欄橋と書るはむかし僅にわたし、小橋のさまを其儘に書たるものなるへし扱前條に出し如く大同三年當國の國司橋利遠當山造營の勅を稟しとさ麓に住める神人にて工直を兼る山崎太夫といふものに下知して初て大橋を架せしより諸人渡るに易き事を得たりとる夫より十六年に一度つゝ掛替の命あり山崎太夫の子孫代々其事を勤む山崎太夫通名長兵衛と號するゆゑ里俗常に呼て橋掛長兵衛と字せり

大神祖君御鎮座以後寛永六己巳年御修造を加へ給ふ同十三年丙子年新規に神造立の結構は長十四間幅三間左右前後の欄干ともに総朱塗擬寶珠鍍金其餘手摺かなもの皆同し衛の裏板行桁は黒塗兩方の入口に欄楯を設け金鎖して通行を禁し給ふ兩岸に大石を削て柱となす方代不易の石柱なり

同年四月東照宮二十一回御忌以都より御攝家門跡方

其餘月卿雲客下向の時三條實條卿下向ありて

山管のかけて危き古橋を

石を柱にわたる御代かな

神橋御渡初御供養の御導師どもに天海老大僧正なり
此度美流に御造立ありしうゑ諸人の通行には假橋を
其儘に架しおかれて常の往來とせられ神橋は將軍家
御登山の砌のみ渡御なし給ふとぞ其餘は毎歳一月廿
三日冬峰修行の行人水取に濟り又三月二日早朝出峰
にも濟れり

此橋古へより名所として詠歌多し

廻國雜記

聖護院道興准后

法の水みなかみふかくたづねずば

かけてもしらじ山管の橋

萬葉集

人

鹿

むげ玉の黒かみ山のやま管に

よさめ降しきますくぞおもふ

懷中抄

老の世に年をわたりてよはれなば

常よりいけるやますけの橋

爲景卿紀行

昔しきて雲井の龍も今や又

人に見ゆるやますげの橋

萬葉集

鳥丸大納言光廣卿

久方の雲井はるかによれや此

聞かたりとしやますげの橋

漫吟集

契沖阿闍梨

古里を心の裏のまさしくも

戀ふりわたれ山すけの橋

神橋

朝鮮國

津

溟

齊

偶入壺中一破顔。規來橋上俯晴灣。昔龍倒飲千層浪。

玉嶺斜連兩岸山。秋後容疑銀嶺過。夜深人似月宮還。

閑看白鶴飛華表。醉倚雲梯縹緲間。

龍

州

路絕盤渦東峽間。飛仙於此亦凋顏。誰令鳥鵲愁銀漢。
可異蚊蛇化草菅。陶素蟠桃通利濤。衡山絕頂有躋攀。
由來禹鼎驅鬼魅。天下名區鬼得慳。

●中禪寺湖

南湖または幸湖と稱へ或は中宮祠湖、
八功德湖、雪浪湖等の名あり昔時は單に南湖と稱し來

りしか主上御巡幸の砌神官より宮内省へ上言して幸の
湖といふを下賜されたりといふ山中第一の大湖にして
東西三里南北一里許り水極めて清冽にして湖底深きと
ころ恰も藍をたひたるか如く湖邊は巨木修木鬱蒼と
して繁茂樹影水底に參差たり若し夫れ一葦を泛へて其
行く所に任せば細波激漑汀を洗ふ邊りに歌の濱、日輪
寺舊跡、寺崎、上野嶋、千手崎、紅葉浦、菖蒲沼等の名
所古跡あり以て終日の清遊を試むべく四方を眺望すれ
ば遠近の翠巒倒さまに青鏡の面に映し魚木に上るの奇
觀ありさては春草の萌立つ朝紅葉爛然として夕陽斜め
に傾かんとするの頃此幽境を探るの興味に至ては其快
や拙筆に盡し難し由來此湖は水極めて清冷且一點の
塵芥無きため鱗介絶えて生せざりしか維新後鯉、鱒、
鮭、鯉等の魚種數萬尾を放ち其生否を檢せしに繁殖の
兆いちゝるしく當時はまの山上にして一の漁場となり
捕漁の組合さへ設けらるゝに至れり斯かるを以て避暑
の爲め内外人争ふて涼を此地に需むるもの多し

●歌濱 敷島の歌の濱へに船よせて紅葉をかさし月
を見るかなと聖護院准后の四國雜記に載せたる歌濱は

中禪寺湖岸にして眺望の絶佳なると月によるしく紅於
二月花に亦よろしく斯る勝地なるを以て昔時勝道上人
此所にて勸行せしとむ此時天人降りて詠歌讚嘆した
るを以て歌の濱と名附けしといふ今其跡に花供行者の
宿あり吉祥天、彌勒菩薩金剛童子等の佛像を安置せり
補陀洛記に曰く

延暦三年三月二十一日、勝道上人詣中禪寺、與道
珍等相謀造船(長二丈廣三尺)掉湖遊覽、先止南
湖、後進北涯、供香花修行、上人儉於心底祈念、
誠此所非凡地定神靈、異人卜宅歟、唯願示我本跡
矣、同四月四日届南湖歌濱眺四寺岫、於湖上有一
白蛇、速疾浮來、頸係一顆珠、人面白毛而引率十
餘蛇、乍近上人曰、吾是此所鎮守、由公所願今願
現、語已忽然不見、

とあり浮屠氏の所謂斯の如し今や内外人の湖上に遊ふ
もの此地に來らざるものさし又此西の方に八九町湖中
に差出たる所は寺崎とて慈覺大師の舊跡にして即ち茲
に藥師寺といふあり是同大師が嘉祥元年建立せられたる
堂宇にて自作の藥師如來を安置す寺崎藥師いふ是なり

また風景絶佳にして湖上周遊の士必すまゝに馳を止め
て賞覽するを常とせり日光山志に曰く

寺崎南岸にて歌濱より西の方此地は勝道師の開基
にあらず慈覺大師の草創といへり嘉祥元年四月此
地に到り玉ひて薬師堂を創建し玉ひ手刻の本尊を
安し其堂の中心に薬壺を埋たまひ薬師寺と稱號す
此薬壺といふは天竺の老遊醫王より一向和尚へ相
傳の薬壺なる由此事は當山の古記なる宸翰の五軸
の文に出たるを聞き南岸より八町程築出し如
き小山の出崎に薬師堂あるゆゑ寺崎薬師寺と稱す
る所なり

●上野島 中禪寺湖中に浮み一小嶋にして周圍一町
許日輪寺舊跡は其東南岸にあり嶋は樹木鬱蒼として奇
石権巖多く内に勝道上人の遺骨を埋めし碑石ありまた
其後に慈眼大師の遺骨を納めし塔あり是即ち船禪頂の
拜所にして上野島と稱するは勝道上人上野講師に任せ
られしに依りかく名付けたるものなりとか塔は何れも
苔蒸して滑かに當年幾多の辛酸を経て難行苦行庶民を
感化せられし英魂長へにあるかを思へば誰か禮拜合掌

に不動の石像を安す巖下は碧水盤渦して潭底はか
り知かたし惟石横九尺許堅七八尺なる平面に含滿
の梵字あり讀かたし又云潭岩の含滿の梵字は僧正
山須の書也此山須は贈大僧正生須の弟子當山養源
院の三世なり

含滿の名の因て起る所は此地は不動明王の來現する所
なるか故に慈救呪の下の一語を取て「カンマン」と名
附たりとかや慈救呪とは則ち不動の眞言に「ナウマク
サンダ(中容)ウンタラタ、カンマン」といふ下の一
句にして含滿は其假字のみされは又憾滿とも書くと含
滿の驟雨は即ち日光八景の一に居る
含滿淵の南岸は一面に岩石相連れり其上に護摩壇あり
圓柱の四阿屋にして幽趣尤も掬すへし靈庇閣是なり又
對岸の丘上水際數尺の高所に石地藏の座像各三尺許な
るもの數百體並列せりまは含滿の化地藏と稱し幾度數
へても數の同じき事は無しといへりまた面白るさかな
●戰場ヶ原 標芽原または赤沼原とも稱へ湯元への
通路にして東は黒髮山の麓に沿ひ西は湯淵の下流を限
り廣袤一里許平時の極めて荒涼たる原野なれども春秋

の念起らざるへき而して船禪頂とは陰曆六月朔日開創
し同月十一日より十九日まで定船講中と稱するもの連
日船を掉さし巡拜するを云ひまた七月中衆庶の請ひに
依り船を出す名付て傳補陀洛船といふまた山禪頂船禪
頂を兼ね行ふものあり現今は山禪頂は二荒神社に屬し
船禪頂は滿願寺に屬せり

●含滿淵 大谷川上流向河原より遡ること五六町慈
雲寺の西北に位せり北岸に一大巨巖あり淵潭に峙立す
形勢甚だ奇異鬼斧の削斬せるかを疑はしむ頂上に不動
の石像を安置し其下は大谷川の激流奔騰飛瀉幾千年層
巖を裂開し破壊してさながら缺鑿の如くならしめ水其
間に穿ち入りて回折渦旋するの壯快なる覺ゆる慄然た
らしむ絶壁の断面に大梵字を彫る是慈眼大師と高足修
學院第五世晃海僧正の點する所ありといふ世俗には弘
法の抛筆ともいへるか空海と晃海と字音相類するを以
て誤り傳へたるならむか

日光山志に曰く含滿淵慈雲寺より西北に當り川向
ふの水涯に絶壁の如くなる巨巖水際より峙立し削
爲すにまどならず其奇壯なる形狀鬼工の如し巖上

花開くの時恰も毛氈を敷き連ねたる如し其戰場ヶ原
と名附けられたるは上古二荒の神と上野赤城の神とか
互に國領を争ひ血の雨を降らせしにより此名ありと日
光山志に云ふ

標芽原或は戰場原又は赤沼原等と唱ふれども標芽
原の異稱にて別に其地あるにあらず赤沼と唱ふる
本説は此野の中に清水湧出の靈沼あり開祖上人
關伽の水を汲たまひし謂を以て後世之を關伽沼原
といふまた赤沼とも書くは神戰ありし時血なけれ
て赤かりしといふ説よりいへり又戰場原の名も是
より起りしと云ふ此原野は中禪寺別所の邊を去て湯
元入口迄三里の行程なり又云標芽原を或は忠女治
原と書り

新古今 我世の中にあらんかきりは
猶たのめしめぢか原のさしもくさ
新千歳 いかなれば標芽か原の冬草の
さしもなくて枯果てけむ

云々猶外に六帖、新六、夫木等の古歌を載せあり標
芽原は下都賀郡伊吹山の東麓にもありて古人か詠した
るは何れをさしたるか古歌に

下野の伊吹の山を人間は、

標芽か原の西と答へよ

とあり此歌は伊吹山の東麓なる標芽原を詠したるなり
地は同郡吹上村大字川原田にある原野なり又日光山志
に云ふ

中禪寺

別所の邊より湯元まで三里といふ湖水
の條に隨ひ一里許も行て葛洲沼などいへる所は湖
水の末にてあやめ草多く生茂せしゆへ名附たり夫
より木立を通り赤沼原を過るよと二里許にして湯
元に至るすへて渺茫たる平野或は芝生の地多く數
品の草花あり春も氣候おくれ四五月頃に至り漸春
の時氣を得て數百種の花一時に開き爛熳として花
粧をつらねたる如し故に一名を御花畑とも唱へた
り

戰場原の説

上古神戰ありし所ともいひまた遙
に後の世に至りても鎌倉御所滿兼朝臣下野の小山

落せりといふ事大草紙に載たり此砌に小山か家は
亡けり往昔治承年中より右大將に任し小山左衛門
尉朝政兄弟三人各武威を輝し鎌倉公方家の世に至
りても關東の七屋形と稱せる内なりしか一時に滅
しぬ小田直高か家は宇都宮の元祖座主三郎宗綱よ
り出て是も連綿として常陸に住して七屋形の中な
る名家なれども此時に亡ける諸野州男休山とあ
るに今も山中に幕張楯弓張楯などいふものあるは
さるゆゑある事あらめ

按するに神戰の説は無稽の浮説にして信する足らざる
も後説の如きも事實疑ふへき所あり暫く録して識者の
判定に委す

●鳴蟲山

神主山の西向河原と含滿の後に當れる高
山にして東西に延亘せり本名を大懺法嶽といふ其後に
聳へたるを小懺法嶽と稱す其他月見、二宮、松立等の
諸山は皆此山脈中に元立せり共に冬峰行者の修法を行
ふ所呼嶽嶽、寶形嶽と稱する地は紅葉の勝景あり秋風
一たひ至れば滿山錦繡の如く大谷川の碧流と相映して
一美觀なり鳴蟲の紅葉と稱し八景の一たり

上相嶽

退治せらる是は永徳元年の事にて小山右馬頭義政
其子若犬丸南朝へ心を通し鎌倉の下知を叛きける
ゆゑ右兵衛督殿出馬せらる此時常陸の小田讃岐守
入道父子御先手と參り忠功を顯し小山城を攻めさ
る然るに嘉慶二年五月十三日古河の住人野田右馬
助囚人壹人を擲て鎌倉へ參らす此もの白狀せるは
小田入道直高父子小山若犬丸と同意し若犬丸を隠
し置る由を申す小田父子先年忠功を盡せる人なり
何の恨有て敵に同意致しけるやと疑なから同き六
月十三日小田が子二人召預七月十九日管領上杉中
司大輔朝宗を大將として小田か城を攻ければ小田
直高並子息二人家老信田某等野州男體山へ楯籠る
此所は高山にて力責にも難落同き十一月廿四日よ
り相戦ひけると雖も勝負も分たす依て鎌倉殿より
謀を以て海老名備中守を御使として免許可被成間
出城す可由被仰遣けるゆゑ翌應元五年五月小田並
子息孫四郎を召出し嫡子太郎をば那須越後守へ預
たまひ同き廿七日曉天に又鎌倉勢攻より依て小田
か家臣等百餘人討死し城に火を懸て殘る者ども没

日光山志に曰く鳴蟲山向河原と含滿の後に當り高
山東西に亘り此邊にての高山なり本名は大懺法嶽
と稱し又小懺法嶽とて此山の後にあり(中略)此
山は紅葉の勝景あるか故に當所の八景の中にも入
られたり諸古木の鬱翠するにもあらず雜樹の柴山
なれど時々雲霧を起し此山に雲生するときは果し
て雨を降らすより名附たるよし必ずしも蟲の鳴く
と云ふにはあらず蟲は原野にすたくものゆゑ高山
をさしてなきむしといへるは至て鄙なる俗語に嬰
兒の動もすれば啼出すを鄙語になきむしと呼ぶま
とあり此山は一日の中に幾度も雲を生し雨降るま
と時々なるゆゆ雨を涙にたとへなきむしの啼出し
と土人等か雨降るまを惡みて放言せしを竟には
山の名に負はせたるものなり云々

●前二荒山附風穴

字馬返しより行くまど五六町右
方を仰き見れば數百仞の嶮山對峙して男體女貌の双峰
に似たり前二荒又は小二荒とも稱せり
日光山志に云ふ嶮崖に洞窟あり人巽の至るへき所

にあらす遙に麓より其窟の廣狹を圖るに壁一丈許幅六七尺程にる見ゆる其深淺知れず此穿より風を出し或は雷獸とて雲に乗し雷と同じく虚空を飛行する畜のすめる穴ゆゑ雷神穴ともいふとむひされは世に云ふ日光雷の住む所なるへし又云ふむかし此穴を司る神職ありしか今は絶て其子孫御宮の俗人となれりと聞り仍て考ふるに古縁記にいふ當山に巖窟ありて春秋二度宛大風吹出し荒しけるゆゑ庶民難儀せしかは弘法大師登山せられ其穴を避除結界したまふとあるは此窟の事なるへし

云ふ所荒唐無稽信するに足らずと雖も馬返しを過ぎりて一條蛇の如く通する河原道に立ちて瞻望するよとあらぬか右方山上の峭壁面に一大洞穴あるを認むへし

●霧降瀧 所野村にあり日光鉢石町より一里十五町といふ小倉山の南麓を繞り西北の方へ漸々に登り行けば一の山頭に達す此所に望瀧臺ありて壑を隔て前面に一大瀑布の全形を望むへし瀑は二級に分れて飛流す上級を一の瀧といひ下級を二の瀧といふ一の瀧は高さ十三四丈巾三四間二の瀧は高さ十二三丈幅十間許其間相

を得へし豈奇ならずや

●寂光瀧 一名布引瀧若子神社の西北の巖角に懸れり世人七瀧と稱す誤なり瀑の高さ十七八丈幅二三間壘々たる奇岩段々として階級をなし瀑や之に従ふて飛流す且此邊岩石相連りて淵あり坂落しに岩つらを奔流すれば宛から布を引くに異ならず寂光瀧は日光八景の一なり

寂光瀑布

伊東長胤

峯尖松暗白雲迷、雪瀑半巖懸欲低、料議山僧長對看、不知霑却黑迦黎、

●相生瀧 若子神社の東倉下山に懸れり其道は池右より右へ入る小徑あり溪流に沿ふて遡るよと五六町にして根府川山に至る全山皆根府川石若子チブカと稱するもの是なり是より奥は樵徑たも絶ゆるたり溪水を渡りて三町許前進すれば直に瀑の下に達すへし瀑や二箇所に懸れり一を雌瀧と稱し西に向ふ高十二三丈幅五六間一を雄瀧と稱す南に向ふ高八九丈幅七八間あり

●裏見瀧 久次良村部内荒澤の山中に懸れり故に荒澤の瀧ともいふ其道は華石町を過ぎて二三町行けば路

距るよと數百歩二の瀧の半より二派に分れ濼々として流れ落ち更に突起せる岩角に觸れて深山皆撼き泡沫皆散し壑底濼々たる大霧を蒸し出せり霧降の名蓋し此に起因す古歌あり

二荒山村雨ろく楨の葉の

露や落ちあふ霧ふりの瀧

●胎内瀧 霧降瀧の上流十餘町の所にあり高さ五丈幅三間許霧降に似て小なり四邊圓形にして只正面の一方九尺許開け岩石左右に對立せり之を望むに恰も内拜を拜するの感あり是れ其名の起る所以か里俗眞瀧といふ瀧壺は井の如く深さ人身を没すへし

●滑川瀧 霧降瀧の下流小百村にあり日光町を距る一里許瀧は即ち滑川の流水岩石の間を洩下奔流するものにして高二丈許幅十五六間水勢の壯觀は諸瀧に冠たり此上流は幅十四五間數町の間一枚石にて質白く水清淺行人裳を褰けて川底を涉り往復するを常とす

●素麴瀧 向河原より三町餘鳴蟲山の北麓に懸れり瀧の高さ二丈數級に分れて翻流せり其狀素麴を懸るに似たり故に此名ありとる足を濕さすして瀑を昇降する

傍に「御嶽山登拜道」と記せる傍示杭を建てたり夫より右へ十七八町許にして荒澤の一茶亭に達すよの茶亭より道を左に取り礫々たる徑路を躋れば溪流を隔て、一瀑を望む土俗裏見の素麴瀧と稱す更に進みて左に降れば亂石脚下にあり新碧染むが如き一道の水は其間を奔流し來り絶壁の一角に觸れて急駛激怒水のあるよと一丈飛沫溪に滿つ傍に柴の組橋ありて巖より石に渡せり橋上より望観すれば正面に一條の巨瀑匹練の如く懸れり是即ち表面より眺めたる裏見の瀧にして其左右に亦二小瀧あり橋の左より更に嶮岩を踏み小瀧を涉りて迂回すれば一逕主瀑の裏面に通す瀑背自在に潛行するを得へし是に於てか徐ろに其奇峭を掬して吟情を發すへきなり世に日光山三大瀑布の一とせり芭翁の俳句に

暫時は瀧に籠るや夏のはじめ はせを

時鳥うらみの瀧のうらおもて 同

雲水やかすまぬ瀧の裏おもて 桃 郷

下野歌枕 勝田 諸持

眞葛はふ嶮路分來て二荒山